

江東区の環境白書

～江東区環境基本計画 平成 28 年度実績報告～



スポーツと人情が熱いまち
江東区

<表紙のご紹介>

表紙の写真は、江東区 シティ イン ザ グリーン CITY IN THE GREEN オンラインフォトコンテストで、平成 28 年度区長賞 CIG 大賞を受賞された久保賢吾さんの作品です。

江東区では、CITY IN THE GREEN =CIG（緑の中の都市）をテーマとするフォトコンテストを実施しており、入賞作品は CIG の普及、推進に活用しています。



平成 28 年度区長賞 CIG 大賞 「夏空」

「江東区の環境白書」の発行にあたり



私たちの江東区は、多くの水辺に恵まれており、独自の文化や伝統のもと、私たちにうるおいのある生活と環境をもたらしてくれています。

今日、地球温暖化の進展等、新たな環境問題があらわれ、その影響はさまざまな形で私たちのまちや暮らしに及んでいます。累積する環境への負荷は、人類の生存基盤である地球の環境をも脅かしています。

私たちの願いは、将来にわたって安心して住み続けられる、持続可能な社会を実現し、良好な環境を次の世代に引き継ぐことでもあります。

そのためには、私たち一人ひとりが、様々な環境課題に対する正しい認識を持ち、環境に配慮した生活や行動を進めることが必要です。

江東区の環境白書は、こうした願いを実現するために、区が行っている具体的な施策の実施状況や評価を明らかにした報告書であります。本区の環境対策は、「環境基本計画」に基づき実施しており、各施策に数値目標を設定し、区民と事業者と連携した取り組みを通して目標達成に向け推進しています。

本書では、環境トピックスとして 11 施策を掲げました。それぞれの施策は、未来に続く可能性を有しています。例として、水素社会の実現に向けてでは、国や都の取り組みと共に区内には 3 箇所の水素ステーションが開設されており、広く区民への認識を促しています。

また、環境学習情報館は開設 10 周年を迎え記念事業の実施を紹介し、環境フェアでは、特別講演や体験型環境学習プログラムを提供し、多くの来場者を迎えました。

循環型社会の構築では、新たに一般廃棄物処理基本計画を改定し、5Rによるさらなるごみ減量を進めており、水銀含有廃棄物の適正処理では、「水銀に関する水俣条約」発効にむけ、集積所での回収を実施するなど事業のレベルアップを図りました。

各施策の実績報告では、地球環境や循環型社会、自然環境など 6 つの柱を掲げ、各柱を実現するために 46 の管理指標を定めました。詳細は本編に譲りますが、各施策を細かく分析したところ、目標を既に達成しているもの、改善を要するもの等評価は様々です。事業の実施に当たり、改善点のあるものは、その原因を見極め、課題の克服に努めたいと考えております。

江東区が目指すべき姿は、区民・事業者・区が連携し、誰もが地球環境保全の取り組みを行い、環境負荷の少ないまちづくりを実現することです。地球環境の保全は、人類共通の課題であり、あらゆる活動において推進されるべきものであります。未来の江東区づくりに向け、本書の掲げる施策が、着実に前進するよう取り組んでまいりますので、区民、事業者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

平成 29 年 9 月

江東区長
山崎孝明

目 次

第1章 環境トピックス	1
第2章 江東区の概要	7
第3章 環境管理システム	8
1 江東区環境基本計画	8
2 環境管理体制	9
3 江東区環境審議会	10
第4章 実績報告と進捗管理	11
1 施策体系と管理指標（46）	12
2 重点事業の進捗管理	14
① 地球温暖化・エネルギー対策の推進	15
② 循環型社会の形成	30
③ 自然との共生	41
④ 環境に配慮した快適なまちづくりの推進	47
⑤ 安全・安心な生活環境の確保	54
⑥ 環境教育及びパートナーシップの推進	64
第5章 その他	70
1 江東区みどり・温暖化対策基金	70
2 環境イベントへの参加	71
3 公害に関する相談・苦情	72
4 工場・指定作業場に関する事務	73
5 地下水揚水に関する規制指導	74
6 区内における空間放射線量及び土壌中の放射能の測定結果	75
7 東京都環境影響評価制度（環境アセスメント）	77
第6章 参考資料	78
1 用語解説	78
2 環境・公害関係年表	81



<本紙『江東区の環境白書』が受賞>

環境省主催の第20回環境コミュニケーション大賞に、昨年度の本紙「江東区の環境白書」が自治体としては唯一優良賞を受賞しました。一昨年度に続き、2年連続の受賞となります。この賞は、優れた環境報告書を表彰し、事業者等の環境経営や取り組みの促進を目的とする表彰制度で、合計338点の応募がありました。

第1章 環境トピックス

水素社会の実現に向けて

水素は、様々な資源から製造でき、また利用においてCO₂を排出しないことなどから、次世代エネルギーとして開発が進められています。

平成28年3月、国は「水素・燃料電池戦略ロードマップ改定版」により、水素利用の飛躍的拡大を含む3つのフェーズで、新たな目標設定や取り組みの具体化を行っています。

また、東京都も、水素社会実現に向けて水素ステーションの整備など、具体的な課題を取りまとめ、長期ビジョンに反映しています。

平成28年7月、東京都により、水素情報館「スイソミル」が江東区潮見にオープンしました。



水素情報館「スイソミル」開設式

低炭素まちづくりの推進

都市整備部 まちづくり推進課 まちづくり担当

豊洲地区では、区の『低炭素まちづくり計画』である『豊洲グリーン・エコアイランド構想』に基づき、事業者等との連携・協働により、環境に配慮したまちづくりの実現を目指しています。平成28年度は始動期を経て、概成期の最初の年となりました。

地区内では、「環境負荷を低減する最先端技術の導入」を具現化した建物が続々と竣工しています。3-2街区では、エネルギー効率の高いヒートポンプ式の高効率機器を採用したベイズタワー&ガーデンが入居を開始し、新たな住民が増え、太陽光パネルを導入した芝浦工業大学附属中等高等学校が平成29年4月に開校しました。

今後も環境に配慮したまちづくりを進めていきます。



芝浦工業大学附属中学高等学校

環境学習情報館 10周年記念事業

環境清掃部 温暖化対策課 環境学習情報館

環境学習情報館（愛称：えこっくる江東）は平成29年2月に開館10周年を迎えました。これを記念し、テレビでも活躍中の気象キャスター奈良岡希実子さんをお招きし、10年前の気象状況やこの10年間の気象に関する出来事等をクイズや実験を交え楽しくお話していただきました。また、環境事業をピックアップし、10年を振り返るパネル展示も行いました。今後も環境情報の発信拠点として、多くのイベント等を展開していきます。



クイズを交え楽しみながら環境を学びました



大人も実験に参加しました

江東区臨海部 コミュニティサイクル実証実験

都市整備部 まちづくり推進課 まちづくり担当

江東区臨海部コミュニティサイクル実証実験を開始して4年半が経過しました。区内での利用実績を順調に伸ばすとともに、電動アシスト自転車の導入や新規ポートの整備等、事業の充実も図ってきました。平成28年2月には、千代田区、中央区、港区と相互乗り入れ実験を開始し、その後、新宿区、文京区も加わり、現在6区で相互乗り入れが可能になりました。

また、平成28年度からは区内全域へのエリア拡大も実施しています。こうした動きを背景に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて自転車利用が加速します。



電動アシスト自転車を導入
(平成27年7月1日～)



江東区役所(南側)新規ポート
(平成28年5月16日供用開始)

【利用実績】 (平成29年5月末現在)

累計利用者 : 88,493人
累計利用回数 : 1,465,157回

超小型モビリティ実証実験

都市整備部 まちづくり推進課 まちづくり担当

『豊洲グリーン・エコアイランド構想』に掲げる「環境と人にやさしいエコモビリティの導入」の実現に向けて、平成26年度から超小型モビリティの利活用に関する実証実験を行っています。

超小型モビリティとは、自動車よりコンパクトで小回りが利き、環境性能に優れ、地域の手軽な移動の足となる1人～2人乗り程度の車両です。国土交通省が利用を推進しており、その認定を受けることにより公道走行が可能となります。

この実証実験において、区内事業者や住民に超小型モビリティを活用していただき、新たなモビリティに対する知見を収集します。区は、国土交通省への認定申請及び関係者への必要な助言・指導を行うとともに、自らも庁有車として車両を活用することで、環境と人にやさしいモビリティの普及に努めます。



超小型モビリティ(日産自動車 ニューモビリティコンセプト)

一般廃棄物処理基本計画改定

環境清掃部 清掃リサイクル課 清掃リサイクル係

平成 24 年 3 月に「江東区一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみの減量や一般廃棄物の適正処理等を推進してきましたが、策定から 5 年が経過しました。更なる廃棄物の発生抑制や再使用の推進が求められるなど清掃リサイクル事業を取り巻く環境の変化や、それに伴う国・東京都の計画の改定や法整備等に対応するため、平成 29 年 3 月に計画の改定を行いました。

新たな計画は、平成 29～38 年までの 10 年間の計画で、基本理念・基本方針・スローガン及び数値目標を以下のとおり掲げています。



一般廃棄物処理基本計画

<基本理念>

持続可能な資源循環型地域社会の形成

<基本方針>

1. 5R によるごみ減量の取り組みやごみの適正処理について、積極的に情報を発信し、区民・事業者の理解を一層深めるとともに、取り組みの推進のため、区民・事業者・区の連携を強化する。
2. リフューズ・リデュース・リユース・リペアの推進によりごみの発生を抑える。
3. リサイクルのより一層の推進により資源物がごみになることを抑制する。
4. 安全・安心なごみの適正処理を推進するとともに、災害時の廃棄物処理体制を整備する。

<スローガン>

もったいない、限られた資源をたいせつに

<目標値>

基本指標 1：区民 1 人あたり 1 日の資源・ごみの発生量

平成 27 年度：688 g / 人日 → 平成 38 年度：603 g / 人日

基本指標 2：区民 1 人あたり 1 日の区収集ごみ量

平成 27 年度：498 g / 人日 → 平成 38 年度：422 g / 人日

基本指標 3：資源化率

平成 27 年度：28.0% → 平成 38 年度：30.5%

基本指標 4：大規模建築物事業者の再利用率

平成 27 年度：71.68% → 平成 38 年度：73.66%

水銀含有廃棄物の適正処理

環境清掃部 清掃リサイクル課 清掃リサイクル係

蛍光管や乾電池は、区施設等の拠点によるボックス回収を行い、リサイクルを行ってきましたが、水銀含有廃棄物の回収の徹底と適正処理の推進のため、平成 28 年 9 月から集積所回収に変更しました。あわせて、水銀体温計、水銀血圧計などの回収も行い、水銀の適正処理及びガラスや金属等の資源化を行っています。なお、集積所回収開始に伴い、拠点回収は平成 28 年 12 月末をもって廃止しました。

<平成 28 年度実績（集積所回収分）>

蛍光管：31 t

乾電池：41 t

（水銀体温計、水銀血圧計なども含む）



回収された蛍光管

CITY IN THE GREEN オンラインフォトコンテスト

土木部 管理課 CIG 推進係

平成 25 年度から CITY IN THE GREEN オンラインフォトコンテストを実施しています。
募集対象は江東区内の地域のシンボルや誇りとなるまとまった緑の写真で、ご自宅のまわりや事業所などさまざまな場所の CITY IN THE GREEN=CIG（緑の中の都市）を象徴している写真を募集しました。



平成 28 年度 区長賞 CIG 大賞「夏空」
撮影場所：木場公園



各部門 CIG 賞作品一覧

各部門 CIG 賞作品一覧



平成 28 年度 「公共の緑」部門 CIG 大賞
「熱帯林」

撮影場所：夢の島熱帯植物館



平成 28 年度 「民有地の緑」部門 CIG 大賞
「緑がオフィスに与えるもの」

撮影場所：冬木

<平成 28 年度実績>

テーマ：CITY IN THE GREEN（緑の中の都市）

募集期間：平成 28 年 6 月 1 日～12 月 9 日

応募総数：59 点

賞の内訳：区長賞 CIG 大賞 1 点
「公共の緑」部門 CIG 大賞 1 点 CIG 賞 4 点
「民有地の緑」部門 CIG 大賞 1 点 CIG 賞 2 点

選ばれた写真は、CIG の普及、推進に活用しています。

江東区環境フェア

環境清掃部 温暖化対策課 環境学習情報館

「江東区環境フェア」は、環境保全への関心と理解を深めてもらうことを目的に、毎年6月にえこっくる江東にて開催しています。

開催にあたっては、区民、企業、行政などの各主体が良好なパートナーシップのもとに実行委員会を組織し、企画の段階から協働して作り上げています。行政だけでなく、さまざまな分野で環境保全を進めている企業や団体がブースを出展し、それぞれの環境保全活動の紹介や、体験型の環境学習プログラムを提供しています。

今年度は第10回目の節目となるため JOC スポーツ環境アンバサダーの宮下純一さんを招いた特別講演やクリーン作戦の実施、葛西臨海水族園の移動水族館の設置など、例年になくないイベントや展示で会場を彩りました。

また、近接する東京スイソミルとの連携により、ステージに要する電力を燃料電池自動車「MIRAI（ミライ）」による外部給電で賄うなど新たな試みも実施しました。

回数	開催日	ブース数	来場者数
第1回	H20年7月13日	37ブース	8,400人
第2回	H21年6月7日	48ブース	13,038人
第3回	H22年6月6日	51ブース	15,883人
第4回	H23年6月5日	56ブース	22,223人
第5回	H24年6月3日	56ブース	21,017人
第6回	H25年6月2日	63ブース	21,127人
第7回	H26年6月1日	55ブース	16,937人
第8回	H27年6月7日	58ブース	17,854人
第9回	H28年6月5日	53ブース	19,537人
第10回	H29年6月4日	55ブース	20,724人



オープニングセレモニー



宮下純一さんの講演



宮下純一さんとクリーン作戦



にぎわう会場



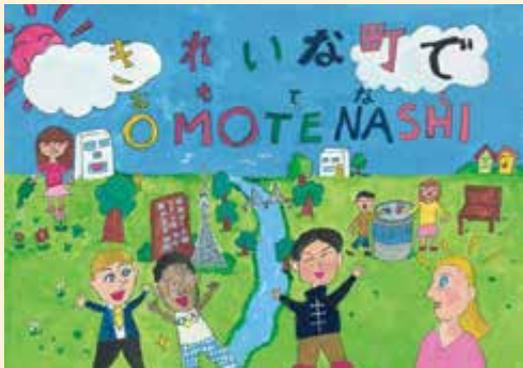
葛西臨海水族園の移動水族館



燃料電池自動車による外部給電

みんなでまちをきれいにする ポスターコンクール

環境清掃部 環境保全課 環境美化係



小学生低学年の部 区長賞
第二砂町小学校3年 岡田佳歩さん

毎年、区立小・中学校の児童・生徒を対象に「まちの美化」をテーマとするポスターコンクールを開催し、応募作品の中から区長賞、入賞、佳作を選び表彰します。区長賞作品は、一斉清掃等のポスターとして広報掲示板・主要駅などに掲出されます。

また、区長賞および入賞作品は、豊洲シビックセンターなどで展示して、区民の美化意識向上を図っています。

平成28年度は819作品（小学生304作品、中学生515作品）の応募がありました。



小学生高学年の部 区長賞
川南小学校6年 楠本佳歩さん



中学生の部 区長賞
深川第八中学校2年 伊藤みなみさん

大型ショッピングモールでの出張講座

環境清掃部 温暖化対策課 環境学習情報館

平成28年11月19日（土）、『アーバンドックららぽーと豊洲』において、三井不動産株式会社・東京都環境公社・江東区の共催により、エコについて楽しく学べるイベント『つくろう！あそぼう！エコ学びのひろば』を開催しました。江東区は廃材を使ったコマを作り、回転した時間を競い合う『元気コマを作って遊ぼう』を実施しました。



親子で工作をする様子



会場の1階センターエントランス

第2章 江東区の概要

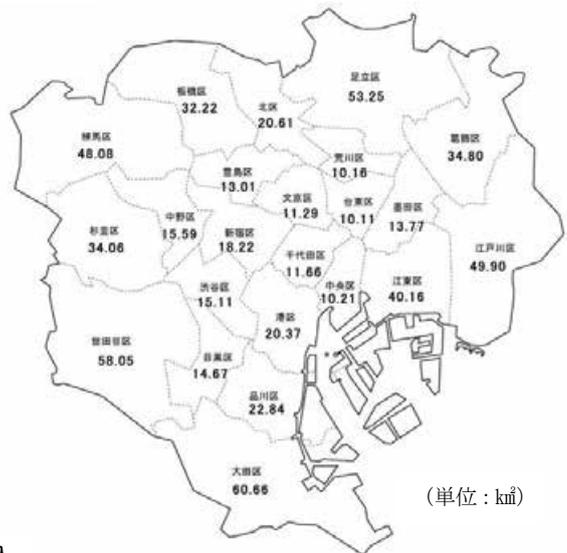
江東区は、東京 23 区の東部に位置し、いわゆる江東デルタ地帯にあって、隅田川と荒川に挟まれています。

北は墨田区、西は中央区、東は江戸川区に接し、南には東京湾、さらに南部地域では、港区、品川区とも接しています

◆ 江東区の位置と面積



東京 23 区



江東区は、江戸時代初期に始まった埋め立て工事によって次第に土地が形成され、さらに明治以降も海岸の埋め立て工事が継続して行われてきました。昭和 36 年から東京湾の整備も行われ、面積は 40.16km²です。

(国土地理院「平成 27 年全国都道府県市区町村別面積調」)

◆ 江東区の人口

江東区では、戦後の社会経済の発展に伴って都外からの転入者が増えつづけ、昭和 32 年には 30 万人を突破、昭和 60 年度末には 39 万人を超えました。昭和 62 年の後半から平成 8 年にかけて一時減少しましたが、その後、豊洲、有明等の南部地域の開発が進行するとともに人口は増加傾向となり、平成 14 年には 40 万人を超え、平成 27 年 6 月に 50 万人を超えました。

江東区の年齢別人口は、男女とも 40 代が最も多く、戦後生まれの世代が全人口の約 85% を占めています。

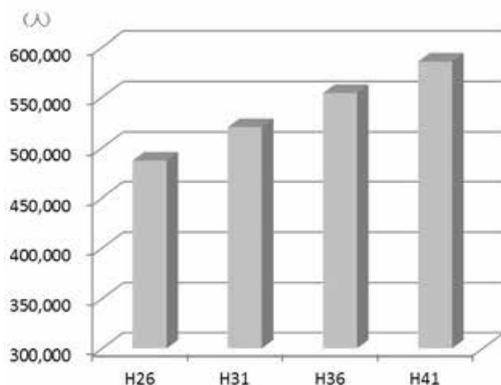
また、人口密度は、12,720 人/km² (平成 29 年 7 月 1 日現在) です。

住宅形態として、江東区民の 8 割がマンション等の共同住宅に居住しています (平成 22 年度国勢調査)。

面積	40.16 km ²
人口	510,839 人 (外国人住民数 27,064 人含む)
世帯数	261,724 世帯
人口密度	約 12,720 人/km ²

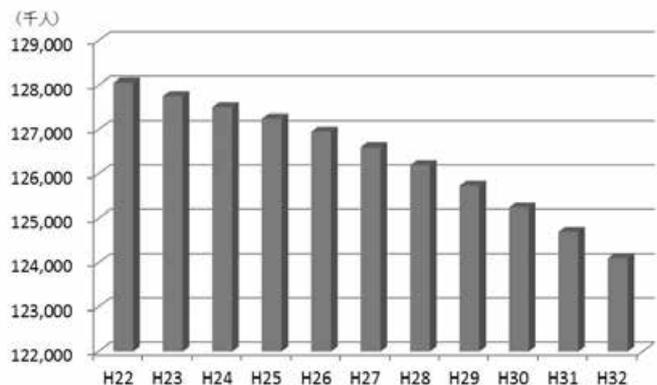
(平成 29 年 7 月 1 日現在)

江東区の将来人口推計



出典: 長期計画における人口の推計について (平成 26 年江東区)

【参考】 全国の将来人口推計



出典: 国立社会保障・人口問題研究所 (平成 24 年 1 月)

第3章 環境管理システム

江東区の環境対策は、「江東区環境基本計画」に基づき実施しています。江東区環境基本計画に掲げる各施策に数値目標を設定し、庁内の部門横断的な管理体制と区民・事業者と連携した取り組みを通じて、目標達成に向けた取り組みを推進しています。

1 江東区環境基本計画

江東区環境基本計画（以下、環境基本計画）は、「江東区基本構想（以下、基本構想）」、「江東区長期計画（以下、長期計画）」を環境面で支えるものであり、江東区環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための最上位計画になります。

また、地球温暖化対策を積極的に推進するため、分野別計画として、地球温暖化対策の推進に関する法律により策定が求められている「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」（KOTO低炭素プラン）を包含しています。

本区の将来像を定め、まちづくりの基本的な指針となる「基本構想」では、「水と緑豊かな地球環境にやさしいまち」を、目指すべき江東区の姿の一つとして掲げています。環境基本計画においても、この将来像を計画の目標と位置づけ、目指すべき江東区の環境像とします。

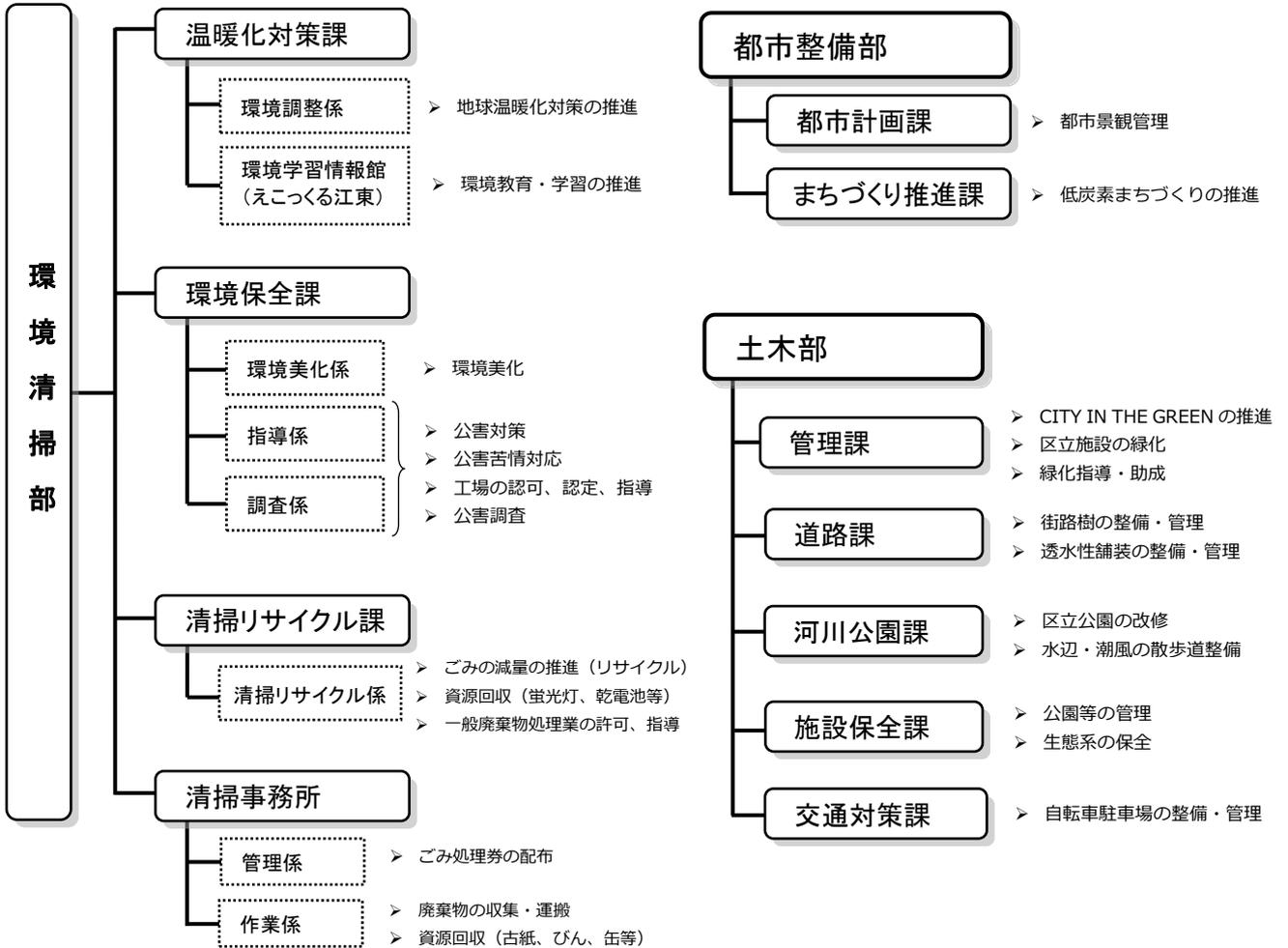
その実現に向けて、6つの施策体系「6つの柱」を定め、また東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした「環境先進都市 江東」の実現及び災害の備えのある安全・安心なまちづくりという視点を盛り込み、関連事業を確実に進めています。



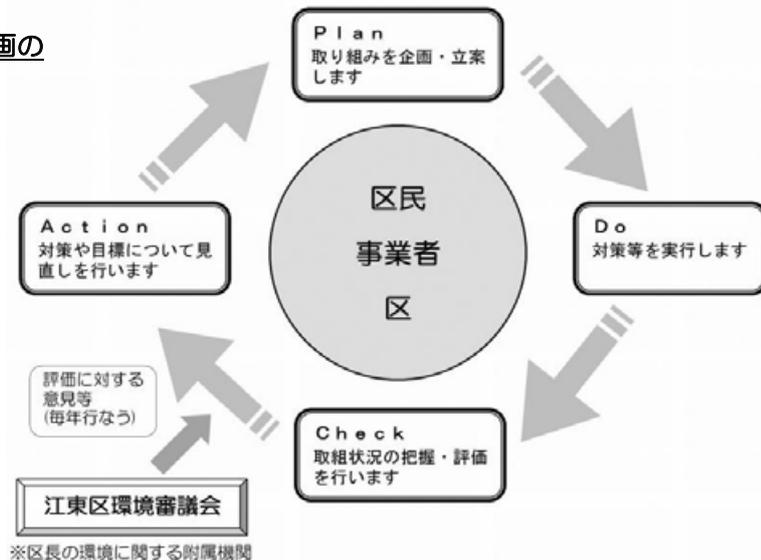
2 環境管理体制

環境基本計画の施策実施にあたっては、庁内の実施主体と役割を明確にしたうえで、PDCA サイクルの運用により、定期的なチェック&レビューを経て、環境管理の継続的なレベルアップを図ります。

環境基本計画に関わる各課の業務分掌・体制図



PDCA サイクルに基づく計画の推進・管理体制のイメージ



3 江東区環境審議会

江東区環境審議会は、区長の附属機関として、環境基本計画及び環境の保全に関する基本的な事項を調査審議することを目的とし、平成11年4月に設置されました。

審議会委員は、学識経験者・事業者代表・住民代表・区議会議員によって構成され、特に環境基本計画の進行管理においては、そのPDCAサイクルの中での第三者評価として重要な役割を担っています。

江東区環境審議会委員名簿（平成28年5月30日現在） ◎:会長 ○:副会長

区分	氏名(敬称略・五十音順)	役職等
学識経験者 (5名)	芦谷 典子	明海大学准教授（環境と経済）
	奥 真美	首都大学東京教授（環境法学）
	○長谷川 猛	東京都環境公社非常勤理事（水質分野、廃棄物分野）
	村上 公哉	芝浦工業大学教授（都市環境、建物及び地域の環境エネルギー計画）
	◎柳 憲一郎	明治大学法科大学院教授（環境法政策、環境アセスメント法）
事業者代表 (3名)	市川 英治	東京商工会議所江東支部副会長
	中山 由美子	東京電力株式会社江東支社副支社長兼環境担当
	野口 愛	東京ガス株式会社東部支店広報担当課長
住民代表 (4名)	前橋 まき	区民委員(江東区立中学校PTA連合会)
	増子 良男	区民委員(江東区立小学校PTA連合会)
	田中 真司	区民委員
	野田 恵里子	区民委員
区議会議員 (2名)	米沢 和裕	区民環境委員会委員長
	徳永 雅博	区民環境委員会副委員長

「江東区環境審議会」の実施状況（平成28年度）

回数	日時	主な議題
第1回	平成28年 5月30日(月)	(1)廃棄物処理施設(中央防波堤外側埋立処分場・新海面処分場)変更許可申請書に対する区長意見について (2)羽田空港の機能強化に関するプレスリリースについて (3)(仮称)第二有明小・中学校の木構造化について (4)平成27年度超小型モビリティの実証実験について
第2回	平成28年 7月28日(木)	(1)一般廃棄物処理基本計画に盛り込むべき考え方について(専門委員会まとめ) (2)辰巳駅西口喫煙所の移設について (3)公共広告付電柱看板の利用について (4)第9回江東区環境フェアについて
第3回	平成28年 9月7日(水)	(1)「江東区一般廃棄物処理基本計画に盛り込むべき考え方」(答申)(案)について (2)「江東区の環境白書」発行と環境基本計画(重点事業)の進捗状況について (3)チーム江東・環境配慮推進計画の平成27年度進捗状況について (4)羽田空港の環境影響等に配慮した方策について
第4回	平成28年 12月16日(金)	(1)江東区一般廃棄物処理基本計画(素案)について (2)羽田空港機能強化に係る今後の情報提供について (3)カーボンマイナスこともアクション事業について
第5回	平成29年 3月22日(水)	(1)江東区一般廃棄物処理基本計画(案)及びパブリックコメントの実施結果について (2)平成29年度環境関連施策新規・レベルアップ事業について (3)羽田空港の機能強化に関する説明会(3回目)の結果について (4)潮見駅喫煙所の移設について (5)臨海部コミュニティサイクル実証実験について

第4章 実績報告と進捗管理

環境基本計画では、基本構想に掲げる「水と緑豊かな地球環境にやさしいまち」の実現にむけ、前環境基本計画で定めた15の基本施策の内容を引き継ぐ一方で、これら15の基本施策を、

- ① 地球環境、②循環型社会、③自然環境、④快適環境、⑤生活環境、⑥環境教育

の6区分に再編し、「6つの柱」として46の管理指標を定めました。

本書は、この46の管理指標により、江東区環境基本条例第9条に規定される「施策の実施状況及び評価等を明らかにした環境白書を作成し、公表する」役割を担っていきます。

「6つの柱」の各施策
施策番号・施策名

③ 自然との共生
3-1 生物多様性の保全

人工的に造成された土地と豊かな水辺をもつ江東区に、さまざまな生物が息できる空間をつくります。そして、生物多様性について知り、考え、行動する人の環が広がって、人と多様な生物が共生できるようにします。

<ポケットエコスペース>

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値	
			数値	年度	27年度	28年度	31年度	36年度
09	ポケットエコスペース設置数	箇所	49	25	49	50	54	59

● ポケットエコスペース整備・維持 重点事業

ポケットエコスペースとは、一般に「ビオトープ」と呼ばれる自然生態系の回復を目的とした施設で、本区では昭和63年に実験池をつくり、その後小規模な「ポケットエコスペース」を小学校や公園等の大規模改修に合わせて整備しています。

ここではさまざまな生物の回帰が観察され、こどもをはじめとする区民の環境学習の場としての活用など、その波及効果が期待されており、その管理は小学校、幼稚園の教諭や児童等のほか、ボランティア団体がを行っています。

ポケットエコスペース整備実績

Pick up

施設保全課 庶務係

いろいろな生き物が見られます

生物多様性って何？

…生物多様性とは、全ての生物に個性があり、それぞれがそれぞれを養って生きていることと表わします。それらもたらす自然の恵み(食料、空気、水等)は、私たちに人間を含め全ての生物にとって生きていくのに欠かせないものです。復元にわたってその恵みを受け継いでいくためには、その価値を認識し自然や生物に配慮した生活を心がけていくことが大切となります。

…区では、多様な生物が息できる空間として、ポケットエコスペース(PES)等の整備を進めてきました。これらは、都市の中にある自然や動植物と触れ合える貴重な空間となっています。

施策の目的・方向性

管理指標の基準値、実績値、目標値

実績評価
今後の取り組み
その他解説

関連する
グラフ・表

関連する
内容のコラム

1 施策体系と管理指標 (46)

環境基本計画における具体的な取り組みは、「6つの柱」として46の管理指標により構成されます。

No.	管理指標	単位	基準値		年度実績		目標値		
			数値	年度	27年度	28年度	31年度	36年度	
1 地球温暖化・エネルギー対策の推進									
1-1 地球温暖化対策の推進									
1	江東区域のエネルギー消費量	TJ	31,958	23	31,761 [H25]	30,307 [H26]	31,958 [H32]	-	
②	太陽光発電システムの助成件数 および導入によるCO ₂ 削減量	件数	357	25	437	458	841	1,261	
		t	599		796	849	1,410	2,110	
③	高効率給湯器等の助成件数 および導入によるCO ₂ 削減量	件数	963	25	1,147	1,235	1,955	2,855	
		t	347		557	664	1,095	1,745	
④	エネルギー管理システム機器	件数	-	-	8	14	250	500	
⑤	高反射率塗装助成件数	件数	66	25	111	141	246	401	
⑥	再生可能エネルギー設備を導入した区施設数	風力・水力発電	施設	3	26	3	3	3	3
		太陽光発電	施設	10	25	13	13	16	-
		雨水利用	施設	50	25	53	53	56	-
7	庁有車の低公害車導入率	%	85.5	25	90.4	88.2	100	100	
8	江東区役所のCO ₂ 排出量	t	30,759	25	35,693	37,325	29,929	-	
1-2 ヒートアイランド対策の推進									
9	緑被率	%	19.93	24	19.93 [H24]	19.93 [H24]	22	-	
10	区民、事業者による新たな緑化面積	m ²	66,561	25	57,704	103,819	-	-	
11	区立施設における新たな緑化面積	m ²	4,086	25	7,332	0	-	-	
2 循環型社会の形成									
2-1 ごみ減量と有効活用の推進									
12	区民1人当たり1日の資源・ごみ量	g/人	722	25	698 [H26]	688 [H27]	661	612	
13	区民1人当たり1日のごみ量	g/人	542	25	524 [H26]	498 [H27]	469	430	
14	資源化率	%	25.7	25	25.7 [H26]	28.0 [H27]	29.6	30.3	
15	大規模建築物事業者による 事業系廃棄物の再利用率	%	70.97	25	71.21 [H26]	71.68 [H27]	71.14	71.39	
3 自然との共生									
3-1 生物多様性の保全									
⑩	ポケットエコスペース設置数	箇所	49	25	49	50	54	59	
17	水と緑に関するボランティア数	人	1,159	25	1,150	962	-	-	
3-2 公園・緑地の整備									
18	区民1人当たりの公園面積	m ² /人	8.60	26	8.43	8.36	10	10	
19	緑被率(再掲)	%	19.93	24	19.93 [H24]	19.93 [H24]	22	-	
20	緑視率	%	15.4	25	15.4 [H25]	15.4 [H25]	22	-	
⑪	街路樹本数	本	13,340	25	15,329	16,882	18,000	-	
22	区民、事業者による新たな緑化面積 (再掲)	m ²	66,561	25	57,704	103,819	-	-	
23	区立施設における新たな緑化面積 (再掲)	m ²	4,086	25	7,332	0	-	-	
3-3 水辺環境の整備									
⑫	水辺の散歩道整備状況	m	19,231	25	20,428	20,428	20,221	21,571	
⑬	潮風の散歩道整備状況	m	7,866	25	8,380	8,520	9,426	10,516	

*番号が○印で囲まれた管理指標の実績は累計

No.	管理指標	単位	基準値		年度実績		目標値		
			数値	年度	27年度	28年度	31年度	36年度	
4 環境に配慮した快適なまちづくりの推進									
4-1 低炭素まちづくりの推進									
4-2 景観・美観の向上									
26	景観計画届出敷地面積の割合	%	68.7	25	75.4	82.4	-	-	
27	アダプトプログラム	参加団体数	団体	101	25	123	134	129	144
		参加者数	人	2,883	25	3,448	3,207	3,225	3,600
28	一斉清掃	参加団体数	団体	546	25	381	560	558	572
		参加者数	人	35,133	25	24,039	35,154	38,655	39,624
29	駅周辺の放置自転車数	台	1,874	25	1,405	1,120	1,510	1,380	
③0	区内自転車駐車場の駐車可能台数	台	20,290	25	22,427	21,322	22,910	24,020	
5 安全・安心な生活環境の確保									
5-1 大気環境汚染防止対策の推進									
31	二酸化窒素 (NO ₂)	ppm	0.048	25	0.043	0.041	0.06 以下	0.06 以下	
32	浮遊粒子状物質 (SPM)	mg/m ³	0.064	25	0.053	0.044	0.1 以下	0.1 以下	
33	二酸化硫黄 (SO ₂)	ppm	0.005	25	0.005	0.004	0.04 以下	0.04 以下	
34	光化学オキシダント (O _x)	発令日数	5	25	2	2	0	0	
5-2 水環境の保全の推進									
35	河川BODの環境基準適合率	%	100	25	100	100	100	100	
36	DOの環境基準適合率	%	60	25	82	63	100	100	
37	海域CODの環境基準適合率	%	75	25	100	100	100	100	
5-3 騒音・振動等の公害対策の推進									
38	道路交通騒音の環境基準達成率	昼間	%	75	25	65	65	100	100
		夜間	%	60	25	35	45	100	100
5-4 有害化学物質等の発生抑制対策の推進									
39	ダイオキシン類の環境基準適合率	水質	%	100	25	100	100	100	100
		底質	%	90	25	90	90	100	100
40	大気中ベンゼン	沿道	μg/m ³	1.3	25	1.8	1.4	3 以下	3 以下
		後背地	μg/m ³	1.1	25	1.7	1.3	3 以下	3 以下
5-5 災害に強いまちづくりの推進									
④1	透水性舗装面積	m ²	37,480	25	44,550	57,318	-	-	
④2	区立施設における雨水利用の導入施設	施設	50	25	53	53	56	-	
43	雨水流出抑制対策量	m ³	10,877	25	9,710	19,766	-	-	
6 環境教育及びパートナーシップの推進									
6-1 環境情報の交流・共有									
6-2 環境教育・学習の推進									
44	講座・イベント等の開催状況	開催回数	回	214	25	279	236	240	245
		参加者数	人	28,811	25	30,836	31,967	29,100	29,200
④5	エコリーダー養成講座修了者数	人	292	25	334	357	410	510	
④6	カーボンマイナス こどもアクション	参加者人数	人	28,639	25	41,784	48,591	64,000	103,000
		総CO ₂ 削減量	t	819	25	1,127	1,307	1,700	2,800
6-3 環境保全活動の推進									

2 重点事業の進捗管理

主要事業を中心に、「区民・事業者・区が一体となって進めることが有効な事業」で重点的に取り組むべき事業を「重点事業」として選定し、その進捗管理も行っていきます。（本文では、**重点事業** と表記）

重点事業 (★は長期計画主要事業)	目標設定項目	単位	H28	H31 目標値	
地球温暖化防止設備導入助成事業★ (累計)	太陽光発電システム助成件数	件	458	841	
	高効率給湯器等の助成件数	件	1,235	1,955	
	エネルギー管理システム 機器の助成件数	件	14	250	
	高反射率塗装助成件数	件	141	246	
再生可能エネルギー等の活用★(累計)	太陽光発電施設	施設	13	16	
	雨水利用施設	施設	53	56	
街路灯の改修★(累計)	街路灯	基	1,155	2,800	
CIG 公共緑化推進事業★(累計)	屋上・壁面緑化	施設	5	8	
	校庭芝生化	校	2	8	
	街路樹本数	本	2,457	4,500	
	道路隙間緑化	m	343	1,210	
	河川護岸緑化	m	190	1,950	
生ごみ減量推進事業	燃やすごみの減量効果	t	15	260	
古着・古布の回収	回収量	t	84	103	
ポケットエコスペース整備・維持(累計)	ポケットエコスペース設置数	箇所	50	54	
区立公園の改修★	区立公園(大規模改修)	園/年	2	2	
	区立公園(小規模改修)	園/年	5	5	
	区立児童遊園(大規模改修)	園/年	2	2	
	区立児童遊園(小規模改修)	園/年	3	3	
水辺・潮風の散歩道の整備★(累計)	水辺の散歩道	m	20,428	20,221	
	潮風の散歩道	m	8,520	9,426	
アダプトプログラム事業の推進	登録団体数	団体	134	129	
大気監視指導	二酸化窒素(NO ₂)	ppm	0.041	0.06 以下	
	浮遊粒子状物質(SPM)	mg/m ³	0.044	0.1 以下	
	二酸化硫黄(SO ₂)	ppm	0.004	0.04 以下	
	光化学スモッグ注意報発令日数	日	2	0	
水質監視指導	河川BODの環境基準適合率	%	100	100	
	DOの環境基準適合率	%	63	100	
	海域CODの環境基準適合率	%	100	100	
道路交通騒音・振動調査	道路交通騒音の 環境基準達成率	昼間 %	65	100	
		夜間 %	45	100	
有害化学物質調査	ダイオキシン類の 環境基準適合率	水質 %	100	100	
		底質 %	90	100	
	大気中ベンゼン	沿道	μg/m ³	1.4	3 以下
		後背地	μg/m ³	1.3	3 以下
環境学習情報館運営事業★	講座・啓発イベント実施数	件	236	240	
	講座・啓発イベント参加者数	人	31,967	29,100	
カーボンマイナスこどもアクション事業 (20~31年度累計)	参加者人数	人	48,591	64,000	
	総CO ₂ 削減量	t-CO ₂	1,307	1,700	

※ 目標設定のない事業及び再掲分の指標は省略

① 地球温暖化・エネルギー対策の推進

1-1 地球温暖化対策の推進

区民・事業者・区が地球温暖化防止を意識した共通の目標を持ち、お互いに連携・協力しながら、省エネルギーのための取り組みや再生可能エネルギー等の利用を進め、CO₂の排出が少ない低炭素社会への転換を実現します。

<エネルギー使用の合理化の推進>

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値	
			数値	年度	27年度	28年度	31年度	36年度
1	江東区域のエネルギー消費量	TJ	31,958	23	31,761 [H25]	30,307 [H26]	31,958 [H32]	—

● 国際的な動向

パリ市で開催された COP21*において、2020年以降の新たな国際的枠組みである「パリ協定」が採択され、2016年11月に正式に発効しました。

協定では世界共通の長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を2℃未満に保つこと、1.5℃に抑える努力を追求することが明記され、今世紀後半には温室効果ガスの実質的な排出をゼロ（人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去の均衡）とする目標を掲げました。

その実効性を高めるため、先進国だけでなく開発途上国にも対策への取り組みを課し、5年ごとに各締約国において削減目標を見直すこと、市場メカニズムの活用、先進国による開発途上国に対する支援資金の提供、イノベーションの重要性、開発途上国の能力開発、世界全体の進捗状況を5年ごとに締約国会議で把握することなどが規定されています。

* 国連気候変動枠組条約第21回(COP21)。締約国会議 COP21 はフランスのパリで開催され、この中で新たな法的枠組みとなる「パリ協定」を含む COP 決定が採択されました。

* 2017年6月2日、米国大統領は「パリ協定」から離脱を表明しました。世界の温暖化対策は、大きな変更を余儀なくされ、米国第一主義の環境政策は、地球の未来に混乱と失望を与えています。

● 国及び東京都の動向

国は、2012年4月に閣議決定した「第4次環境基本計画」で「2050年までに温室効果ガスの排出を80%削減」の長期目標を掲げるとともに、平成27年12月のCOP21において、平成42年度(2030年度)までに温室効果ガスの26%削減を表明しました。(2013年比) また、削減目標達成に向けた取り組み等をまとめた「地球温暖化対策計画」を策定しました。

一方、東京都は「2020年までに東京の温室効果ガス排出量を2000年比で25%削減する」という目標をもとに、先駆的対策に取り組んできましたが、東日本大震災による原子力発電所停止に起因する電気のCO₂排出係数の悪化により、2013年度の都内CO₂排出量は2000年度比で13%増加しています。

都内のエネルギー消費量は減少していますが、CO₂排出量が増加している状況では、事業者・都民の省エネ努力の効果がわかりづらいため、平成28年3月策定の東京都環境基本計画において、エネルギー消費量にも着目した新たな削減目標を設定しています。

東京都の新たな削減目標（東京都環境基本計画）

- ◆ 2030年までに、東京の温室効果ガス排出量を30%削減する。（2000年比）
- ◆ 2030年までに、東京のエネルギー消費量を38%削減する。（2000年比）

● 江東区の二酸化炭素（CO₂）排出量の現状

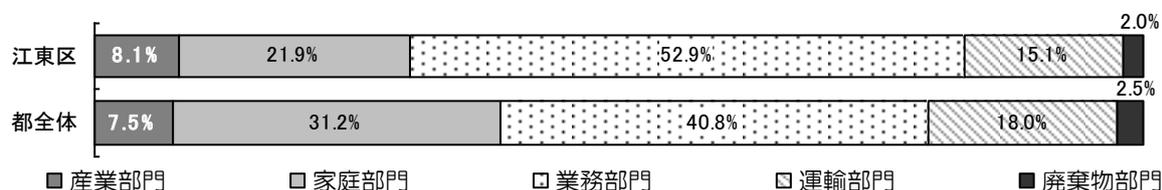
江東区の平成 26 年度の CO₂ 排出量は、3,103 千 t となり、前年度比で 7.6%減少しています。

部門別排出割合は業務部門が全体の約 53%で、家庭部門と合わせた民生部門では、全体の約 75%を占めています。排出量は、東日本大震災以前に比べると依然高い数値で推移していますが、臨海部を中心とする大規模開発により、人口や事業所が急増する本区特有の需要構造や、電力の CO₂ 排出係数悪化を考慮すれば、区民や事業者の積極的な取り組みによる成果と考えられます。

平成 26 年度江東区内の部門別二酸化炭素（CO₂）排出量及び部門別排出割合（単位：1,000 t - CO₂）

	産業部門	民生家庭部門	民生業務部門	運輸部門	廃棄物部門	合計
平成 26 年度	251	681	1,641	468	62	3,103
平成 25 年度	313	713	1,790	479	66	3,360
増 減	△62	△32	△149	△11	△4	△257

※四捨五入関係により、各数値の合算と合計値は異なる（出典 みどり東京・温暖化防止プロジェクト）



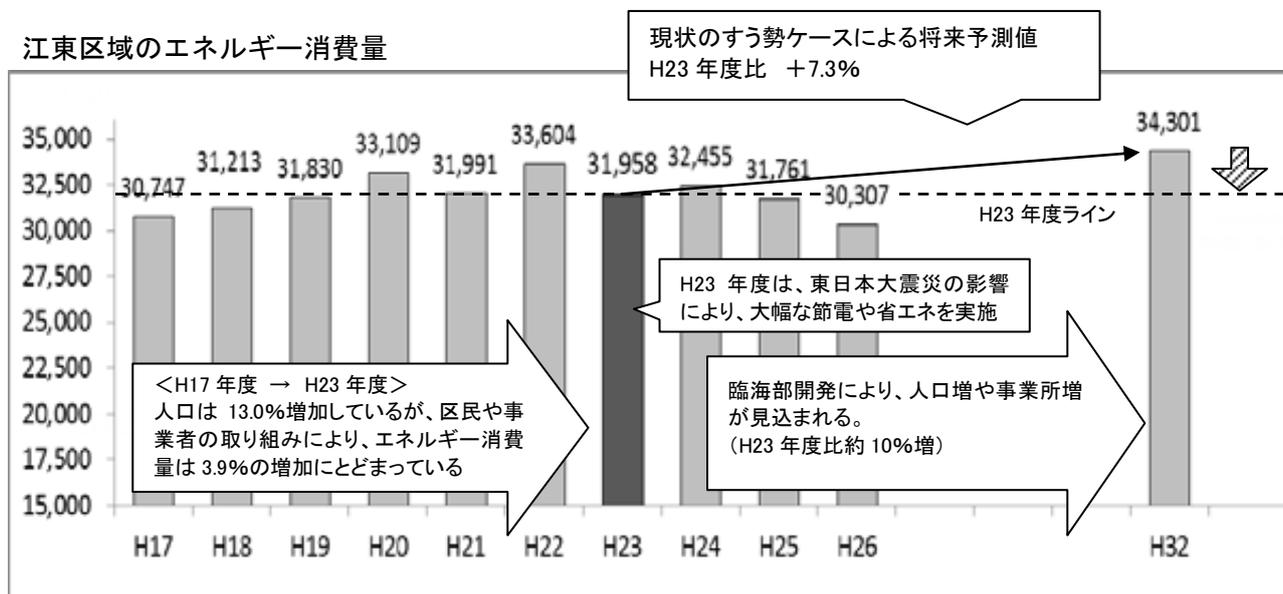
● KOTO低炭素プランによる削減計画

「KOTO 低炭素プラン」は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）において、地方公共団体に策定が求められている「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」に位置付けられています。

江東区環境基本計画に包含しており、平成 32 年度（2020 年度）までにエネルギー消費量を平成 23 年程度に抑制するという、エネルギー消費量に着目した目標を設定しています。

平成 23 年度は、東日本大震災後の区民・事業者の省エネ意識向上によるエネルギー消費量の大幅削減が達成された年度であり、今後も続く人口増や事業所の延べ床面積増により、エネルギー消費量は現状から特段の対策を行わない場合、平成 32 年度には約 7%増加（平成 23 年度比）が予測されるため、同目標は約 7%の使用を抑制するという意欲的な目標です。

江東区域のエネルギー消費量



● 区の施策による CO₂ 削減

環境基本計画では、エネルギー消費量に着目した削減目標を立てましたが、引き続き CO₂ について、区で管理できる部分については責任をもって削減に取り組み、区の施策で CO₂ 削減量が算定可能なものは進捗管理を行っていきます。

区分	施策	28 年度実績	CO ₂ 削減量
家庭・事業者の取り組みの推進	高効率給湯器等の導入(エコキュート、エネファーム)	88 件	107t
	太陽光発電システムの導入	21 件 95,590kWh	53t
	カーボンマイナスこどもアクションの推進	6,807 人	180t
区による再生可能エネルギーの導入	公共施設の改築時に併せた太陽光発電システムの導入	13 件 127,581kWh	62.6t
	若洲風力発電施設の発電量	1,215,624 kWh	596.8t
	特定規模電気事業者(PPS)からの電力購入	21 件	1,606t
	区主催のイベント等におけるグリーン電力(熱)証書の活用	16,000kWh	8t
リサイクルの推進	資源回収による CO ₂ 削減 (古着、容器包装プラスチック、発泡スチロール、古紙、びん、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル)	14,958 t	22,156t
緑化の推進	新たな緑化面積(区民・事業者)	103,819 m ²	479t
	新たな緑化面積(区有施設)	0 m ²	0t
	街路樹の整備	1,553 本	60t
合 計			25,308.4t



江東区
環境学習情報館キャラクター
「たすけくん」

<地球温暖化防止設備の導入助成> **重点事業**

太陽光発電や省エネルギー設備を導入する区民・事業者に対し、設備費用の一部を助成し、地球温暖化対策を推進します。

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値	
			数値	年度	27年度	28年度	31年度	36年度
②	太陽光発電システムの助成件数 および導入によるCO ₂ 削減量	件数	357	25	437	458	841	1,261
		t	599		796	849	1,410	2,110
③	高効率給湯器等の助成件数 および導入によるCO ₂ 削減量	件数	963	25	1,147	1,235	1,955	2,855
		t	347		557	664	1,095	1,745
④	エネルギー管理システム機器	件数	—	—	8	14	250	500
⑤	高反射率塗装助成件数	件数	66	25	111	141	246	401

● 地球温暖化防止設備導入助成事業

家庭・業務部門のCO₂削減に貢献するため、太陽光発電や省エネルギー設備を導入する区民・事業者に対し、設備費用の一部を助成する事業を実施しています。

平成28年度（単年度）の助成実績は、合計で145件、助成金額は17,186千円で、対象機器を導入することによるCO₂削減効果は年間約160tと試算されます。

平成28年度 助成内容の内訳

設備の種類		江東区の助成金額 (上限金額あり)	実績 件数	助成金額 [千円]	CO ₂ 削減効果 [t/年]
太陽光	太陽光発電システム	[個人住宅・事業所] 5万円/kW (20万円)	21	3,858	53
		[集合住宅] " (150万円)			
高効率給湯器等	CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯機 (エコキュート)	[個人住宅] 設置経費の5% (4万円)	11	419	7
		[事業所] " (8万円)			
	家庭用燃料電池装置 (エネファーム)	[個人住宅] 設置経費の5% (10万円)	77	4,847	100
		[事業所] " (20万円)			
エネルギー管理システム機器 (HEMS)		[個人住宅] 設置経費の5% (2万円)	6	45	—
		[事業所] " (4万円)			
		[集合住宅] " (15万円)			
高反射率塗装		屋根・屋上に使用した下地用塗料・高反射率塗料各1回塗布の塗料材料費 [個人住宅・事業所] (20万円) [集合住宅] (150万円)	30	8,017	—
平成28年度合計			145件	17,186千円	160t/年

* CO₂削減効果は環境省が公表しているものを本区の管理指標として採用。環境省資料に含まれない「エネファーム」については、カタログ値等から試算。高反射率塗装については、効果の試算方法を検討中

<再生可能エネルギー等の活用> **重点事業**

区立施設の新築・改築等の機会をとらえ、太陽光発電システムや雨水利用設備等を可能な限り設置し、CO₂排出削減と環境負荷の軽減を図ります。

また、若洲風力発電設備やマイクロ水力発電設備等を活用し、区民の再生可能エネルギーについての知識の醸成を図ります。

No.	管理指標		単位	基準値		実績値		目標値	
				数値	年度	27年度	28年度	31年度	36年度
⑥	再生可能エネルギー設備を導入した区施設数	風力・水力発電	施設	3	26	3	3	3	3
		太陽光発電	施設	10	25	13	13	16	—
		雨水利用	施設	50	25	53	53	56	—

● **設備容量と発電実績**

平成28年度末現在、風力発電2施設、水力発電1施設、太陽光発電13施設、計16施設の再生可能エネルギー設備を導入しています。

本区再生可能エネルギー発電設備の内訳と実績(平成28年度)

導入年度		施設名	出力	発電量(H28年度)	CO ₂ 削減効果
1	H15	若洲風力発電施設	1,950.0 kW	1,215,624.0 kWh	596,871.4 kg-CO ₂
2	H18	環境学習情報館	0.3 kW	- kWh	-
風力小計		施設数 : 2	1,950.3 kW	1,215,624.0 kWh	596,871.4 kg-CO ₂
1	H27	マイクロ水力発電施設	1.0 kW	1,884.9 kWh	925.5 kg-CO ₂
水力小計		施設数 : 1	1.0 kW	1,884.9 kWh	925.5 kg-CO ₂
1	H17	防災センター	5.0 kW	4,873.0 kWh	2,392.6 kg-CO ₂
2	H18	環境学習情報館	25.0 kW	6,480.0 kWh	3,181.7 kg-CO ₂
3	H19	深川第三中学校	27.5 kW	4,536.0 kWh	2,227.2 kg-CO ₂
4	H20	大島南央小学校	20.0 kW	20,706.0 kWh	10,166.6 kg-CO ₂
5	H21	第五砂町小学校	20.0 kW	21,248.0 kWh	10,432.8 kg-CO ₂
6	H21	塩浜保育園	0.0388 kW	- kWh	-
7	H22	有明小・中学校	3.7 kW	3,663.0 kWh	1,798.5 kg-CO ₂
8	H23	東川小学校	10.0 kW	12,618.0 kWh	6,195.4 kg-CO ₂
9	H23	塩崎保育園	0.084 kW	- kWh	-
10	H25	第二亀戸中学校	10.0 kW	12,871.0 kWh	6,319.7 kg-CO ₂
11	H26	豊洲西小学校	10.0 kW	12,754.0 kWh	6,262.2 kg-CO ₂
12	H27	豊洲シビックセンター	15.2 kW	13,975.1 kWh	6,861.8 kg-CO ₂
13	H27	第二亀戸小学校	10.0 kW	13,857.0 kWh	6,803.8 kg-CO ₂
太陽光小計		施設数 : 13	156.5 kW	127,581.1 kWh	62.6 t-CO ₂
合計		施設数 : 16	2,107.8 kW	1,345,090.0 kWh	660.3 t-CO ₂

* 発電量「-」の施設は、設備出力が小さく、計量実績なし

* CO₂削減効果は、東京電力の平成27年度実績 調整後排出係数 [0.491kg-CO₂/kWh] より試算

● マイクロ水力発電施設

江東区の豊富な水資源を活用した新たな再生可能エネルギーのシンボルとして平成27年3月に設置されました。環境学習施設としての活用と東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も見据えた新たな観光資源の創出も目的としています。



発電量のほか、環境学習や観光情報を表示



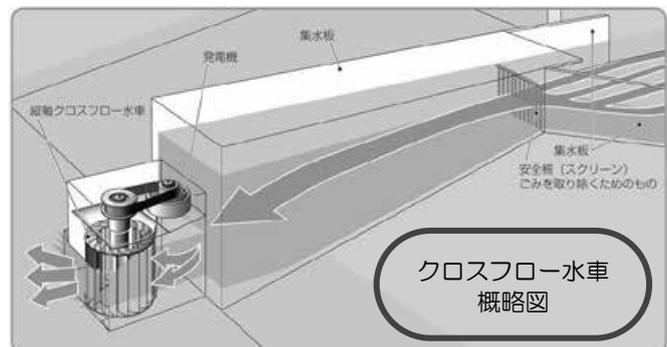
橋の下の発電機



公園側からも発電機が見られる

【主な仕様】

メーカー	三菱プラントエンジニアリング株式会社
発電出力	約 1kW
有効落差	最大 1,500mm
使用水量	最大 0.23m ³ /秒
水車型式	縦軸クロスフロー式
発電機	永久磁石同期発電機
電力利用	表示モニター、LED6 灯、カメラ等
発電量が 300w 以下になると、表示モニターが自動停止します	



クロスフロー水車は、水流が円筒形の水車翼に軸と直角に流入し、水車翼の中を通り抜けるものです。

水車の内側へ入る流れと水車の外側を通る流れがあり、その2つの流れを水車翼がとらえるので、効率よく発電できます。

● 雨水利用施設

雨水利用施設では、雨水を便器洗浄や清掃流し、植木や校庭の散水等に使用しています。今後も計画的な導入を図り、平成31年度に累計で56施設への導入を目標に掲げました。

平成28年度末現在、53施設に導入しており、雨水タンク容量の合計は12,502 m³ (12,502kL)になります。水道水利用と比較した場合、約2.50 tのCO₂削減効果が見込めます。

* CO₂削減効果は「総量削減義務と排出量取引制度におけるその他ガス排出量算定ガイドライン」(H21年東京都環境局)の「1m³(=1,000L)当たりCO₂ 200g」より試算

● 太陽光発電施設

区公共施設の改築等に合わせて、平成 28 年度までに計画・実績共に 13 施設に導入しました。発電した電力は、主に施設内で利用されるほか、電力量を表示して「見える化」するなど、環境学習に活用しています。



第二亀戸小学校設置 太陽光パネル



環境学習情報館設置 太陽光パネル

● 若洲風力発電施設

海に面した若洲公園は、年平均 5.7m/秒の風が吹く風力発電に適した場所であることから、地球環境問題を考えるための環境配慮のシンボルとして、出力 1,950kW の大型風力発電設備を設置しています。

主な仕様

メーカー	ノルデックス社(ドイツ)
定格(最大)出力	1,950 kW
年間想定発電量	270 万 kWh
高さ	100 m
ブレード(羽)の長さ	40 m
発電し始める風速 (カットイン風速)	4 m/秒
定格出力で発電する風速	風速 12~25 m/秒
風速 25m/秒(カットアウト風速)以上になると安全のため風車は自動的に止まります	



若洲風力発電施設

< 運輸部門の対策 >

運輸部門からのCO₂排出削減を目的に、庁有車の低公害化を図るとともに、電気自動車（EV）の普及に取り組みます。

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値	
			数値	年度	27年度	28年度	31年度	36年度
7	庁有車の低公害車導入率	%	85.5	25	90.4	88.2	100	100

● 庁有車の低公害車導入

低公害車とは、排出ガスを発生させない、または排出ガスの発生量が相当程度少ないと認められる自動車で、国や東京都が指定しています。国の排出ガス規制値に対する低減レベルにより、超低公害車・優低公害車・良低公害車に区分されます。

本区では、平成31年度に庁有車の100%を低公害化することを目標に掲げましたが、平成28年度は88.24%の導入率になりました。今後も低公害車導入100%を目指していきます。

江東区 庁有車内訳（東京都指定低公害車区分）平成28年度実績

超 低公害車	優 低公害車	良 低公害車	低公害車以外	庁有車合計
27台	13台	5台	6台	51台
低公害車計：45台			導入率：88.24%	

● 新築マンション等駐車場へのEV用充電設備設置の促進

EV普及の課題である集合住宅へのインフラ整備不足の解消を目的に、平成22年に見直した「江東区マンション等の建設に関する指導要綱」に基づき、区内にマンション等を新築する場合、駐車場収容台数の1割以上にEV用充電設備を設置するよう、マンション等建設事業者に指導しています。

新築マンション等への設置実績（平成28年度）

マンション等建設数	自動車駐車場計画数	外部電源設備設置数	急速充電器設置数
66件	1,181台	16基	0基

● 環境保全対策資金融資

区内の中小企業の方が自動車を低公害化（中古車を除く）する際、低金利で借り入れができるよう、金融機関と東京信用保証協会の協力を得ながら、融資のあっせんを行っています。

環境保全対策資金融資あっせん制度利用件数

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
4件	3件	12件	4件	7件	1件

● EV 用急速・普通充電設備の無料開放

EV の普及推進を目的に、平成 22 年 11 月 1 日から庁舎駐車場に、平成 27 年 9 月 24 日からは豊洲シビックセンターにも EV 用急速・普通充電設備を設置し、区民や事業者の方々に無料で開放しています。

江東区役所



設置場所：江東区役所 1 F 駐車場（東陽 4-11-28）

設置基数：EV 用急速充電器 1 基
普通充電設備（100V / 200V）各 1 基

利用時間：平日 9:00～17:00
（夜間・土日祝日は利用できません）

利用方法：1 F 駐車場管理室で利用受付台帳に記入

利用料金：無料

豊洲シビックセンター



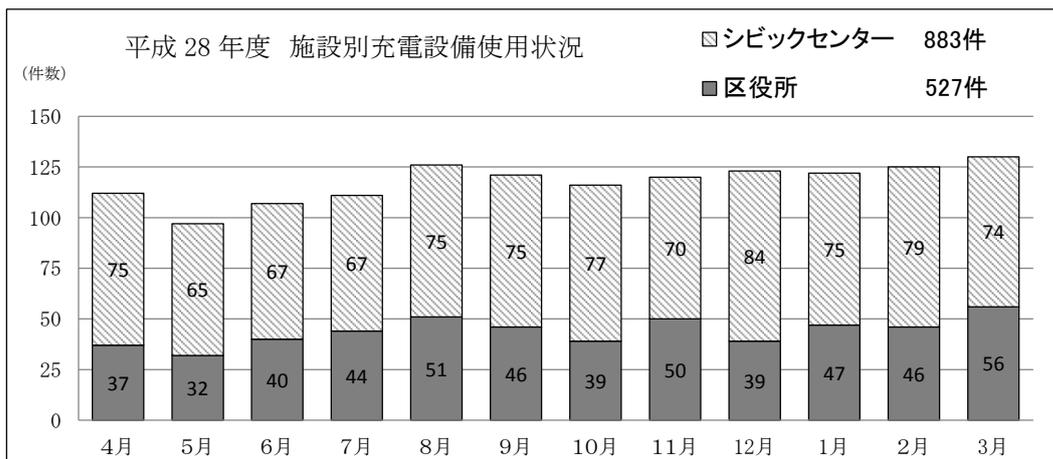
設置場所：豊洲シビックセンター 1 F 駐車場入口
（豊洲 2-2-18）

設置基数：EV 用急速充電器 1 基
普通充電設備（100V / 200V）各 1 基

利用時間：平日・土日祝 8:00～22:00（月曜日を除く）
月曜日 8:00～19:00
（年末年始は利用できません）

利用方法：1 F 駐車場管理室で利用受付台帳に記入

利用料金：無料



<チーム江東・環境配慮推進計画>

「チーム江東・環境配慮推進計画」に基づき、区も一事業者として、環境負荷軽減やCO₂排出量の抑制に取り組みます。

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値	
			数値	年度	27年度	28年度	31年度	36年度
8	江東区役所のCO ₂ 排出量	t	30,759	25	35,693	37,325	29,929	—

● チーム江東・環境配慮推進計画（第二次庁内環境配慮推進計画・後期）

「チーム江東・環境配慮推進計画（第二次庁内環境配慮推進計画）」を改定し、「チーム江東・環境配慮推進計画（第二次庁内環境配慮推進計画・後期）」として新たに策定しました。

新しい計画では、管理指標の変更、職員ごとの取組マニュアルの分類、推進体制の見直しを行い、区の更なる環境負荷低減を目標に定め、平成27～31年度を計画期間として取り組みます。

「チーム江東・環境配慮推進計画」の基本的事項

目的	(1) 地球温暖化防止に向けた温室効果ガスの抑制 「地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、「温対法」という。)」第20条の3において、地方公共団体に策定が義務づけられている「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(事務事業編)」を包含するものとする。
	(2) 省エネ法等に対応した計画 環境負荷低減の取り組みとあわせて、「エネルギー使用の合理化等に関する法律(以下、「省エネ法」という。)」と「温対法」の改正による責務を果たすため、区役所全体で年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減に努めるなど、エネルギー管理の徹底を図るものとする。
期間・基準年	(1) 計画期間:平成27年度～31年度(前期:平成22～26年度、後期:平成27～31年度)
	(2) 後期基準年度:平成25年度(目標達成のための管理指標の基準は平成26年度)
範囲	(1) 区が実施する全ての事務・事業。
	(2) 指定管理者や無人施設等、省エネ法等で区の報告対象範囲となる事業や施設は全て対象とする。



江東区
環境学習情報館キャラクター
「すみれさん」

● 平成 28 年度の実績

11 の取組項目における「17の管理指標」のうち、「都市ガス使用量」1 項目について後期目標を達成しました。その他6項目においては改善(↑)傾向となりました。

「チーム江東・環境配慮推進計画(第二次庁内環境配慮推進計画・後期)」による適切な管理運営のもと、今後も省エネへの一層の取り組みを推進します。

「チーム江東・環境配慮推進計画」平成 28 年度 実績一覧 ○(達成) ↑(改善) ↓(後退)

取組項目	単 位	基準値 (H26 年度)	28 年度		後期 目標 (H27~31 年 度)	目 標 達 成	進 度 状 況	
			実績値	基準比				
1 ①コピー機・複合機の出力枚数	千枚	25,384	26,791	5.5%	現状 維持		↓	
2 電気使用量 (床面積あたり)	kWh/ 千㎡	②区長部局	22,074	21,893	△0.8%	△5 %		↑
		③教育委員会	38,090	41,855	9.9%			↓
3 都市ガス使用量 (床面積あたり)	Nm ³ / 千㎡	④区長部局	1,663	1,611	△3.1%	△5 %		↑
		⑤教育委員会	2,701	3,179	17.7%			↓
4 上水道使用量 (床面積あたり)	m ³ /千㎡	⑥区長部局	567	539	△4.9 %	△5 %		↑
		⑦教育委員会	1,157	1,192	3.0 %			↓
5 ⑧低公害車の導入	導入率	87.0 %	88.2 %	1.2pt(↗)	100 %		↑	
6 エネルギー使用量(床 面積あたり・原油換算)	kL/千㎡ (原油換算)	⑨区長部局	7.63	7.62	△0.1 %	年平均 1 % 以上削減		↑
		⑩教育委員会	13.21	14.56	10.2 %			↓
7 ⑪管理標準の策定割合*1	%	100%	100%	100%	100 %	○		
8 廃棄物量	kg	⑫削減傾向にある 施設の割合*2	56.5% (H27)*3	51.7 %	4.8pt(↘)	100%		↓
		⑬削減量	5,367 (H27)*3	△9,712	1.0%		△5%	
9 リサイクル率	%	⑭改善傾向にある 施設の割合	50.6% (H27)*3	67.8 %	17.2pt(↗)	100%		↑
		⑮リサイクル率	56.2 % (H27)*3	55.4 %	0.8pt(↘)		60%	
10 ⑯木材利用 0.008 m ³ /m ² 以上の新築・改築 施設の割合 (木材利用推進方針)	%	100%	—*4	—	100 %		—	
11 ⑰契約電力が改善傾向にある施設の割合	%	61.7% (H27)*3	55.4%	6.3pt(↘)	100 %		↓	

*1 対象は契約電力 50kW 以上の区施設

*2 対象は「事業用大規模建築物における再利用計画書」作成施設(延床面積 3,000 m²以上の施設)

*3 管理指標⑫⑬⑭⑮⑰については、H27 年度からの調査のため、基準値は H27 年度となる

*4 H28 年度は竣工施設がないため、実績なし

● 区施設における省エネ診断受診

省エネ診断とは、一般財団法人省エネルギーセンターが経済産業省資源エネルギー庁の補助事業として、無料で実施している事業です。平成 28 年に区では、省エネ診断を 2 施設で受診しました。空調の設定温度の緩和や照明の間引きなど、施設のどこに無駄があるのか、施設の現状に合った対策を講じることができるので省エネに非常に効果的です。

省エネ診断・節電診断受診施設

H26	本庁舎・防災センター・文化センター・夢の島総合運動場・塩浜福祉園 有明スポーツセンター*・清掃事務所*
H27	(省エネ診断のみ) 江東図書館・城東南部保健相談所・塩崎保育園・千田福祉会館・グランチャ東雲
H28	(省エネ診断のみ) 小名木川保育園・東砂スポーツセンター

*有明スポーツセンターと清掃事務所は節電診断

● グリーン電力証書の活用

東日本大震災以降のエネルギー構造の変化により、電源の多様化実現のため再生可能エネルギー普及促進の必要性が生じています。平成 23 年度から、区主催の主要イベント等で「グリーン電力証書*」を導入し、再生可能エネルギーの普及・促進を支援しています。さらに、東北地方の発電事業者からの電力を積極的に活用することにより被災地支援を行っています。

*グリーン電力証書：風力・太陽光等、再生可能エネルギーのもつ「環境付加価値」を証書化し、使用電力量分の「グリーン電力証書」を購入することで、使用した電力を自然エネルギーによって賄われたとみなすことができるしくみ。証書を購入した費用は、自然エネルギーの普及・拡大のための基金として、発電設備の維持等に利用されます。

平成28年度の導入実績

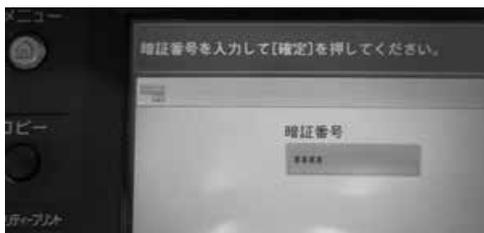
イベント名称	電力種類	発電場所
第 28 回江東こどもまつり	バイオマス	宮城県 石巻市
第 9 回江東区環境フェア		
第 34 回江東区民まつり		
カーボンマイナスこどもアクション事業		
電気自動車用急速充電器 電気使用量		



「グリーン電力証書(サンプル)」
(出典: 日本自然エネルギー(株)HP)

Pick up

温暖化対策課 環境調整係



複合機画面 出力を暗証番号で管理

セキュリティプリントで紙の削減へ！

環境清掃部共有の複合機では、平成 27 年度よりセキュリティプリントを導入しています。

セキュリティプリントとは、出力を暗証番号で管理するもので、誤って出力操作したときには、出力前にデータを削除することができ、無駄な印刷を省くことができます。

環境セクションだけではなく、セキュリティプリントを他部署へ広げることで、さらなる紙の削減を図っていきます。

● **街路灯の改修** 重点事業

区道に設置している老朽化した街路灯を改修し、合わせて省エネ化を図ります。これにより CO₂ の発生を抑制し、環境負荷を低減します。

平成 28 年度現在、区内の街路灯 13,945 基の内、半数は水銀灯となっています。水銀灯をより効率の良い光源（メタルハライド灯、無電極蛍光灯、LED 灯等）に更新し、照度を確保しつつ消費電力の低減を図るため、平成 18 年度より区内全域を対象とし、計画的に改修を進めています。

（例として、水銀灯 100W を LED 灯 17W に取り換えた場合、照度はほぼ同じですが、消費電力はおおよそ 1/6 になります）



改修後の街路灯（LED 灯）

街路灯の改修基数の推移

年 度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
路線改修数（基）	626	559	672	571	445	560	569	569	562	564	591

● **江東区公共建築物等における木材利用推進方針の運用** 重点事業

「江東区公共建築物等における木材利用推進方針」（平成 26 年 4 月 1 日施行）に基づき、公共建築物の新設・改築にあわせて、「1 平方メートル当たり 0.008 m³以上」の目標値を設定し、木材の積極的な利用を推進しています。

木材利用を通じ、森林の適切な整備や木材産業の振興を図るとともに、温暖化対策を展開するものです。

なお、平成 29 年度竣工予定の「施設一体型」である有明西学園では、木質化に加え、柱や梁など建物の主要構造部にも木材を一部利用する木構造を採用しています。これは区として初の試みとなります。



平成 27 年度改築 第二亀戸小学校 木材使用率 0.0232 m³/m²

1-2 ヒートアイランド対策の推進

海風が区内陸部に効果的に吹き込むようにヒートアイランド対策を実施し、熱環境の改善による快適な生活環境を実現します。

<緑被率の向上>

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値	
			数値	年度	27年度	28年度	31年度	36年度
9	緑被率	%	19.93	24	19.93 [H24]	19.93 [H24]	22	—

● CITY IN THE GREEN 公共緑化推進事業 **重点事業** → 44 ページ参照

CITY IN THE GREEN の推進

「江東区 CITY IN THE GREEN (CIG)」とは、本区の緑化推進事業の総称で、都市の中の緑ではなく、「緑の中の都市」をイメージしたまちづくりに、区内の様々な場所で、様々な主体と連携しながら積極的に取り組んでいくもので、平成24年7月に「江東区 CIG ビジョン」を策定しました。



江東区 CIG ビジョン



江東区 CITY IN THE GREEN 実現のイメージ

Pick up

管理課 CIG 推進係



実習風景

ベランダガーデニング講座

.....ベランダガーデニング講座とは、「江東区CIGビジョン」に基づき、みどりに親しみ、みどりを育むライフスタイルを定着させることを目指し、地域での緑化活動やコミュニティ形成活動をはじめることができる人材を育てる講座です。年4回シリーズで講座を開催し、テーマはキッチンガーデン、ハーブ、コンテナガーデン、果樹など多様なものとなっています。

.....開催につきましては、区報及び区のホームページでお知らせします。

＜緑化面積の拡大に向けた取り組み＞

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値	
			数値	年度	27年度	28年度	31年度	36年度
10	区民、事業者による新たな緑化面積	m ²	66,561	25	57,704	103,819	—	—
11	区立施設における新たな緑化面積	m ²	4,086	25	7,332	0	—	—

● 区民・事業者による新たな緑化面積

「江東区みどりの条例」に基づき、緑化指導を行い、公共施設だけでなく、民間施設においても緑化を推進しています。

緑の育成と保全に係る措置の一つとして、区民の健康で快適な生活の確保に寄与するものです。

緑化指導により、快適な都市環境の創出、災害に強いまちづくりの推進、緑地の増加と緑被率の向上を目指しています。



緑化指導による緑化例
(ベリーベアー深川冬木)

● 河川護岸緑化

河川護岸緑化では、河川のコンクリート護岸を植物で覆い、緑化を行っています。

「ヘデラ」という、つる性の植物を護岸際に植え、誘引するためのパネルを設置し河川側へ垂れるようにしています。

繁茂するには年数がかかりますが、数年経った場所では「ヘデラ」の緑が目立ってきています。

無機質なコンクリート護岸を緑で覆うことにより、区民の緑への愛着を育むとともに、地球温暖化やヒートアイランド現象の緩和にも貢献することが期待されています。

まちに緑があふれ、それにふれあう人々の気持ちも豊かになるよう、今後も護岸緑化を推進してまいります。



大横川（平成 28 年度施行）

② 循環型社会の形成

2-1 ごみ減量と有効活用の推進

すべての人が、5R（リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル）の取り組みを実践することで、ごみの発生と排出が抑制され、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会を実現します。

<ごみ減量と資源化率の向上>

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値	
			数値	年度	27年度	28年度	31年度	36年度
12	区民1人当たり1日の資源・ごみ量	g/人	722	25	698 [H26]	688 [H27]	661	612
13	区民1人当たり1日のごみ量	g/人	542	25	524 [H26]	498 [H27]	469	430
14	資源化率	%	25.7	25	25.7 [H26]	28.0 [H27]	29.6	30.3

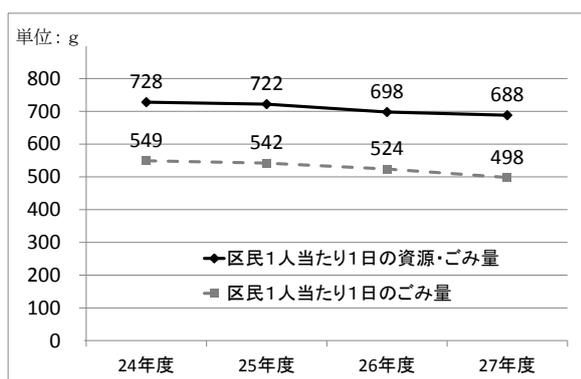
● 区民1人当たり1日の資源・ごみ量の削減

平成27年度の区民1人当たり1日の資源・ごみ量の実績は688g/人で、前年度より10g/人減少となりました。

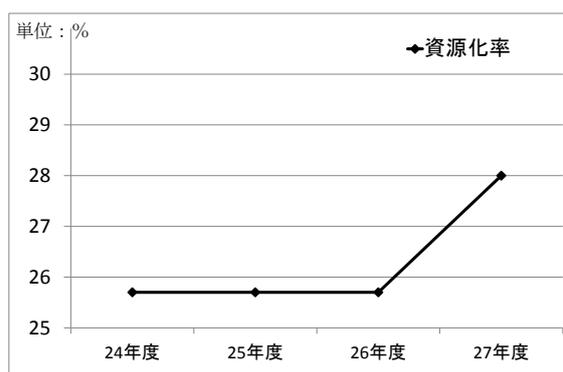
また、区民1人当たり1日のごみ量の実績は、498g/人で、前年度より26g/人減少となりました。大幅な減少は、燃やさないごみの資源化を開始し、ごみ量に算定しなかったことによるものです。

ごみ量を削減するには、区民1人ひとりがごみを出さないライフスタイルを完成し、出す場合には正しく分別することが最も効果的です。本区では、資源とごみの正しい分別を継続的に啓発し、ごみ量の削減と資源化に取り組みます。

区民1人当たり1日の資源・ごみ量と
区民1人当たり1日のごみ量の推移



資源化率の推移



数値のみの推移

	24年度	25年度	26年度	27年度
区民1人当たり1日の資源・ごみ量	728 g	722 g	698 g	688 g
区民1人当たり1日のごみ量	549 g	542 g	524 g	498 g
資源化率 (%)	25.7%	25.7%	25.7%	28.0%

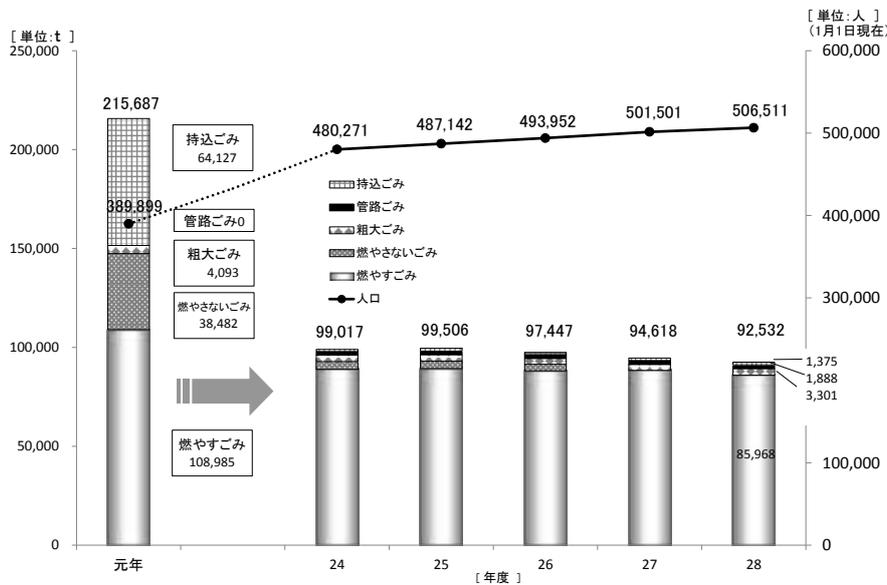
* 資源化率の算出方法→34ページ参照

● 江東区取り扱いごみ量の推移

平成 21 年 3 月から、それまで燃やさないごみとして分別していた、製品プラスチックとゴム・皮革製品を燃やすごみに変更すると同時に、容器包装プラスチックと発泡トレイ・発泡スチロールについて、集積所での資源回収を開始しました。

江東区民 1 人当たりのごみ量は、区民・事業者のごみ減量・資源の有効利用への意識の高まりなどから減少傾向にあります。

また、江東区全体のごみ量は平成元年をピークに減少しておりますが、人口増などの影響から近年は横ばい傾向となっております。区民・事業者の皆様、により一層の排出抑制への協力を求めています。



* 持込ごみについては、江東区清掃事務所での受付量であり、区内の発生量と必ずしも一致しません

単位: t

	元年	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
燃やすごみ	108,985	88,909	89,282	88,163	88,377	85,968
燃やさないごみ	38,482	3,840	3,713	3,332	0	0
粗大ごみ	4,093	3,437	3,323	2,962	3,024	3,301
管路ごみ	0	1,725	1,830	1,866	1,956	1,888
持込ごみ	64,127	1,106	1,359	1,124	1,261	1,375
合計	215,687	99,017	99,506	97,447	94,618	92,532

* 端数処理の関係で、合計値が一致しない場合があります。

● 家庭ごみの組成

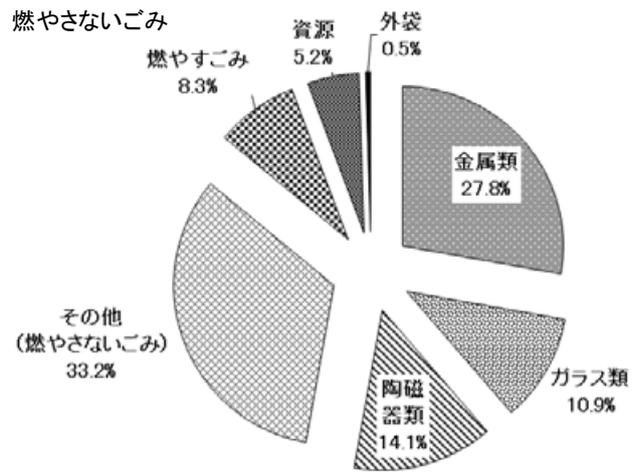
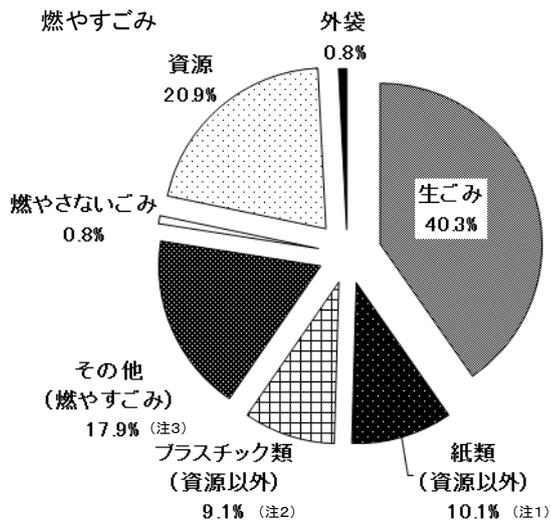
平成 28 年度の江東区の家庭ごみの組成調査では、燃やすごみの約 40%を生ごみが占め、約 21%を資源(古紙・びん・缶・ペットボトル・容器包装プラスチック・発泡スチロール等)が占めています。

生ごみは、「余分なものは買わない・作らない」「食べ残しをしない」、また、水分が多いので「捨てる前に水分をしっかりと切る」などの心がけによって、ごみ量を減らすことができます。

また、古紙・びん・缶・ペットボトル・容器包装プラスチック・発泡スチロールなどを正しく分別することで、燃やすごみとして排出されているごみを減量し資源化することが可能になります。

一方、燃やさないごみとして排出される中には燃やすごみが約 8%、資源が約 5%混入しています。ごみの減量のため、ごみの正しい分別方法についてのより一層の啓発に取り組んでいきます。

家庭ごみの組成（平成 28 年度：江東区）



（注1） 汚れた新聞、ティッシュ、紙くずなど
 （注2） 製品プラスチック（容器包装プラスチック以外）、汚れた容器包装プラスチックなど
 （注3） ゴム・皮革、布、木など

● 生ごみ減量推進事業 **重点事業**

燃やすごみの約 4 割を占める生ごみを区民が各家庭で減量に取り組むことでごみ全体の減量化を図ります。

平成 24 年度～26 年度にかけて、公募によるモニター事業を実施しました。3 年間で 297 世帯に生ごみ減量資器材を配布し、生ごみの減量に取り組んでいただきました。

平成 27 年度からは事業を本格実施し、平成 28 年度は 187 世帯の方に取り組んでいただきました。今後も資器材を利用した生ごみ減量を推進し、一層のごみ減量を図っていきます。

資器材種類

【消滅型】 堆肥を増やさず、バクテリアの力を使って、生ごみを分解・消滅させるタイプ

【堆肥化型】 積極的に堆肥を作るタイプ



森のしくみ



キエーロ



EMぼかし



段ボールコンポスト

<方式別生ごみ>

種別	取り組み世帯数(延べ世帯数)			
	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
森のしくみ	16 世帯 (24 世帯)	35 世帯 (59 世帯)	22 世帯 (81 世帯)	32 世帯 (113 世帯)
キエーロ	17 世帯 (36 世帯)	39 世帯 (75 世帯)	39 世帯 (114 世帯)	41 世帯 (155 世帯)
EMぼかし	24 世帯 (35 世帯)	51 世帯 (86 世帯)	88 世帯 (174 世帯)	64 世帯 (238 世帯)
段ボールコンポスト	18 世帯 (26 世帯)	51 世帯 (77 世帯)	20 世帯 (97 世帯)	50 世帯 (147 世帯)
合計	75 世帯 (121 世帯)	176 世帯 (297 世帯)	169 世帯 (466 世帯)	187 世帯 (653 世帯)

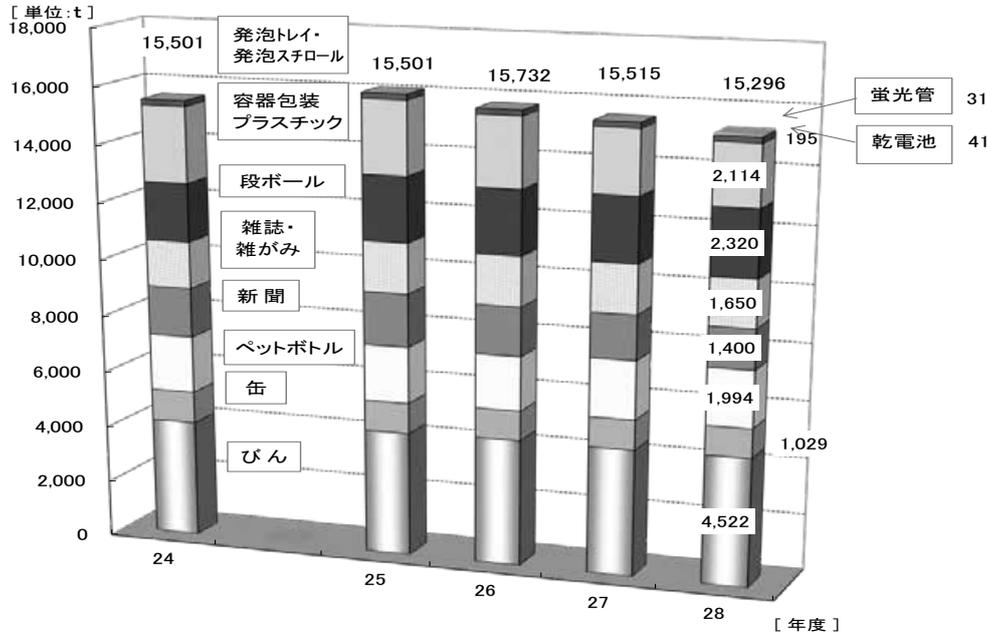
※27 年度 169 世帯のうち、46 世帯(8 グループ)がグループ活動を行っている

● 江東区の資源回収量

江東区では、週1回集積所で「新聞・雑誌 雑がみ・段ボール」、「びん・缶・ペットボトル」及び「容器包装プラスチック」と「発泡トレイ・発泡スチロール」の回収を行っています。

なお、「蛍光管・乾電池」について、平成28年9月より燃やさないごみとして集積所回収を開始しました。

江東区 資源回収量(集積所回収)の推移



江東区の資源回収量(集積所回収)の推移

単位：t

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
発泡トレイ・発泡スチロール	193	196	189	192	195
容器包装プラスチック	2,652	2,549	2,434	2,223	2,114
段ボール	2,050	2,275	2,251	2,256	2,320
雑誌・雑がみ	1,645	1,763	1,738	1,720	1,650
新聞	1,725	1,849	1,704	1,549	1,400
ペットボトル	2,006	1,983	1,906	2,051	1,994
缶	1,112	1,081	1,047	1,054	1,029
びん	4,118	4,381	4,461	4,469	4,522
蛍光管	-	-	-	-	31
乾電池	-	-	-	-	41
合計	15,501	16,077	15,732	15,515	15,296

* 端数処理の関係で、合計値が一致しない場合があります。

江東区の資源全回収量の推移

単位：t

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
集積所	15,501	16,077	15,732	15,515	15,296	
拠点回収	古着・古布回収	62	95	90	96	84
	ペットボトル	105	94	76	-	-
	乾電池	17	18	17	16	10
	蛍光管	12	11	11	10	7
	小型家電	2	3	3	3	3
集団回収	15,648	15,447	15,013	15,100	14,486	
粗大ごみピックアップ	-	213	410	398	373	
不燃ごみ	-	-	14	3,143	2,826	
その他	30	28	30	551	824	
資源化合計	31,377	31,986	31,396	34,832	33,909	

* 端数処理の関係で、合計値が一致しない場合があります。

● 古着・古布の回収 重点事業

清掃事務所内での常設回収（日曜・年末年始を除く毎日）及びその他の区施設等での巡回回収（月1回）により、区民から古着・古布を回収し、国内外で回収物を再利用（リユース）しております。
また、再利用できないものは、工業用雑巾（ウエス）への加工や、綿やフェルトの原料になります。

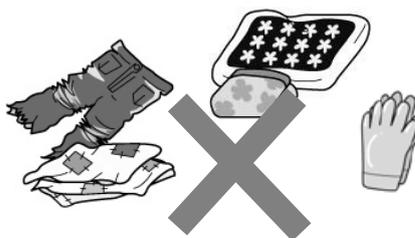
<回収できるもの>

衣類全般（スーツ、着物、タオル、シーツ等）
※洗濯したものに限り



<回収できないもの>

布団、座布団、ゴム・ビニール製品
汚れ・破損がひどいもの



※ 回収可能品目は年度毎に変わる場合があります。

● 資源回収拠点の設置と集団回収支援

区内の協力店及び区施設に回収拠点を設置し、蛍光管、乾電池の回収を実施しています。（平成28年12月末をもって終了）ほかにも小型家電、インクカートリッジについても拠点を設置し回収しています。
また、町会・自治会などの団体が、地域で自主的に行う集団回収に対して支援（報奨金の支給など）を実施しています。

使用済みインクカートリッジ回収実績（平成28年度）

区施設回収場所	回収量	回収対象
<ul style="list-style-type: none"> 江東区役所2階（2か所） 総合区民センター1階 えこっくる江東2階 	194kg	「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」の参加企業である、ブラザー、キャノン、デル、エプソン、日本HPの純正カートリッジ

集団回収実績（平成28年度）

（単位：t）

集団回収実施団体	回収品目	回収量
734 団体	紙類	13,969
	布	48
	缶	454
	びん	13
	その他	3
	合計	14,486

* 端数処理の関係で、合計値が一致しない場合があります。

● 粗大ごみピックアップ回収



家庭から排出された粗大ごみの中から小型家電リサイクル法の対象となる家電製品をピックアップし、再資源化事業者へ引き渡し、資源化しています。

● 不燃ごみ資源化

平成 27 年 4 月から 3 年間の不燃ごみ資源化事業を試行実施しています。家庭から排出された不燃ごみを委託事業者にて中身入りのスプレー缶等の危険物を取り除いたのちに破碎・選別し、鉄・アルミ等の金属を資源化し、その他の不燃ごみは固形燃料の原料として再生利用しています。

<その他>

● リサイクル推進員の活動

「リサイクル推進員」は、区民と行政による協働で、地域での資源とごみの適正排出やごみ減量・リサイクルの促進を呼びかけるボランティアです。平成 25 年度までは、区民公募により推進員として活動していただいておりますが、平成 26 年度からは、区民の皆様にごみ減量・リサイクルの基礎知識を学んでいただく「リサイクル講座」を開講し、受講者の中から希望する方に推進員として活動していただいております。平成 28 年度は講座受講者のうち 2 人にリサイクル推進員を委嘱しました。

リサイクル推進員の主な活動内容は、集積所における排出状況の調査と報告、適正分別協力の呼びかけや普及啓発チラシの配布等ですが、区のイベントにおける啓発活動等にも協力していただいております。

リサイクル講座 実施実績（平成 28 年度）

	実施日	講座内容	参加者数
前期	7 月 29 日	資源・ごみの分け方出し方講座 施設見学（新江東清掃工場・埋立処分場）	21 人
後期	2 月 14 日	資源・ごみの分け方出し方講座 施設見学（有明清掃工場・埋立処分場）	24 人

● 出張勉強会

資源・ごみの分別の周知や徹底を図るため、町会・自治会・ご近所同士のグループ等の団体や集団回収の実施団体等に対して出張勉強会を行っています。希望する団体に職員が出張し、資源やごみの分け方・出し方について説明を行い、日頃の資源・ごみに関する疑問を解消していただいております。

平成 28 年度の実績は、3 団体へ出張勉強会を行いました。

Pick up

清掃リサイクル課 清掃リサイクル係



埋立処分場見学の様子

資源・ごみについて知識を深めるリサイクル講座

.....リサイクル講座では、資源・ごみの正しい分別の説明と、バスで廃棄物処理施設を巡る見学を行いました。.....

.....日頃見ることのできない清掃工場の内部や埋立処分場などを見学し、どのように資源・ごみを処理しているかを区民の方に知っていただく良い機会となっています。.....

● ごみ減量アドバイザーの活動

清掃事務所では、区内の小学校4年生を対象にリサイクルの推進やごみの分別について職員が出張授業を行う「環境学習」を実施しています。この環境学習では、パネルを使って最終処分場には限りがあることを伝える授業や、中身の見える清掃車『ごみスケ』を使い、清掃車の仕組みを学ぶ授業などを行っています。

また、このほかに町会・自治会を対象に清掃施設等見学会を定期的を開催しています。

これは、先進的な清掃工場やリサイクル施設等への見学のほか、他の自治体のさまざまな取り組みを紹介することで、ごみ問題への関心と知見を高めてもらうことを目的としています。

ごみ減量アドバイザーの活動実績（平成28年度）

活動名	内容	実績
ふれあい環境学習	区内小学4年生を対象にした講義・実習	24校（1,757人参加）
清掃施設等見学会	清掃関連施設や民間企業等の見学	全4回（247人参加）

平成28年度の清掃施設等見学会では、成田市にある成田富里いずみ清掃工場を見学しました。

これは、成田市と富里市が共同で建設した清掃工場で、平成24年10月から稼働、両市から排出される約18万人分のごみを処理しています。

また、全国でもまだ100か所ほどしかないごみを溶解させる先進的な処理施設であり、処理時の排ガスを利用した蒸気で発電もしています。

現在は1日平均約162tのごみを処理し、約3,000キロワットの発電をしています。



ふれあい環境学習の様子



清掃施設等見学会の様子（成田富里いずみ清掃工場）

Pick up

清掃リサイクル課 清掃リサイクル係



回収された廃食用油

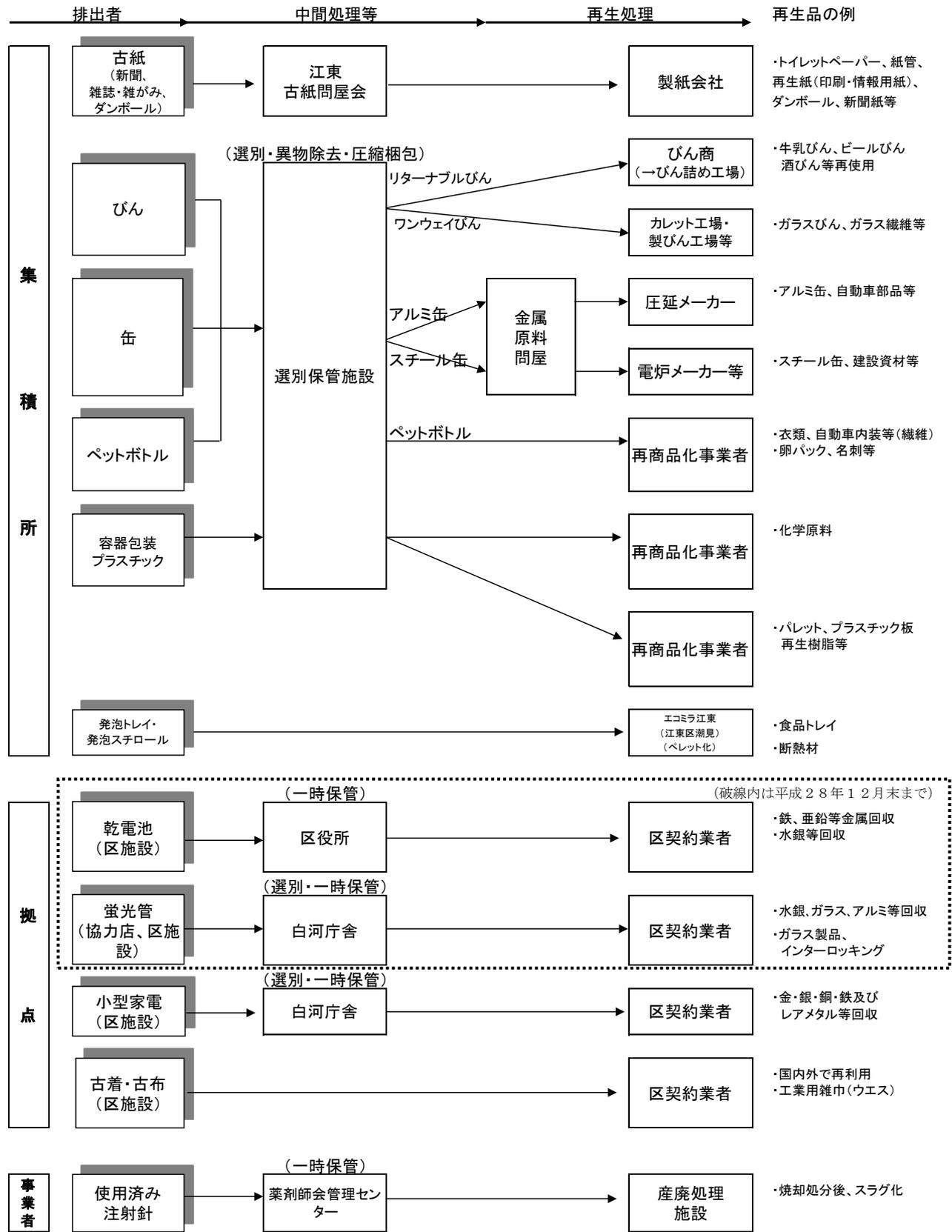
イベントでの廃食用油の回収

.....6月の環境フェアと10月の区民まつりで、家庭で不用となった食用油（サラダ油、ごま油、オリーブ油など）の回収を行いました。未開封の油も多く、そのまま廃棄してしまうのは大変もったいないです。.....
.....これらは、民間事業者へ引渡し、再資源化しました。.....
.....今後も引き続きイベントでの回収を行っていきます。.....

● リサイクルの流れ

資源物の回収方法は次のとおりです。

なお、これまで破線内の蛍光管・乾電池等は拠点回収を行っていましたが、平成 28 年 9 月より燃やさないごみとして集積所回収を開始いたしました。



※使用済み注射針回収事業は、公益社団法人東京都薬剤師会(及び地域支部薬剤師会)が実施しているものですが、本区では、江東区薬剤師会に対して、注射針回収容器の提供を行っています。

< 事業系廃棄物の再利用率の向上 >

大規模建築物の建設に際し、廃棄物保管場所の指導を行うほか、ごみの減量・リサイクルに協力するよう指導助言を行い、大規模建築物から排出される事業系廃棄物の減量を推進します。

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値	
			数値	年度	27年度	28年度	31年度	36年度
15	大規模建築物事業者による事業系廃棄物の再利用率	%	70.97	25	71.21 [H26]	71.68 [H27]	71.14	71.39

● 大規模建築物事業者への啓発活動

清掃事務所では、大規模建築物事業者を対象とした啓発活動等を進めています。

事業系廃棄物の再利用率向上に向けた取り組み

再利用計画書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 3,000㎡以上の延べ床面積をもつ事業所に対して、再利用計画書の提出を義務付けています ➤ 再利用計画書は、事業所の廃棄物収集運搬業者や、リサイクルの状況について記載されています
廃棄物管理責任者の設置	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 1,000㎡以上の延べ床面積をもつ事業所につき1名の廃棄物管理責任者を置くことを義務付けています ➤ 3,000㎡以上の延べ床面積をもつ事業所の廃棄物管理責任者には、清掃事務所で実施する廃棄物管理者講習会への参加を義務付け、社内でのごみの減量の啓発を行ってまいります
立ち入り調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 1,000㎡以上の延べ床面積をもつ事業所に対して、立ち入り調査を行っています ➤ 立ち入り調査では、再利用計画書に記載された処理業者の確認や、再利用状況の確認及び評価を行っています



江東区
環境学習情報館キャラクター
「あられさん」

③ 自然との共生

3-1 生物多様性の保全

人工的に造成された土地と豊かな水辺をもつ江東区に、さまざまな生物が生息できる空間をつくります。そして、生物多様性について知り、考え、行動する人の環が広がって、人と多様な生物が共生できるようにします。

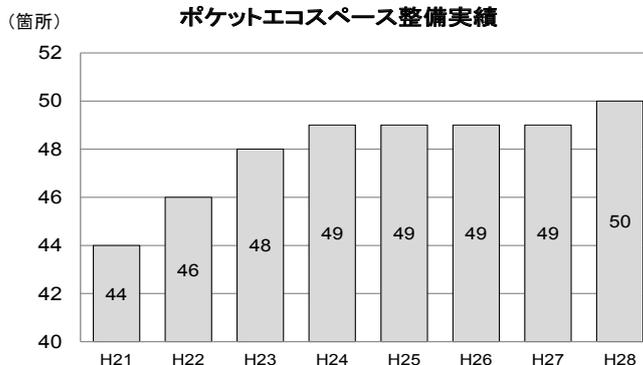
<ポケットエコスペース>

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値	
			数値	年度	27年度	28年度	31年度	36年度
⑩	ポケットエコスペース設置数	箇所	49	25	49	50	54	59

● ポケットエコスペース整備・維持 重点事業

ポケットエコスペースとは、一般に「ビオトープ」と呼ばれる自然生態系の回復を目的とした施設で、本区では昭和63年に実験池をつくり、その後小規模な「ポケットエコスペース」を小学校や公園等の大規模改修に合わせて整備しています。

ここではさまざまな生物の回帰が観察され、こどもをはじめとする区民の環境学習の場としての活用など、その波及効果が期待されており、その管理は小学校、幼稚園の教諭や児童等のほか、ボランティア団体が行っています。



Pick up

施設保全課 庶務係



いろいろな生き物が見られます

生物多様性って何？

.....生物多様性とは、全ての生物に個性があり、それぞれがつながりを持って生きていることをいいます。それらがもたらす自然の恵み(食料、空気、水等)は、私たち人間を含む全ての生物にとって生きていくのに欠かせないものです。将来にわたってその恵みを受け継いでいくためには、その価値を認識し自然や生物に配慮した生活を心がけていくことが大切となってきます。

.....区では、多様な生物が生息できる空間として、ポケットエコスペース(PES)等の整備を進めてきました。これらは、都市の中にある自然や動植物と触れ合える貴重な空間となっています。

<ボランティア活動支援>

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値	
			数値	年度	27年度	28年度	31年度	36年度
17	水と緑に関するボランティア数	人	1,159	25	1,150	962	—	—

● 水と緑に関するボランティア活動支援 **重点事業**

区民が緑化推進や自然回復を図るためボランティア組織を結成し活動する場合に、区が活動資材提供などの支援を行っています。「コミュニティガーデン」は、区立公園などの公共緑地で草花を育てることにより、景観の向上を図るとともに、参加者同士の交流を深めることも目的とし、平成29年3月現在、36団体約900人が活動しています。

また、横十間川親水公園には田んぼがあり、毎年、小学生のいる家族を対象に参加者を募集し「田んぼの学校」を開催しています。

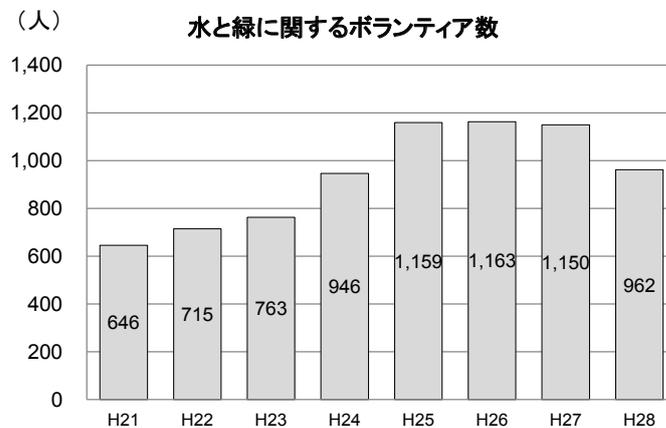
他にも「ポケットエコスペース」活動や、ポケットエコスペースの管理活動、生きもの調査など知識や技術を習得することを目的とした「ネイチャーリーダー講座」を開講しています。



コミュニティガーデン活動団体募集中



無農薬・手作業による昔ながらのお米づくり



<その他>

● 水鳥生息調査

区内の水鳥生息状況を把握するため、毎年調査を実施しています。

平成 28 年度調査概要

調査期間	調査地点	調査対象及び調査方法
平成 28 年 6、9、12 月 平成 29 年 1、2月 (年5回)	① 旧中川(都立亀戸中央公園) ② 都立猿江恩賜公園 ③ 仙台堀川公園・横十間川親水公園 ④ 荒川(都立新木場緑道公園) ⑤ 豊洲運河	<ul style="list-style-type: none"> 水辺で見られる鳥とし、次の鳥類を対象とする。 カモ目、カイツブリ目、カツオドリ目、ペリカン目、ツル目 チドリ目 定点センサス法(④⑤)またはラインセンサス法(①②③)により、種ごとに個体数を計数

平成 28 年度の調査では、5地点の合計で6目7科 24 種、年間総個体数 2,553 個体を確認しました。確認された種の分類群は、カモ目(カモ科8種)、カイツブリ目(カイツブリ科3種)、カツオドリ目(ウ科1種)、ペリカン目(サギ科5種)、ツル目(クイナ科2種)、チドリ目(チドリ科2種、カモメ科3種)でした。

観察個体数の多かった種は、順にスズガモ、カワウ、ユリカモメ、ホシハジロ、キンクロハジロ、オナガガモとなりました。



スズガモ



カワウ



ユリカモメ



ホシハジロ



キンクロハジロ



オナガガモ

3-2 公園・緑地の整備

区民の緑に対する愛着と緑を守り育てる心を育み、水と緑のネットワークが形成された、緑の中の都市を実現します。

<CITY IN THE GREEN 公共緑化推進事業> (再掲) 重点事業

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値	
			数値	年度	27年度	28年度	31年度	36年度
18	区民1人当たり公園面積	m ² /人	8.60	26	8.43	8.36	10	10
19	緑被率 (再掲)	%	19.93	24	19.93 [H24]	19.93 [H24]	22	—
20	緑視率	%	15.4	25	15.4 [H25]	15.4 [H25]	22	—
②1	街路樹本数	本	13,340	25	15,329	16,882	18,000	—
22	区民、事業者による新たな緑化面積 (再掲)	m ²	66,561	25	57,704	103,819	—	—
23	区立施設における新たな緑化面積 (再掲)	m ²	4,086	25	7,332	0	—	—

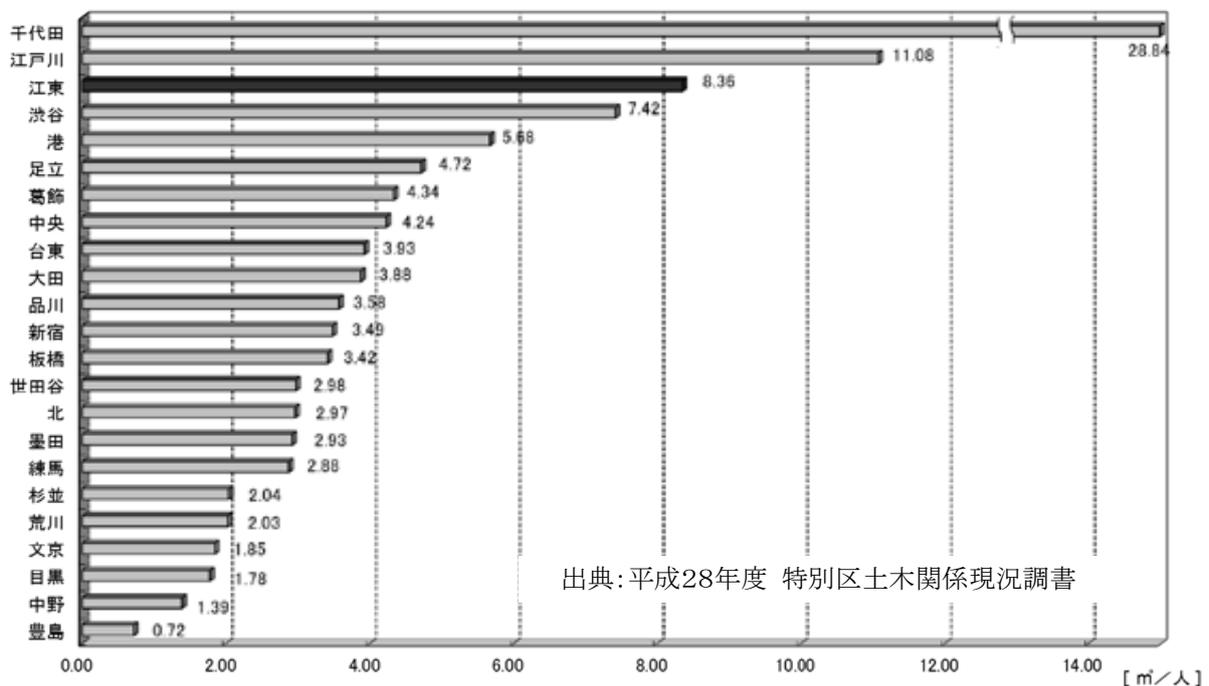
● 区民1人当たりの公園面積の拡大

現在江東区内には、区立公園167か所、区立児童遊園91か所、都立公園7か所、海上公園17か所、国営公園1か所の合計283か所の公園・児童遊園があります。

計画に基づき、老朽化した公園・児童遊園に新しい機能を盛り込んだ改修を行ったり、新たに公園を整備するなどして、区民1人当たりの公園面積について「10m²/人」を目指しています。

これは、東京23区の比較でも、極めて高い水準の目標設定として位置付けられます。

東京23区における「区民1人当たりにおける公園面積(公園+児童遊園)」の比較



● **区立公園の改修** **重点事業**

老朽化した公園・児童遊園に新しい機能を盛り込む整備を行っています。改修にあたっては、地域に求められていることや、自然との共生など社会的要請を踏まえ、整備を進めています。

● 「街路樹充実計画」の推進

水辺と緑に彩られた魅力あるまちの形成を目指して、平成 20 年に東京都第五建設事務所と「江東区街路樹充実連絡会」を設置し、平成 22 年「江東区内における街路樹充実計画」を取りまとめました。

本計画は、植栽の目標値、植栽パターン、住民参加による維持管理のあり方、樹種選定の考え方など、江東区内における街路樹充実の基本的な方向性を示したもので、この計画に基づき、江東区と東京都第五建設事務所では街路樹の豊かな育成・管理につとめ、街路樹を増やす工事を行っています。

街路樹の種類はさまざまで、幅員の広さや樹木の統一感など、現場条件を考慮しながら選定しています。

街路樹は道路に緑陰をつくるだけでなく、騒音の緩和、ヒートアイランド現象の抑制などさまざまな効果を発揮するため、今後も道路の緑化に努めてまいります。



街路樹充実工事前



街路樹充実工事後

● **公園樹・街路樹の管理に伴う「緑のリサイクル」**

緑のリサイクル事業は、公園や街路樹等から発生する剪定枝をチップ化・堆肥化し、植栽地の土壌改良材として利用することによりゴミの排出抑制を図り、資源の地域循環を目指す事業です。

リサイクル堆肥は、東京湾の「海の森」に提供することで造成に役立てられたほか、東京都に特殊肥料の登録を行い（平成 21 年度）、『水彩堆肥 つちひめ』と名づけ、学校・幼稚園・保育園・福祉会館で活用するほか、区民農園や公園工事等の土壌改良材などに利用しています。

また、一般の方にもリサイクル事業に関心をもっていただくため、平成 28 年度は江東区環境フェアやリバーフェスタ江東といったイベントで計 1005 袋を無償配布しました。

剪定枝はチップ化・堆肥化する以外にも、樹名板として活用するほか、工作材料としてイベントや幼稚園などへの提供もおこなっています。

Pick up

河川公園課 工事係



八名川公園

生物多様性に貢献した公園植栽

.....老朽化した区立公園の改修工事にあわせて、近年課題となっ
ている生物多様性に配慮した植栽を行いました。周辺の主な緑地
における鳥類、昆虫類の生息情報を収集することで、生物の生息空
間に貢献できる樹種を選定しています。.....

.....今後も生物多様性に配慮した植栽を行い、生物多様性の保全・
回復に貢献していきます。.....

3-3 水辺環境の整備

水辺の緑が整備され、ヒートアイランド現象を緩和する「風の道*」を確保します。
 また、区民が豊かな水辺に誇りと親しみを感じるとともに、多様な生物との触れ合いを楽しめるようにします。

*「風の道」…市街地への空気の進入経路を意味します。流入する空域が冷涼な場合、市街地の温度上昇の緩和が期待されます。

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値	
			数値	年度	27年度	28年度	31年度	36年度
⑭	水辺の散歩道整備状況	m	19,231	25	20,428	20,428	20,221	21,571
⑮	潮風の散歩道整備状況	m	7,866	25	8,380	8,520	9,426	10,516

*1 水辺の散歩道…河川の耐震護岸を緑化して河川並木を整備し、遊歩道として開放します。

*2 潮風の散歩道…運河の護岸の上部を整備し、遊歩道として開放します。

● 水辺・潮風の散歩道の整備 重点事業

区内の水辺・潮風の散歩道を整備することで、計画に基づいて緑を育成し、身近な水辺空間の充実を図るとともに、緑の連続した「風の道」を創出します。



水辺の散歩道（小名木川）



潮風の散歩道（辰巳運河）



江東区
環境学習情報館キャラクター
「げったくん」

④ 環境に配慮した快適なまちづくりの推進

4-1 低炭素まちづくりの推進

地域の再生可能エネルギーや未利用エネルギーが有効活用されるとともに、環境負荷の少ない低炭素で快適なまちやライフスタイルを形成します。

● 低炭素まちづくりの推進 **重点事業**

区の「低炭素まちづくり計画」である「豊洲グリーン・エコアイランド構想」に基づき、事業者等との連携・協働により、環境に配慮したまちづくりの実現を目指します。

豊洲グリーン・エコアイランド構想の推進

豊洲地区（豊洲五丁目の一部及び豊洲六丁目全域）では、豊洲市場の整備や民間事業者による大規模開発などが進められています。

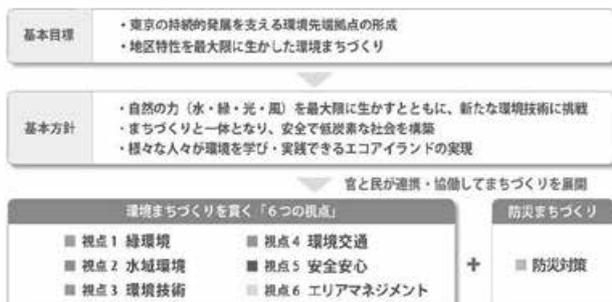
江東区では、区民の環境意識の高まりや環境施策への取り組みの社会的要請、災害への対応、豊洲地区の新たなイメージの確立など社会的背景を受け、官民が連携・協働して、環境に最大限配慮したまちづくりの実現を目指すため、概ね15年後の姿を展望する『豊洲グリーン・エコアイランド構想』を、平成23年6月に策定しました。

また、平成24年12月『都市の低炭素化の促進に関する法律』^{※1}の施行を受け、法律が区市町村に策定を求める『低炭素まちづくり計画』^{※2}として、平成25年10月に同構想を改訂し、法定計画となりました。

構想期間の始動期（平成23年度～平成27年度）においては、屋上緑化や雨水利用、分散型エネルギーシステムの導入、コミュニティサイクルポートの設置等を実施しました。現在、概成期として構想の実現に向けた取り組みを継続しています。



「豊洲グリーン・エコアイランド構想」の全体像



※1 都市の低炭素化の促進に関する法律

都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針を定めるとともに、区市町村における低炭素まちづくり計画の作成及びこれに基づく特別の措置等を促進することにより、都市の低炭素化を図る法律。

※2 低炭素まちづくり計画

都市の低炭素化に向けた取り組みを後押しし、また、民間投資を促進するため、区市町村が目指す具体的な取り組みを示す計画。

● 江東区臨海部コミュニティサイクル実証実験

『豊洲グリーン・エコアイランド構想』に掲げる「環境と人にやさしいエコモビリティの導入」の実現に向け、平成 24 年 11 月から「江東区臨海部コミュニティサイクル実証実験」を行っています。

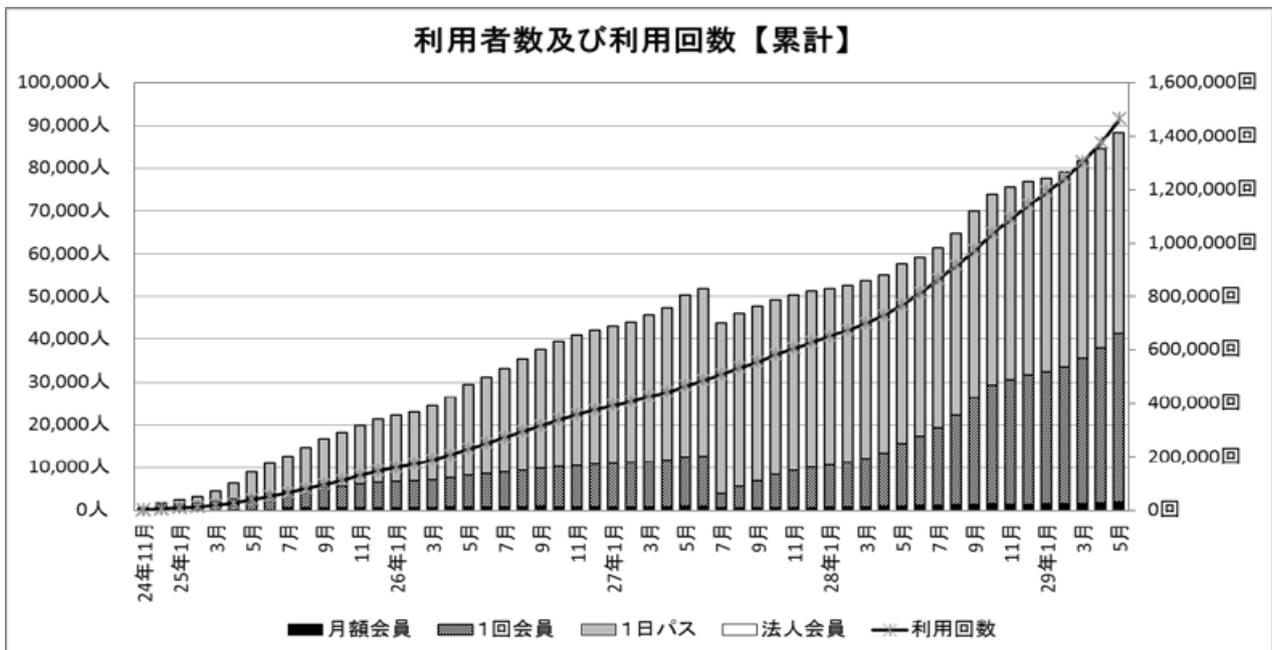
コミュニティサイクルは、一定の地域内に複数配置されたサイクルポート(専用駐輪施設)で自由に貸出・返却することが可能な自転車共同利用のしくみで、従来のレンタサイクルとは異なり借りた場所と違う場所で返せることや短時間での使用を前提とした料金設定等、移動利便性の向上やまちの回遊性を向上させます。

また、自動車利用からの転換を促すことによって CO₂ 排出量の削減効果も期待できます。

この実証実験では臨海部をはじめ深川南・城東南エリア、新木場エリアなどに 62 ポート(平成 29 年 5 月末現在)を設置し住民のみならず就業者や観光客など様々な方に利用されています。



電動アシスト付自転車



Pick up

実験エリアを区内全域に拡大中！



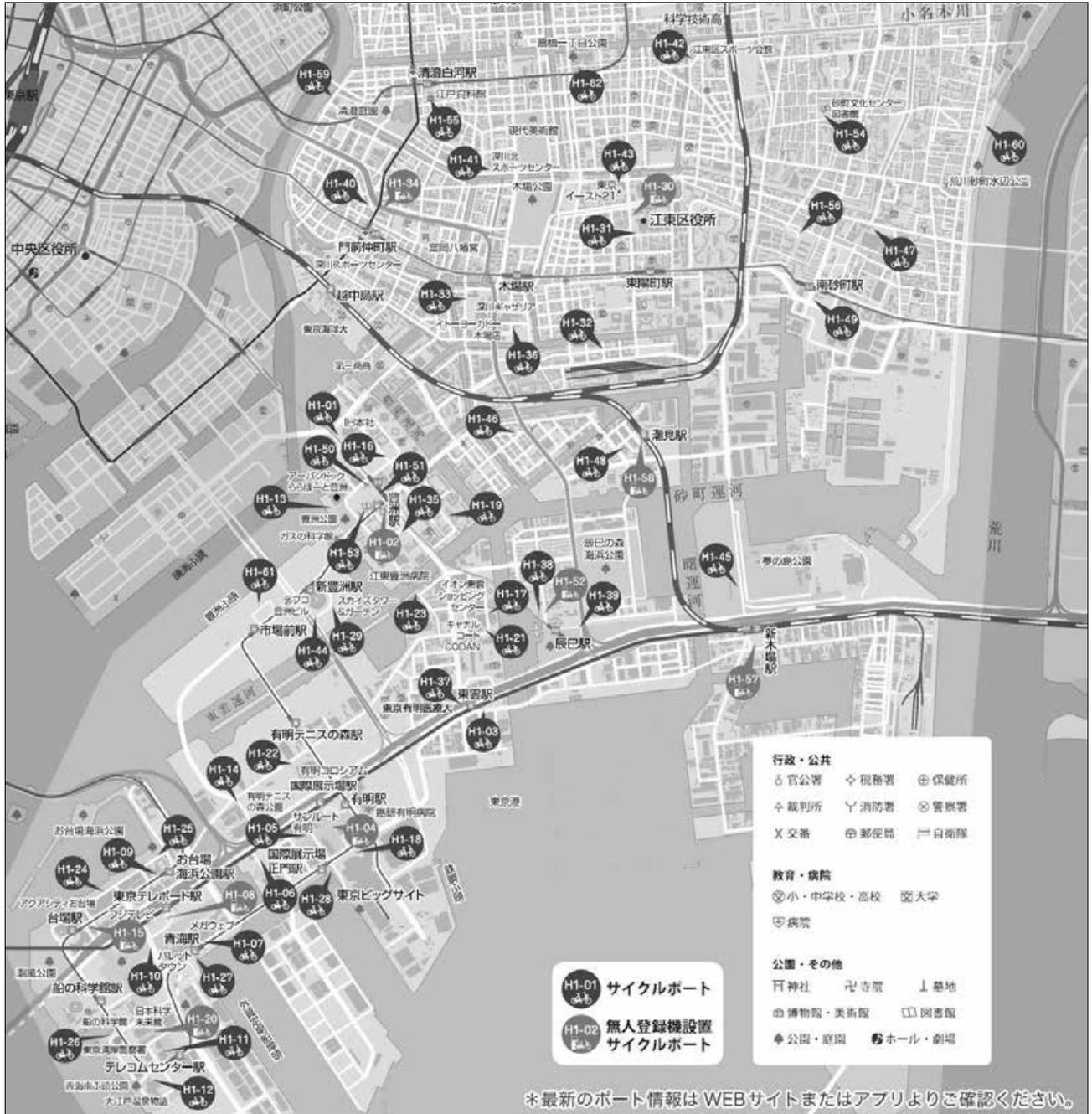
サイクルポートの様子
(江東区役所(北側)ポート)

江東区臨海部コミュニティサイクル実証実験も開始から約 4 年半が経過しました。平成 28 年度からは、臨海部を飛び出して、展開エリアを区内全域とし、ポートの拡充に努めています。

現在、本区内では、62 のサイクルポートで合計 700 台(平成 29 年 5 月末日現在)の自転車が、通勤、通学、観光、日々のお買い物の足として走っている姿を目にします。

また、平成 28 年 2 月より開始した相互乗り入れ実験の参加区も 6 区となり、更に広域での自転車利用が可能になりました。今後も一層の環境負荷の低減はもちろんのこと、利用者の利便性向上を目指します。

コミュニティサイクルポートの設置状況（平成29年5月末日現在）



サイクルポート一覧			
H1-1	豊洲Hビル（晴海通り）	H1-22	有明コロシアム北
H1-2	豊洲駅	H1-23	KDX豊洲グランスクエア（サブエントランス）
H1-3	東雲駅	H1-24	お台場海浜公園乗船場
H1-4	石と光の広場（国際展示場駅前）	H1-25	お台場海浜公園東
H1-5	ホテルサンルート有明	H1-26	青海客船ターミナル
H1-6	武蔵野大学	H1-27	バレットタウン乗船場
H1-7	青海駅	H1-28	有明客船ターミナル
H1-8	東京テレポート駅	H1-29	スカイスター&ガーデン
H1-9	お台場海浜公園駅	H1-30	江東区役所（北側）
H1-10	出会い橋	H1-31	江東区役所（南側）
H1-11	テレコムセンター駅	H1-32	区営塩浜住宅前
H1-12	大江戸温泉物語	H1-33	深川ギャザリア（ウエストスクエア）
H1-13	アーバンドックららぽーと豊洲	H1-34	門前仲町駅
H1-14	有明テニスの森西	H1-35	ヒューリック豊洲プライムスクエア
H1-15	台場駅	H1-36	フジゴルフセンター
H1-16	豊洲三丁目公園	H1-37	東雲駅（東京湾岸道路）
H1-17	東雲水辺公園	H1-38	辰巳駅西口自転車駐車場
H1-18	東京ビッグサイト	H1-39	辰巳駅東口自転車駐車場
H1-19	UR豊洲四丁目団地	H1-40	深川東京モダン館
H1-20	日本科学未来館	H1-41	深川北スポーツセンター
H1-21	UR東雲チャンネルコート	H1-42	江東区スポーツ会館
H1-43	東京イースト21	H1-44	テブコ豊洲ビル
H1-45	夢の島競技場	H1-46	セブン-イレブン 江東枝川2丁目店
H1-47	トビレックプラザ	H1-47	セブン-イレブン 江東潮見2丁目店
H1-48	セブン-イレブン 江東潮見2丁目店	H1-49	セブン-イレブン 江東新砂3丁目店
H1-50	豊洲駅交通広場北	H1-50	豊洲駅交通広場北
H1-51	豊洲駅交通広場東	H1-51	豊洲駅交通広場東
H1-52	辰巳駅	H1-52	辰巳駅
H1-53	豊洲ビックセンター	H1-53	豊洲ビックセンター
H1-54	砂町文化センター	H1-54	砂町文化センター
H1-55	深川江戸資料館	H1-55	深川江戸資料館
H1-56	南砂三丁目緑地公園西	H1-56	南砂三丁目緑地公園西
H1-57	新木場駅	H1-57	新木場駅
H1-58	潮見駅	H1-58	潮見駅
H1-59	LYURO 東京清澄	H1-59	LYURO 東京清澄
H1-60	荒川・砂町庭球場西	H1-60	荒川・砂町庭球場西
H1-61	Brilliaランニングスタジアム マギーズ東京前	H1-61	Brilliaランニングスタジアム マギーズ東京前
H1-62	扇橋一丁目公園南	H1-62	扇橋一丁目公園南

コミュニティサイクルの豆知識

Q コミュニティサイクルはレンタルサイクルとどう違うのですか？

A レンタルサイクルは、半日や一日の一定額長時間利用を基本として、借りた場所で返さなければなりません。コミュニティサイクルは従来課金制で短時間利用を基本としており、複数あるサイクルポートのどこかで借りてどこでも返してもいいのです。

Q 自転車が借りたいのにサイクルポートがなかったり、返したいのに一杯だったりすることはないのですか？

A 利用時間帯や個別サイクルポートのニーズによって、自転車の配置に偏りが生じます。このため、専属の「自転車再配置」チームが、自転車配置状況を監視しながら区域内を巡回し、ポート間の自転車偏在を解消しています。

Q 事故や盗難にあった場合はどうなりますか？

A 事故に遭った場合、事業者側で加入している保険が適用されるため、利用者は適切な補償を受けることができます。盗難にあった場合は運営事業者側で対応します。
(電動アシスト自転車に搭載されているGPSを用いて追跡を行います)



東雲水辺公園ポート



パレットタウン乗船場ポート

4-2 景観・美観の向上

江東区固有の歴史的・文化的な景観の保全が図られ、計画的な都市形成による景観との調和が保たれるとともに、快適な生活環境を守ります。

<景観計画の届出制度>

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値	
			数値	年度	27年度	28年度	31年度	36年度
26	景観計画届出敷地面積の割合	%	68.7	25	75.4	82.4	—	—

● 都市景観形成促進事業

江東区は、平成20年度に景観法に基づく、景観行政団体となり、良好な景観形成を促進するため、「江東区景観計画」を策定、また「江東区都市景観条例」を景観法に基づく条例に改正し、美しい都市景観の形成に積極的に取り組んでいます。

平成25年度には景観計画を改定し、新たな景観重点地区を追加、平成26年度には集合住宅に対する新しい景観形成基準を追加しました。

この条例や景観計画に基づき、一定規模以上の建築物の建築や工作物を設置する場合（ただし、重点地区内では建築物は規模に関わらず届出が必要）などには、建築確認等に先立ち、景観計画を事前に届け出てくださいこととなります。建築物等の設計にあたって、まちなみを意識した景観への配慮の検討を十分に行っていただいております。

<その他>

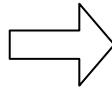
● 違反屋外広告物除却事業

良好な景観の形成及び風致の維持、公衆への危険防止を目的として、道路等に違法に掲出されたはり紙の除却を、日常のパトロールに加え、業務委託の活用やボランティア団体の協力により実施しています。

平成28年度は、22,798枚のはり紙を除却しました。



除却前



除却後

Pick up

環境保全課環境美化係

歩行喫煙等の防止



区では、平成21年7月1日に「江東区歩行喫煙等の防止に関する条例」を施行しました。これにより、以前から禁止していたポイ捨てに加え、歩きタバコ（自転車等による移動中を含む）も区内全域で禁止となりました。条例の周知のため、区内約1,000カ所に路面標示シートや看板の設置、歩行喫煙等禁止パトロール指導員による条例違反者への注意・指導を行っています。

<環境美化対策>

No.	管理指標		単位	基準値		実績値		目標値	
				数値	年度	27年度	28年度	31年度	36年度
27	アダプトプログラム	参加団体数	団体	101	25	123	134	129	144
		参加者数	人	2,883	25	3,448	3,207	3,225	3,600
28	一斉清掃	参加団体数	団体	546	25	381	560	558	572
		参加者数	人	35,133	25	24,039	35,154	38,655	39,624

● 江東区アダプトプログラム（こうとうまち美化応援隊）の推進

重点事業

「アダプト」とは、「養子にする」という英語です。「江東区アダプトプログラム」は、区民等で組織された団体が区道、区立公園等の一定の地域を養子に見立て、里親が我が子を想うような愛情を持って定期的に清掃するボランティア活動を、本区が支援する制度です。支援の内容は、清掃用具の貸与やごみ袋の提供、区ホームページを利用した活動団体の紹介などです。

平成 27 年度からは、より多くの方が参加できるよう、新たに年数回程度の活動でも参加できる「わがまち江東・私もアダプト」をスタート、さらに、より親しみを感じていただけるよう、愛称「こうとうまち美化応援隊」を決定しました。

【アダプトプログラムの平成 28 年度実績】

アダプトプログラム	活動頻度	平成 28 年度末参加団体数	
わがまち江東きれいに活動	週 1 回程度	45 団体	計 134 団体 (3,207 人)
わがまち江東・月いちアダプト	月 1 回程度	73 団体	
わがまち江東・私もアダプト	年数回程度	16 団体	

● みんなでまちをきれいにする運動（一斉清掃）

江東区では、まちの美化活動の一環として、区民や事業者の皆様と協力し、道路や公園などを一斉に清掃する「みんなでまちをきれいにする運動（一斉清掃）」を、春と秋に実施しています。区では、清掃用具等の提供、収集されたごみの運搬をいたします。

平成 28 年度は、春 276 団体、秋 284 団体、計 560 団体（35,154 人）が参加しました。

● 荒川クリーンエイド事業

NPO 法人荒川クリーンエイドフォーラム主催による荒川の一斉清掃活動を実施しています。荒川のゴミを調べながら拾うことを通じて、自然環境の回復と荒川に集い思いを寄せる人々の交流を目的として、1994 年から活動が始まりました。

市民団体をはじめ地元自治体や小中学校他、多くの企業が社会貢献活動として参加しており、それぞれの団体が実施会場を持ち、参加者を募ってクリーンエイド（ゴミ拾いとゴミ調査）を実施しています。



【参加人数実績】

平成 28 年度 68 名（施設保全課主催）

平成 28 年度 荒川クリーンエイドの様子

< 放置自転車対策 >

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値	
			数値	年度	27年度	28年度	31年度	36年度
29	駅周辺の放置自転車数 *	台	1,874	25	1,405	1,120	1,510	1,380
③⑩	区内自転車駐車場の駐車可能台数	台	20,290	25	22,427	21,322	22,910	24,020

* 毎年 10 月のうち、任意の 1 日（晴天の平日）に実施される駅周辺の放置自転車等の台数調査結果より

● **自転車駐車場の整備** 重点事業

区内の鉄道駅周辺に自転車・原動機付自転車の駐車場を整備します。自転車駐車場の整備は、自転車利用を促進し自家用車からの CO₂ 排出量削減に貢献するとともに、放置自転車の減少によるまちの美化にもつながります。

また、平成 29 年度より民間自転車駐車場の補助事業を開始します。民間事業者による自転車駐車場の整備を促進することで増加する区内の駐輪需要へ対応します。

● **放置自転車の撤去**

放置自転車は歩行者の通行の障害や災害時の避難の妨げになるだけでなく、街の美観も損ないます。

区では駅周辺の 20 か所を放置禁止区域に指定し、計画的に巡回しています。そして放置されている自転車、原動機付自転車に警告の札をつけて、その後に撤去を行っています。放置禁止区域の撤去は土日や夜間も行っています。

放置禁止区域以外にも区民の方からの連絡を受けて自転車の撤去を行っています。放置禁止区域内では、その日のうちにすぐ撤去していますが、放置禁止区域以外での撤去は警告から 3 日経過してから撤去を行っています。平成 28 年度は 16,063 台もの自転車や原動機付自転車を撤去しました。

いくら自転車が CO₂ 排出量削減に貢献するエコな乗り物でも、無秩序に利用され、その結果撤去されるようでは、放置自転車を運搬するトラックが CO₂ を排出することになり、本末転倒です。放置自転車は絶対にやめて、自転車駐車場を利用するようにしましょう。

Pick up

交通対策課自転車対策係



南砂町駅西口自転車駐車場管理人室脇

自転車駐車場の環境配慮を進めています

南砂町駅西口自転車駐車場では、自転車駐車場管理人室脇に緑のカーテンを設置することで管理人室のエアコンの温度を高め設定するなど環境配慮をしています。

また、地下自転車駐車場は周囲をコンクリートの壁で囲まれており、暗い印象を受けることがあるため、フェイクグリーンの植木鉢を設置し、緑化イメージの推進を図るなど、自転車駐車場利用者の方の満足度向上に取り組んでいます。

⑤ 安全・安心な生活環境の確保

5-1 大気環境汚染防止対策の推進

区民・事業者・区が大気汚染防止を意識した共通の目標を持ち、お互いに連携・協力しながら、きれいな空気を共有できる快適な生活環境を実現します。

<大気監視指導> 重点事業

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値	
			数値	年度	27年度	28年度*5	31年度	36年度
31	二酸化窒素(NO ₂) *1	ppm	0.048	25	0.043	0.041	0.06以下	0.06以下
32	浮遊粒子状物質(SPM) *2	mg/m ³	0.064	25	0.053	0.044	0.1以下	0.1以下
33	二酸化硫黄(SO ₂) *3	ppm	0.005	25	0.005	0.004	0.04以下	0.04以下
34	光化学オキシダント(Ox) *4	発令日数	5	25	2	2	0	0

ppm = parts per million : 微量に含まれる物質の割合を表す単位で、100万分の1を意味する。

*1 二酸化窒素は年間98%値*の3局平均値

*2 浮遊粒子状物質は年間2%除外値*の3局平均値

3 二酸化硫黄は年間2%除外値(東陽局のみで測定)

*4 光化学スモッグの原因物質である光化学オキシダントについては、光化学スモッグ注意報の発令日数を管理指標の単位とする。

*5 平成28年度は、設備改修のため亀戸局で測定を実施せず。

* 年間98%値、年間2%除外値

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値が年間98%値、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値が年間2%除外値。

● 大気監視指導

区内3地点(東陽・豊洲・亀戸)に、一般環境大気測定局を設置して、常時、大気中の汚染物質を測定しています。(平成28年度は、設備改修のため、亀戸局での測定は行いませんでした。)

大気測定項目のうち、「二酸化窒素(NO₂)」、「浮遊粒子状物質(SPM)」及び「二酸化硫黄(SO₂)」については、それぞれの環境基準値を下回ることを目標とするほか、「光化学オキシダント(Ox)」については、光化学スモッグ注意報が発令されないことを目標としています。

Pick up

環境保全課 調査係



大気試料の採取装置

自動車排出ガスとベンゼン

有害化学物質であるベンゼンは、ガソリンの中に微量に含まれているため、自動車からの排出ガスとして環境中に放出されます。

江東区では、平成11年から区内3地点で大気中のベンゼン濃度を調査しています。調査当初は、環境基準を超える値が測定されましたが、近年では継続して環境基準を下回っています。

この結果は、ガソリン中のベンゼン濃度規制などの大気汚染対策の効果と考えられます。

<その他>

● アスベスト（石綿）対策

年1回、アスベストによる大気汚染の状況を把握するための調査を実施するとともに、飛散防止のために建築物の解体工事等の際に事業者へ届出を求めるほか、電話相談の実施や除去工事等に対する融資あっせん制度の運営等、総合的な対策を講じています。

一般環境のアスベスト調査

WHO（世界保健機関）によると、世界の都市部の一般環境のアスベスト濃度は1～10本/L程度で、この程度であれば健康リスクは検出できないほど低いとされています。本区の調査結果はこの数値を大きく下回っており、問題となる濃度ではないものと考えられます。

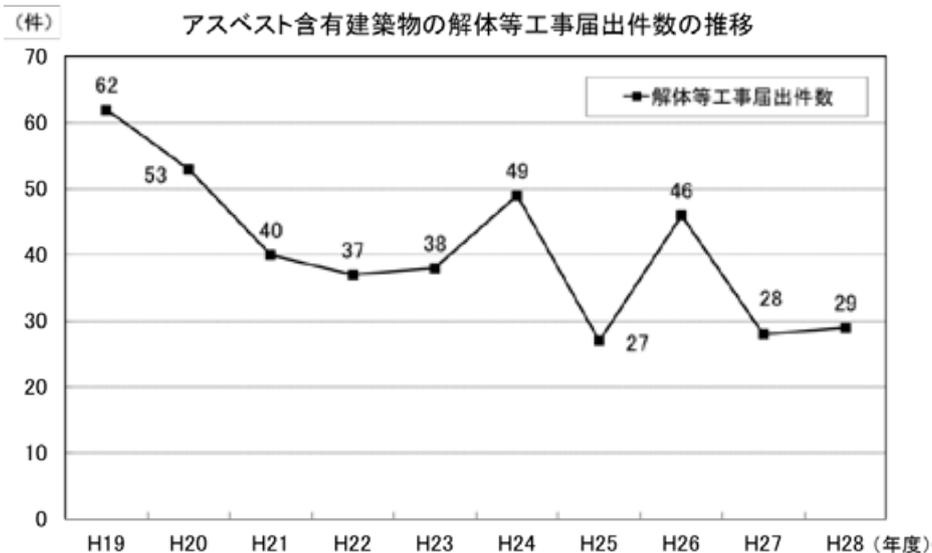
調査地点 (一般環境大気測定局付近の3地点)	平成28年度調査結果総繊維数濃度 (3日間平均)	備考
東陽(区庁舎)	0.056 本/L	・調査方法は、環境省「アスベストモニタリングマニュアル(第4.0版)」に基づく ・一般環境のアスベスト濃度に環境基準はありません
亀戸(亀戸図書館)	0.056 本/L	
豊洲(深川第五中学校)	0.056 本/L	

アスベスト含有建築物の解体等工事

吹き付け材や保温材等にアスベストが使用されている建築物や工作物を解体・改修する際に、大気中にアスベストが飛散するおそれがあります。

解体等工事を行う建築物や工作物でアスベストの使用が確認された場合には、アスベスト関連法令を遵守し、周辺環境へのアスベスト飛散防止を図るように、施工者を指導しています。

また、解体等工事の着工前には、近隣住民へ工事内容を十分説明し、理解を得るようにも求めています。



● その他のアスベスト対策の内容

対策項目 担当 連絡先	内 容
江東区アスベスト対策連絡会議 環境保全課指導係 TEL3647-6147	区民の不安を解消し、健康と安全を確保するための緊急対策に全庁的に取り組むため、平成 17 年から設置、年1回の開催
作業等従事者の相談窓口 亀戸労働基準監督署(厚生労働省) ① 安全衛生課 TEL3637-8131 ② 労災課 TEL3637-8132	① アスベストによる健康被害の防止に関する総合的な相談等 ② アスベストによる健康被害の救済に関する法律に係る請求、相談等
融資あっせん制度等	アスベストの除去工事を行う個人や中小企業等の支援を目的に、平成 17 年より融資・あっせん制度を整備
① 個人住宅向け融資あっせん 住宅課住宅指導係 TEL3647-9473	住宅修築資金融資あっせんの対象とし、利子補給の特例を適用 ※新規の融資あっせんについては、平成 29 年 3 月末をもって終了
② 中小企業向け融資あっせん 経済課融資相談係 TEL3647-2331	環境保全対策資金融資あっせんの対象とし、利子補給の特例を適用
③ マンション共用部分に関する支援 住宅課住宅指導係 TEL3647-9473	住宅金融支援機構のマンション共用部分リフォームローンの借り受けが認められた管理組合等に対し、利子を補給
無料健康相談の実施 城東保健相談所 TEL3637-6521 深川保健相談所 TEL3641-1181 深川南部保健相談所 TEL5632-2291 城東南部保健相談所 TEL5606-5001	保健相談所でアスベストの電話相談を実施
アスベスト含有建築物の解体等工事について 環境保全課指導係 TEL3647-6147	大気汚染防止法・東京都環境確保条例に基づく、アスベスト使用建築物解体工事等届出の対応
民間建築物に対する調査 建築課建築係 TEL3647-9743	昭和 30～60 年代に建築された概ね 1,000 m ² 以上の建物について、露出された吹き付けアスベストの使用の有無を調査
区内建築物のアスベスト分析 調査費助成 環境保全課指導係 TEL3647-6147	アスベスト含有の可能性のある吹き付け材または保温材等が使用されている区内の建築物について、専門機関によるアスベスト分析調査費用を助成
アスベスト健康被害救済制度 保健所健康推進課公害保健係 TEL3647-9564	アスベストによる健康被害を受けた方やそのご遺族の方で、労災補償の対象とならない方々に対し、認定の申請や給付の請求を受付

Pick up

環境保全課 指導係



鉄骨に吹付けられたアスベスト

アスベスト（石綿）飛散による健康被害を防ぐために

.....アスベストは天然の鉱物繊維で、クリソタイル、クロシドライト、アモサイトなど6種類あります。とても細く軽いため飛散しやすく、いったん吸い込むと肺の奥まで到達し、アスベストばく露後、10年以上経過してから中皮腫や肺がんなどの疾患を発症する恐れがあります。.....

.....大気汚染防止法により、建物の解体等工事を行う際は事前に調査を行い、調査結果を公衆の見やすい場所に掲示することが定められています。.....

.....また、同法ではアスベストの除去作業を行う際は、外部から隔離された空間内で行うなど、大気中にアスベストを排出、飛散を防ぐための適切な措置をとることが求められています。.....

● その他の大気汚染調査・対策

管理指標項目以外にも、区内のさまざまな地点や対象について、毎年調査や対策を実施しています。

その他の大気汚染調査・対策状況

調査名	頻度	地点・対象	項目	平成28年度調査結果
交差点等 自動車排出ガス調査	年1回	区内主要交差点 等10地点	窒素酸化物 浮遊粒子状物質	全項目について日平均値 が環境基準を超えた日はな かった
臨海部 二酸化窒素簡易調査	年1回	青海・有明地区の 10地点 及び江東区役所	二酸化窒素	青海・有明地区は江東区役 所よりも濃度が高い傾向
ばい煙調査	年1回	ばい煙発生施設 を有する事業所 平成28年度は 2事業所3施設	ばいじん、硫黄酸化 物 窒素酸化物、塩化水 素	調査対象全施設において基 準値に適合
燃料調査	年1回	平成28年度は 区内の3事業所	工場で使用している 重油中の硫黄含有 率	調査対象全事業所において 基準値に適合
光化学スモッグ対策	通年 (主に4月 ～10月)	<ul style="list-style-type: none"> 東京都環境局による区東部への注意報等の発令時には「江東区光化学スモッグ緊急時対策実施要綱」に基づき注意を呼びかける 平成28年度発令日数 <ul style="list-style-type: none"> ◇学校情報 5日 ◇注意報 2日 		
冬期自動車 排出ガス対策	年1回	大気中の汚染物質の濃度が高まる冬期(11月～1月)を中心に、事業者・区民へアイドリング・ストップ等を呼びかける啓発活動を実施		
化学物質の適正管理	年1回	<ul style="list-style-type: none"> 東京都環境確保条例は、一定量を超える適正管理化学物質を取り扱う工場及び指定作業場の設置者に、事業所ごとに当該適正管理化学物質の使用量等を把握し、報告することを義務付け 平成28年度届出件数 <ul style="list-style-type: none"> ◇適正管理化学物質の使用量等報告書：84件 (前年度に取り扱う適正管理化学物質の量が100kg以上の者が対象) ◇化学物質管理方法書：1件 (上記報告者のうち、従業員数21人以上が届出の対象) 		

* 大気中のベンゼン調査は別掲

5-2 水環境の保全の推進

水のきれいな河川や運河に囲まれ、人々が水辺に集い、語り、散策するなど、活気とうるおいに満ちたまちを実現します。

<水質監視指導> 重点事業

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値	
			数値	年度	27年度	28年度	31年度	36年度
35	河川BODの環境基準適合率*1	%	100	25	100	100	100	100
36	DOの環境基準適合率*2	%	60	25	82	63	100	100
37	海域CODの環境基準適合率*3	%	75	25	100	100	100	100

*1 BOD=Biochemical Oxygen Demand : 生物化学的酸素要求量

*2 DO =Dissolved Oxygen : 溶存酸素

*3 COD=Chemical Oxygen Demand : 化学的酸素要求量

● 水質監視指導

区内河川 12 地点、海域 3 地点において、年 4 回水質調査を実施しています。

水質調査の測定項目のうち、河川では「BOD」について、河川及び海域では「DO」について、海域では「COD」について、各々の測定値が環境基準値に適合することを目標としています。

* 環境基準適合率 = (環境基準適合測定数 / 総測定数) × 100

● その他の水質調査

管理指標の項目以外にも、区内のさまざまな地点や対象について、毎年調査を実施しています。

その他の水質調査状況

調査名	頻度	地点・対象	項目	平成 28 年度調査結果
河川底質 (ヘドロ)調査	年1回	2年で 10 地点 (1年に5地点)	総水銀、PCB、 六価クロム等	総水銀・PCB:底質の暫定除去基準 を超えた地点なし 六価クロム:検出なし その他:高濃度の検出なし
事業所排水調査	年2回	延べ4事業所	全窒素、全りん、 六価クロム等	全ての項目で基準に適合
地下水調査	年1回	区内井戸 4地点	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン	基準を超えた地点なし

* 水質・底質のダイオキシン類調査は別掲

5-3 騒音・振動等の公害対策の推進

区民一人ひとりが公害防止について自覚するとともに、日常生活や事業活動において周辺環境に配慮した行動を実行し、騒音・振動などの生活環境問題が少ない、快適な環境を実現します。

<騒音・振動>

No.	管理指標		単位	基準値		実績値		目標値	
				数値	年度	27年度	28年度	31年度	36年度
38	道路交通騒音の 環境基準達成率	昼間	%	75	25	65	65	100	100
		夜間	%	60	25	35	45	100	100

● 道路交通騒音・振動調査 重点事業

本区では幹線道路を中心に区内 20 地点の道路交通騒音・振動調査を毎年実施しています。

このうち、平成 28 年度の道路交通騒音調査では、昼間 7 地点、夜間 11 地点で環境基準（昼間：70dB、夜間：65dB）を達成しませんでした。

今後も国や都と連携し、道路の低騒音舗装化、防音壁の設置等の対策を進めます。

* 環境基準達成率 = (環境基準達成測定地点数 / 総測定地点数) × 100

● 自動車騒音の状況の常時監視

騒音規制法第 18 条に基づき、自動車交通騒音が支配的な道路に面する地点で、騒音に係る環境基準に基づいて、騒音測定及び環境基準達成状況の評価を行うものです。

常時監視調査の環境基準達成状況

年度	道路通称名	測定地点	評価区間延長 (km) *1	戸数達成率 *2	
				昼間 (%)	夜間 (%)
H28	新大橋通り	大島 3-31	4.4	99.8	97.7
	清澄通り	平野 1-2	2.8	99.3	89.9
	明治通り	大島 3-4	4.0	99.2	90.2

*1 評価区間延長 = 評価を行った道路区間の始点から終点までの距離

*2 戸数達成率 = (環境基準を達成した住居等の戸数 / 評価区間の総戸数) × 100

<騒音規制法、振動規制法に基づく届出制度>

● 特定施設

著しい騒音・振動を発生する施設を「特定施設」とし、これを設置する工場や事業場を「特定工場等」として規制しています。「特定施設」を設置する者は、規制基準の遵守及び設置・変更の際には事前に届出を行わなくてはなりません。

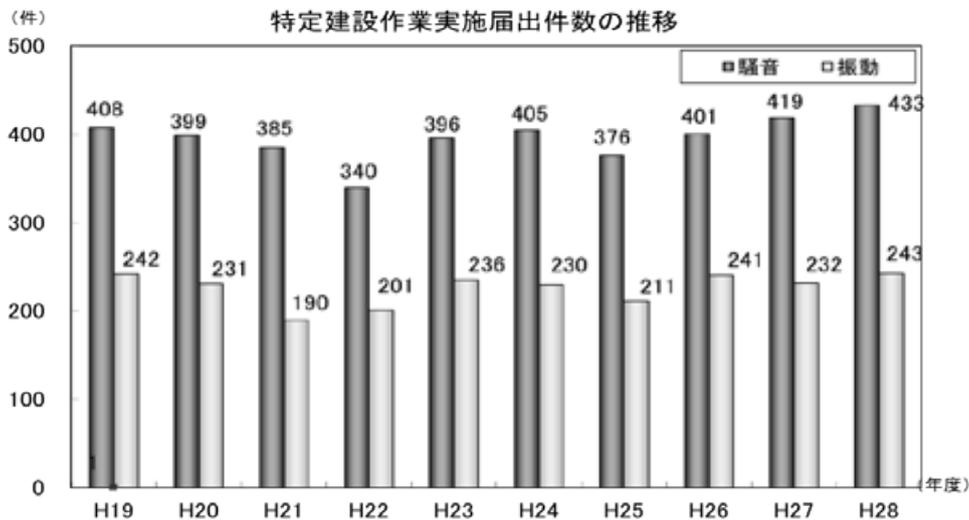
● 特定建設作業等

騒音・振動が特に著しい建設作業を「特定建設作業」とし、その騒音・振動を規制しています。該当する建設作業の施工業者は、その作業内容等について、作業開始の7日前まで（作業開始日は含まない）に届出を行うことが義務付けられています。

平成 28 年度の特定建設作業の届出数は、騒音・振動ともに、やや増加しています。特定建設作業のうち最も多いのは「削岩機（ブレーカー）」を使用する作業であり、騒音規制法では 87%、振動規制法でも 89%を占めています。

特定建設作業の届出を受理する際には、騒音等を未然に防止するため、低騒音・低振動型の建設機械の使用、工事時間帯や工法の変更、周辺住民への説明の徹底等を施工業者等へ指導しています。

また苦情が発生した場合には、適切な対応をとるように業者を指導しています。



● 指定建設作業及びその他の建設作業

「特定建設作業」以外の騒音振動の著しい建設作業についても「指定建設作業」として東京都環境確保条例により規制しています。「特定建設作業」「指定建設作業」以外は、いわゆる「その他の建設作業」となり騒音・振動の規制はされていません。「指定建設作業」と「その他の建設作業」には、区への届出義務はありません。

<その他>

● 近隣・生活騒音防止の啓発 重点事業

身近で発生する騒音や振動に関する苦情が区に寄せられています。

平成 28 年度相談・苦情件数を発生源別にみると、建設作業が4割近くを占めています。（72 頁参照）

苦情・相談が寄せられる原因として、施工業者における周辺住民への説明不足が多く、区では作業前に工事内容を周知するよう指導しています。

また、飲食店・喫茶店からのカラオケや、一般家庭の日常生活の中で発生する騒音や振動も苦情として寄せられており、近年では、マンションなど集合住宅での苦情が目立っています。

日常生活で発生する騒音は、音の種類、音の出る時間や場所などいつも同じではなく、音に対する感じ方の個人差、プライバシーの問題もあり、解決は容易ではありません。お互いの気配り、他人への思いやり、誠意をもって話し合う姿勢が苦情解決への有効な手段となります。法令による規制だけでなく、生活のマナーやモラル、近所との円滑な人間関係やコミュニケーションが解決につながる道となります。

区では、近隣騒音防止のため、事業者向けには「飲食店・喫茶店を営業しているみなさんへ」、住民向けには「近隣・生活騒音を減らすために」等のパンフレットを窓口等で配布しています。

5-4 有害化学物質等の発生抑制対策の推進

有害化学物質が適正に管理され、区民一人ひとりが、健康で安心して暮らせる生活環境を実現します。土壌汚染の健康被害への影響等について、事業者と区民が正しい知識に基づき、適切なリスクコミュニケーションを行います。

<有害化学物質調査> **重点事業**

No.	管理指標		単位	基準値		実績値		目標値	
				数値	年度	27年度	28年度	31年度	36年度
39	ダイオキシン類の 環境基準適合率	水質	%	100	25	100	100	100	100
		底質	%	90	25	90	90	100	100
40	大気中ベンゼン	沿道	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.3	25	1.8	1.4	3以下	3以下
		後背地	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.1	25	1.7	1.3	3以下	3以下

● ダイオキシン類調査

区内の河川において、2年で10地点（1年に5地点）調査を実施しています。各地点の測定値が環境基準値（水質：1pg-TEQ/L以下、底質：150pg-TEQ/g以下）に適合することを目標としています。

$$* \text{環境基準適合率} = \left(\frac{\text{環境基準適合測定地点数}}{\text{総測定地点数 (10地点)}} \right) \times 100$$

● ベンゼン調査

ベンゼンを大気中に排出する主要な発生源は、ガソリンを燃料とする自動車です。

区内3地点において、道路近くの「沿道」及び道路から約25m離れた「後背地」の2か所を調査地点とし、夏期・冬期の年2回調査を実施しています。「沿道」及び「後背地」における大気中のベンゼン濃度（平均値）が環境基準値（ $3\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）以下となることを目標としています。

<その他>

● 土壌汚染対策

東京都では、平成13年から「東京都環境確保条例」による土壌汚染対策が施行され、大規模な土地の改変者に対して、土壌汚染状況調査等の実施と汚染が確認された場合の対策を義務付けています。

本区においても、有害物質取扱事業者が工場・指定作業場を廃止または除却しようとするときは、本条例第116条に基づき、土壌調査の実施と報告を求めています。更に、土壌汚染が処理基準値を超えた場合は、汚染拡散防止対策を実施するよう指導しています。

また、「江東区マンション等の建設に関する条例」に基づき、敷地面積が1,000㎡以上3,000㎡未満の建設計画を対象に、土壌汚染に係る事前協議を事業者に指導しています。

江東区への届出件数(過去5年)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
都環境確保条例第116条	12件	14件	10件	17件	6件
土壌汚染に係る事前協議	30件	11件	7件	15件	9件

5-5 災害に強いまちづくりの推進

災害に強く、安全・安心なまちが形成されています。また、国や都などと連携し、災害発生時に迅速な対応が可能な体制が整っています。

<雨水対策>

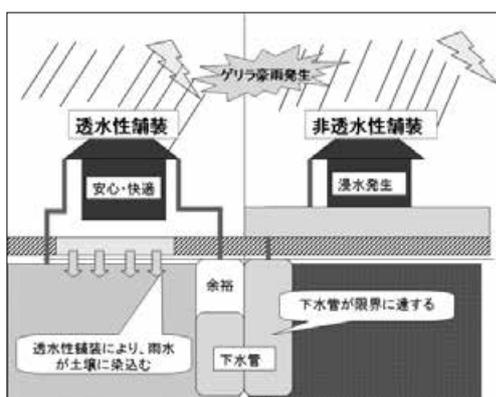
No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値	
			数値	年度	27年度	28年度	31年度	36年度
④①	透水性舗装面積	m ²	37,480	25	44,550	57,318	—	—
④②	区立施設における雨水利用の導入施設	施設	50	25	53	53	56	—
43	雨水流出抑制対策量	m ³	10,877	25	9,710	19,766	—	—

● 透水性舗装道路の整備 重点事業

江東区は、隅田川、荒川に挟まれた低地に位置し、昔から水害に悩まされてきました。近年では市街地化が進み、コンクリートやアスファルトに覆われた土地が多いため、集中豪雨による被害も心配されています。集中豪雨の雨水が短時間に下水道へ集中的に流れ込むと、処理しきれない雨水が道路上にあふれてしまいます。

そこで、このような被害を軽減するため、道路や歩道への透水性舗装の整備と雨水浸透柵の設置により、道路上に降った雨を地下へ浸透させます。これによって、予測困難な集中豪雨による下水道への負担を低減し都市型水害を抑制するとともに、雨水を地下に浸透させることによる地中温度の上昇（ヒートアイランド現象）を抑制する効果が期待できます。

透水性舗装がもたらす効果は、整備する面積が広いほど大きくなることから、今後、区内の主要道路の改修・整備に合わせて推進し、被害軽減に努めます。



透水性舗装の効果



透水性舗装工事の様子

● 江東区雨水流出抑制対策の推進 重点事業

「江東区雨水流出抑制対策実施要綱」に基づき、公共施設や民間施設の建設の際に、雨水流出抑制施設（浸透施設・貯留施設）の設置を促進しています。

⑥ 環境教育及びパートナーシップの推進

6-1 環境情報の交流・共有

環境に関するさまざまな情報を手軽に発信、入手でき、区民・事業者・区の連携により環境情報の集積・共有ができるまちを実現します。

● 環境学習情報館「えこっくる江東」

「えこっくる江東」は、身近なごみ処理問題から地球全体の環境問題まで、体感しながら学べる学習施設として、平成19年2月にオープンしました。

1階の常設展示室では、目で見て環境問題を感じられるパネル展示のほか、環境に配慮した商品がわかるエコライフゲームや江戸の暮らしを映したジオラマ等を通して、楽しみながら環境問題を学べます。

また、週末には来館者の環境学習をサポートする区民ボランティア「エコサポーター」が案内役を務めています。2階の情報コーナーには、環境に関する書籍等を設置し、企画展示コーナーでは、さまざまなテーマの企画展を開催しています。

そのほか、自然エネルギーを利用した発電設備、研修室やワークショップルームを備え、学校等の団体見学にも対応し、さらに、情報発信手段としてホームページやフェイスブックでの広報、メールマガジンの配信を行っています。

施設概要

<h2>えこっくる江東</h2> <h3>環境学習情報館</h3> 	所在地：江東区潮見 1-29-7 電話：03(3644)7130 入館料：無料
1階 常設展示室 2階 企画展示コーナー、情報コーナー、ワークショップルーム、研修室 その他 太陽光発電、風力発電、屋上緑化、ビオトープ 等	



1階 常設展示室



2階 情報コーナー

Pick up

温暖化対策課環境学習情報館



ユニフォームの半てんを纏う
エコサポーター

エコサポーターによる展示案内活動

皆さん、エコサポーターをご存知ですか？
エコサポーターとは、環境に関心のある区民が中心となったボランティアスタッフのことで、環境学習情報館の常設展示室の案内役を務めています。主に団体見学の際や土曜日・日曜日（要事前確認）に活動しており、来館者の環境学習をサポートしています。
ぜひ、エコサポーターと一緒に展示を体験して、環境への関心をさらに深めていってください。

6-2 環境教育・学習の推進

区民一人ひとりが、環境について主体的に学び考え、環境保全活動に十分な理解のもとで、自ら進んで行動できる環境教育・学習を推進します。

No.	管理指標		単位	基準値		実績値		目標値	
				数値	年度	27年度	28年度	31年度	36年度
44	講座・イベント等の開催状況	開催回数	回	214	25	279	236	240	245
		参加者数	人	28,811	25	30,836	31,967	29,100	29,200

● 環境学習情報館運営事業 重点事業

区民の環境に配慮した取り組みを支援するため、環境学習講座や啓発イベントを実施します。

環境学習情報館「えこっくる江東」の1階常設展示室等において、最新の環境に関する情報を伝えるため、展示内容やデータの更新を積極的に行います。

区民、事業者、区が環境情報の交流を図るため、環境フェア等交流の機会を積極的に提供します。

● 環境学習講座・啓発イベント

環境学習の情報発信の拠点として、環境保全の講座や展示等を実施し、区民が環境に配慮した取り組みができるように支援しています。環境学習事業は、区職員や講師を依頼して実施しているもののほか、区内で環境保全活動を行っている団体や事業者への委託により実施しています。

区内で環境保全活動をする団体への委託内容

➤ 環境学習プログラムの開発
➤ 講座、ワークショップ、講演会等の企画運営
➤ 観察会、フィールドワーク等の企画運営
➤ 企画展示の企画運営

講師等依頼講座

➤ 自然と共生するハーブ園作り
➤ 望遠鏡工作と観望会
➤ 2歳児親子対象自然体験講座
➤ 材木ワークショップ

● 環境フェア

「江東区環境フェア」は、環境保全への関心と理解を深めてもらうことを目的に、平成20年よりえこっくる江東にて開催しています。

開催にあたっては、区民、企業、行政などの各主体が良好なパートナーシップのもとに実行委員会を組織し、企画の段階から協働して作り上げています。さまざまな分野で環境保全を進めている企業や団体がブースを出展し、それぞれの環境保全活動の紹介や、体験型の環境学習プログラムを提供しています。

回数	開催日	ブース数	来場者数
第1回	H20年 7月13日	37ブース	8,400人
第2回	H21年 6月7日	48ブース	13,038人
第3回	H22年 6月6日	51ブース	15,883人
第4回	H23年 6月5日	56ブース	22,223人
第5回	H24年 6月3日	56ブース	21,017人
第6回	H25年 6月2日	63ブース	21,127人
第7回	H26年 6月1日	55ブース	16,937人
第8回	H27年 6月7日	58ブース	17,854人
第9回	H28年 6月5日	53ブース	19,537人
第10回	H29年 6月4日	55ブース	20,724人

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値	
			数値	年度	27年度	28年度	31年度	36年度
④⑤	エコリーダー養成講座修了者数	人	292	25	334	357	410	510

● エコリーダー養成講座

持続可能な社会の実現のため、地域で積極的に環境保全活動を進められる人材の育成を目的に、平成13年度から実施しています。

講座終了後にはこれまでの修了者が、えこっくる江東の実施する講座の運営に携わるなど、実際の行動につながっています。

平成28年度（第16期）は、「コミュニティのつくり方・育て方」をテーマに10月8日～12月3日の期間に実施し、修了者は23人でした。

エコリーダー養成講座（平成28年度）の実施内容

	タイトル	講師
1	ポートランドに学ぶ住民発プロジェクトの魅力～まちをDIYしよう	宇田川 裕喜氏(株式会社バウム代表取締役) 武田 正孝氏(区企画課長)
2	「リトルトーキョー」から探るじぶんとまちのミライ	ナカムラ ケンタ氏(株式会社シゴトヒト代表取締役)
3	「水都江戸から水都東京へ～川を中心としたまちの発展～過去・現在・未来」	久染 健夫氏(中川船番所資料館管理事務所次長)
4	「ローカルプロジェクトの見つけ方」	ゲストスピーカー 椎名 隆行氏(GLASS-LAB 代表) ゲストスピーカー 諏訪 正晃氏(区土木部職員) ファシリテーター 西 直人氏(リードクライム株式会社代表取締役)
5	ローカルプロジェクトの叶え方 想いをカタチにする～ポートランドからの手紙	宇田川 裕喜氏(株式会社バウム代表取締役) 武田 正孝氏(区企画課長)

● 江東エコキッズ事業

子どもたちが環境問題・環境保全の重要性を認識し、広い視野で行動できるようになるきっかけづくりとして、野外活動やワークショップ等の参加・体験型のプログラムを提供しています。

また、継続的な環境学習のサポートとして、3歳から中学生までを対象とした「江東エコキッズクラブ」を平成19年12月より運営しています。対象プログラムに参加するたびにポイントがたまり、認定証や記念品等の特典が受けられます。平成28年度末の「江東エコキッズクラブ」の登録者数は1,178人となりました。

「江東エコキッズクラブ」の登録状況（年度）

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
78人	220人	375人	490人	589人	711人	859人	1,018人	1,178人

主なプログラムの紹介

プログラム名	内容
くぼたまさとの つくってあそぼう工作教室	NHK E テレで放映されていた「つくってあそぼう」でおなじみのくぼたまさとさんが、直接教えてくれるリサイクル工作
佐々木洋の わくわく生きものたんけん隊	日本では数少ないプロのナチュラルリストとして活躍する佐々木洋さんとえこっくる江東のビオトープや近隣の公園で親子一緒に自然観察をするプログラム

No.	管理指標		単位	基準値		実績値		目標値	
				数値	年度	27年度	28年度	31年度	36年度
④⑥	カーボンマイナス こどもアクション	参加者人数	人	28,639	25	41,784	48,591	64,000	103,000
		総CO ₂ 削減量	t	819	25	1,127	1,307	1,700	2,800

● カーボンマイナスこどもアクション事業 重点事業

環境月間である6月に江東区内全公立小学校の5・6年生に取り組んでもらう環境学習の一環です。児童は、家庭における「環境に配慮した行動」の実践結果を「記録シート」に保護者と一緒に記録し、その後CO₂削減量に換算して自己評価してもらいます。

その後学校ごとのCO₂削減量を集計し、取り組み結果が優秀であった学校を招いて表彰式・講演会を開催しています。

また、事業の趣旨に賛同する企業や団体が本事業をサポートしています。本事業は平成20年度から本区が先駆けてスタートした独自事業ですが、取り組みが高く評価され、平成21年度から東京都においても「CO₂削減アクション月間」として、都内の小中学校において実施されました（平成24年度終了）。

また、区内の小中学校では本事業をESD*に活用している事例もあります。

※ ESD:持続可能な開発のための教育(Education for Sustainable Development)



平成28年度 記録シート

カーボンマイナスこどもアクションの実施状況

年度	対象者数	参加人数	参加率	CO ₂ 総削減量	1人当たり削減量	講演会講師
H20	2,840人	2,095人	73.8%	52t	24.8kg	毛利 衛氏
H21	5,969人	4,113人	68.9%	89t	21.7kg	石原 良純氏
H22	6,316人	5,046人	79.9%	113t	22.4kg	アグネス・チャン氏
H23	6,421人	5,213人	81.2%	98t	18.7kg	野口 健氏
H24	6,569人	6,038人	91.9%	148t	24.6kg	東京海洋大学 刑部 真弘教授 さかなクン客員准教授
H25	6,759人	6,134人	90.8%	319t	52.0kg	東京海洋大学 さかなクン客員准教授
H26	6,887人	6,557人	95.2%	170t	25.9kg	東京海洋大学 さかなクン客員准教授
H27	7,058人	6,588人	93.3%	138t	20.9kg	東京海洋大学 さかなクン客員准教授
H28	7,167人	6,807人	95.0%	180t	26.4kg	東京海洋大学 さかなクン客員准教授
累計		48,591人	-	1,307t	-	-

*平成20年度の対象は小学校5年生のみ

*平成25年度は従来の「児童のみの取り組み」に「家族との取り組み」項目が追加されたため、一人当たりCO₂削減量が多くなっている

平成 28 年度は、以下の 10 校をそれぞれ「最優秀賞」「優秀賞」「努力賞」として表彰しました。選定は、「記録シート」の回収率（参加率）及び 1 人当たりの CO₂削減量を基準に行っています。

平成 28 年度 表彰校

最優秀賞		
東砂小学校		
優秀賞		努力賞(五十音順)
1 位	水神小学校	扇橋小学校
2 位	豊洲西小学校	数矢小学校
3 位	深川小学校	亀高小学校
4 位	第六砂町小学校	第三砂町小学校
		毛利小学校



カーボンマイナスこどもアクション表彰式・講演会
(平成 28 年 9 月 15 日:ティアラこうとう)

平成 28 年度の表彰式・講演会では、東京海洋大学の客員准教授のさかなクンを講師にお迎えし、「さかなクンの絵で見て聞いて学ぼう《さかなと環境》」と題して、表彰された 10 校の児童約 1,100 人を対象に講演していただきました。本事業の実施に際しては、オール 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」の助成を活用しました。

また、本事業は「区民、事業者及び区が連携して事業を推進する」という趣旨に則り、江東エコライフ協議会が事務局となり主催しています。

区内の多くの企業・団体の皆様からご協賛をいただいております。協賛金は事業運営に活用しています。
(平成 28 年度は 24 団体の皆様にご協賛いただきました。)

平成 28 年度 協賛企業・団体名一覧 (敬称略・五十音順)

1	株式会社 I H I	13	東京木場製材協同組合
2	株式会社 アプアプ赤札堂	14	東京原木協同組合
3	有明興業株式会社	15	公益財団法人 東京都環境公社
4	江戸川木材工業株式会社	16	株式会社 徳倉
5	株式会社 京葉管理工業	17	株式会社 日本協力
6	株式会社 鴻池組東京本店	18	株式会社 日本サービスセンター
7	有限会社 城東ビルサービス	19	日本自然エネルギー株式会社
8	新木場振興株式会社	20	株式会社 ビッグウィル
9	鈴直商事株式会社	21	株式会社 フジクラ
10	株式会社 相互	22	丸八倉庫株式会社
11	大雄開発株式会社	23	山三株式会社
12	東京ガス株式会社 東部支店	24	株式会社 若洲

● こどもエコクラブ

環境保全に取り組むクラブ活動に対して、情報提供や他クラブとの交流促進等の支援を行います。

平成 7 年度から環境省が始め、平成 23 年度からは事業設立以来、全国事務局を務めてきた公益財団法人日本環境協会が主催しています。

本区では、平成 12 年度から地方事務局となり、こどもエコクラブを支援しています。

平成 28 年度の江東区の登録団体は 11 団体です。

(メンバー数合計 549 人,サポーター数合計 112 人)



こどもエコクラブキャラクター
「エコまる」

6-3 環境保全活動の推進

全ての区民が江東区に愛着を持ち、積極的に自分たちの住むまちの環境を守っています。

● 江東エコライフ協議会

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第26条第1項に規定する「地球温暖化対策地域協議会」に対応する会議体として、平成22年7月に設置されました。

本協議会は、区民・事業者・区が協働で環境基本計画の目標達成に向けた具体的な行動を企画、立案、実行するとともに、カーボンマイナスこどもアクションや区民向けの環境施設見学会等、区のさまざま環境施策について協議を行っています。

江東エコライフ協議会委員名簿（平成29年3月31日現在）

◎:会長 ○:副会長

区分	氏名(敬称略・順不同)	役職等
住民代表 (5名)	増子 良男	区民委員（江東区立小学校PTA連合会）
	岩間 由紀美	区民委員（江東区立中学校PTA連合会）
	老沼 秀子	区民委員（江東区消費者団体連絡協議会代表）
	大石 美奈子	区民委員《公募》
	有田 エミ	区民委員《公募》
事業者代表 (11名)	○市川 英治	東京商工会議所江東支部副会長
	塩田 孝夫	東京都江東産業連盟専務理事
	石井 正彦	江東区商店街連合会副会長
	斉藤 正雄	一般社団法人東京都トラック協会深川支部長
	永嶋 信一	一般社団法人東京都トラック協会城東支部長
	野田 哲成	株式会社中央自動車学校代表取締役社長
	菅原 由華里	東京電力パワーグリッド株式会社江東支社企画総括グループ課長
	野口 愛	東京ガス株式会社東部支店広報担当課長
	千明 和彦	株式会社LIXIL住宅研究所
	長島 洋子	日本ビューレット・パッカード株式会社環境推進部担当部長
中塩 義幸	学校法人武蔵野大学企画・広報課長	
関係団体 (3名)	◎長谷川 猛	江東区環境審議会副会長
	小島 正禎	東京都地球温暖化防止活動推進センター長
	大内 賢司	江東区文化コミュニティ財団文化センター管理事務所次長

「江東エコライフ協議会」の実施状況(平成28年度)

回数	日時	主な議題
第1回	平成28年5月30日	(1) カーボンマイナスこどもアクションについて (2) 環境施設見学会について
第2回	平成28年10月28日	(1) 水素情報館 東京スィンメル 見学 (2) カーボンマイナスこどもアクション事業結果について (3) 第1回環境施設見学会実施報告について
第3回	平成29年2月10日	(1) 第2回環境施設見学会実施報告について (2) 平成29年度環境関連施策レベルアップ事業について (3) 江東エコライフ協議会の平成29年度予算(案)について (4) カーボンマイナスこどもアクション協賛金収支報告について (5) 木育サミット開催について

第5章 その他

環境基本計画にて目標管理をしている「6つの柱」以外の事項について、平成28年度の実績をご報告します。

1 江東区みどり・温暖化対策基金

● 基金設置の背景

江東区は、「新江東清掃工場」や「有明清掃工場」のほか、区の地先に「最終処分場」を抱え、長年ごみ公害に苦しんできました。このため、区内で発生したごみは、区内で処理すべきという「自区内処理」や、ごみ処理の負担は23区が平等に担うべきという「迷惑負担公平」の2大原則を各区に求めてきました。

その結果、平成20年3月に23区の特別区長会で、ごみ処理の負担を公平にする新たな仕組みが決定し、負担の公平化の方策として「清掃工場のごみ処理の平準化に向けて、一定の平準化が図られるまでの間、金銭による調整措置を導入する」こととなり、他区のごみを受け入れている江東区は、ごみ量に応じた負担金を受け取ることとなりました。

江東区ではこの負担金の使途について、「江東区みどり・温暖化対策基金」を設置し、緑化や温暖化対策など環境施策を一層進展させ、区民に還元することとしました。



「みどり・温暖化対策基金」活用のイメージ

● 基金の運用状況

平成28年度は、緑化事業に5,300万円、温暖化対策事業に4,400万円、合計9,700万円を基金より充当し、活用しました。

基金の活用状況（平成28年度実績）

	活用事業名	充当額
緑化事業	<ul style="list-style-type: none"> ➢ CITY IN THE GREEN 公共緑化推進事業 ➢ CITY IN THE GREEN 民間緑化推進事業 ➢ 道路改修事業 ➢ 公園改修事業 	5,300 万円
温暖化対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地球温暖化防止設備導入助成事業 ➢ マイクロ水力発電設備維持管理事業 ➢ カーボンマイナスこどもアクション事業 ➢ 環境学習情報館運営事業 ➢ 環境フェア事業 ➢ 江東エコキッズ事業 	4,400 万円
合計	10 事業	9,700 万円

2 環境イベントへの参加

区では、環境に関連したイベントに積極的に参加し、環境情報や区の施策等をPRしています。

● エコプロダクツ 2016



毎年12月に東京ビッグサイトで開催されるエコプロダクツ展は、環境問題の解決に貢献することを目的に、産官学民が集まる国内最大級の環境展示会です。

江東区は、特別区協議会による「オール東京62市区町村共同事業」の一環として共同出展し、平成28年度はカーボンマイナスこどもアクションをPRしました。

● 水彩フェスティバル



毎年9月に扇橋の水門橋で開催される水彩フェスティバルは、今年で17回目を迎えました。温暖化対策課では、手回し発電機による人力発電を行い、その電力によって鉄道模型を動かすイベントを行いました。

また、超小型モビリティの実物展示や、マイクロ水力発電と江東区ハニービー・プロジェクトのパネル展示も行いました。

● ららぽーとイベント



平成28年11月に『アーバンドックららぽーと豊洲』の1階センターエントランスイベントスペースにおいて、三井不動産㈱、東京都環境公社との共催による『つくろう！あそぼう！エコ学びのひろば』を開催しました。

江東区は廃材を使ったコマを作り、回転した時間を競い合う『元気コマを作って遊ぼう』を実施しました。

● 第34回江東区民まつり中央まつり



温暖化対策課環境調整係では、毎年10月に行われる江東区民まつり中央まつりに出展しています。ブースではCO₂吸収量の多い多肉植物（サボテン）を配布しました。

また、木材利用推進の取り組みから、こどもたちも楽しく遊べる木育ひろばを設け、小さいこどもから年配の方まで幅広い年齢層の方が訪れ、ブースは大変賑わいました。

Pick up

温暖化対策課環境学習情報館



区の施策を紹介したパネル

先進的な環境施策を紹介するパネルを設置

.....平成29年2月、開館10周年と同じタイミングでえこっくる江東に新たな展示パネルが誕生しました。新たに設置された3枚のパネルは江東区の環境施策に関する先進的な取り組み等を紹介したものです。.....

.....今後も環境学習情報館は江東区の環境情報の発信拠点として、積極的に情報の更新を図り、区民等の来館者へ時流にあわせた情報を提供できるよう努めていきます。.....

3 公害に関する相談・苦情

公害に関する相談・苦情には、東京都環境確保条例等の基準を守るよう、工場等の発生源へ指導等を行っています。

平成 28 年度相談・苦情受付件数 発生源別

	工場* ¹	指定作業場* ²	建設作業	一般* ³	合計* ⁴
件数	15	5	42	55	117

*1 工場:東京都環境確保条例別表第1に掲げるもの(2.2kW以上の原動機を使用する物品の製造を常時行う工場等)

*2 指定作業場:東京都環境確保条例別表第2に掲げるもの(20台以上収容できる駐車場やガソリンスタンド等)

*3 一般:工場・指定作業場・建設作業以外の飲食店や一般家庭等

平成 28 年度相談・苦情受付件数 現象別

	大気汚染			水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計* ⁴
	ばい煙	粉じん	有害ガス								
件数	11	18	0	0	0	57	6	0	35	6	133

*4 同一地で複数の現象が同時に発生する場合があります、発生源別の合計と現象別の合計は一致しない。

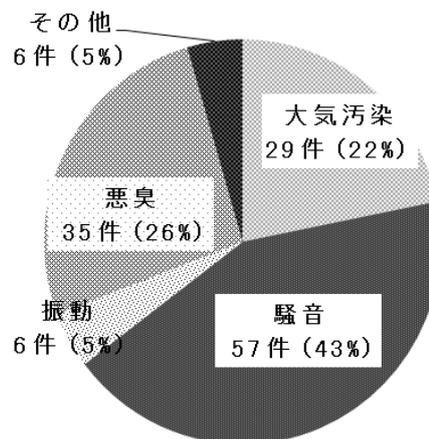
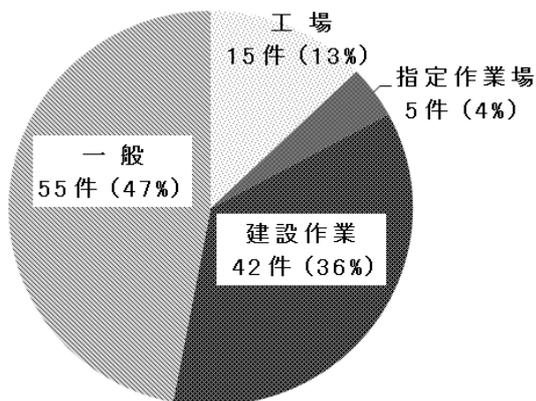


図1 平成 28 年度相談・苦情受付件数 発生源別

図2 平成 28 年度相談・苦情受付件数 現象別

4 工場・指定作業場に関する事務

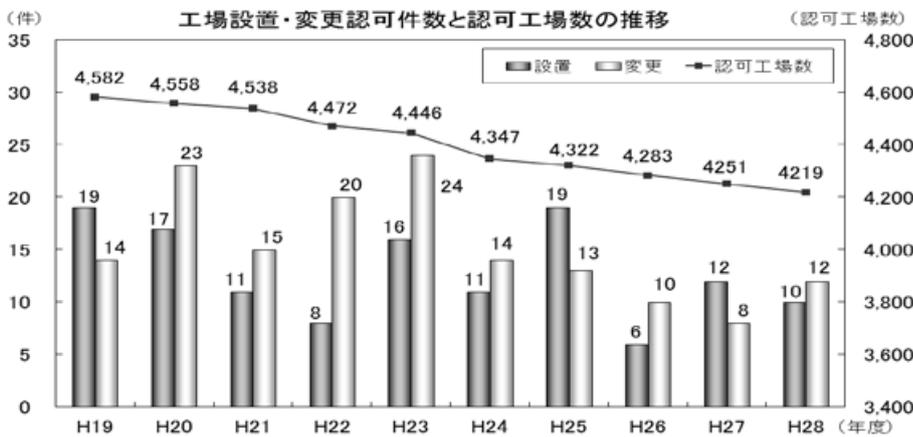
● 工場認可認定

東京都環境確保条例により、工場を設置または変更しようとする事業者は、あらかじめ区長の認可を受けなければならない。建物及び施設の構造及び配置、ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動または悪臭防止の方法等必要事項を記入した認可申請書等を区へ提出しなければなりません。

区では申請書の受理後、内容を審査し、本条例に適合していると判断すれば認可します。そして、工事完成後、認可どおりに施工されているか、また、規制基準に適合しているかを、当該工場に立入検査で確認したうえで認定します。工場は、この認定を受けた後に操業することができます。

平成28年度は22件（設置10件、変更12件）の工場が認可を受けて、平成29年3月末の認可工場数は4,219となりました。認可工場数は昭和54年度をピークに減少を続けており、直近10年間の推移は下図のとおりです。

また、ばい煙調査や燃料調査により定期的に立入検査を実施しています。苦情が寄せられると、工場に立入検査して騒音測定を行うなど状況を調査し、改善指導を行います。

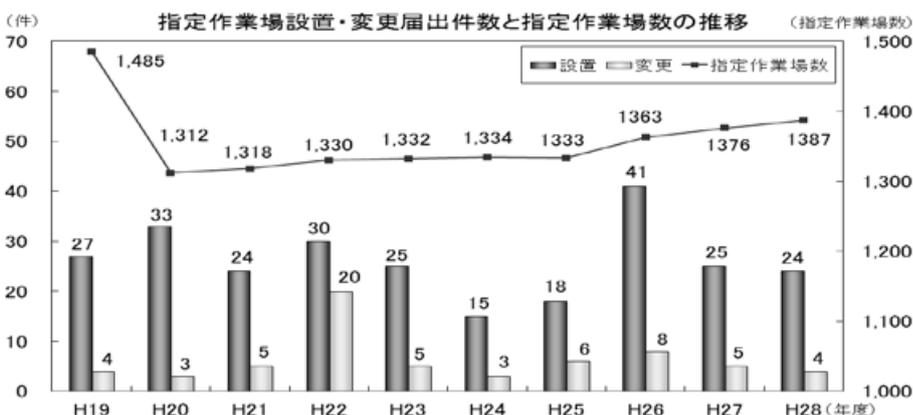


* 平成25年度までは申請年度、平成26年度からは認可年度で件数を計上しています。

● 指定作業場に関する事務

東京都環境確保条例では、指定作業場とは工場以外のもので特に公害を発生させるおそれがあり、規制する必要のある事業所で、20台以上収容できる駐車場やガソリンスタンド等になります。指定作業場の設置等は、事前に届出が必要であり、ばい煙・粉じん・有害ガス・汚水・騒音・振動・悪臭について規制基準を設定し、その遵守を工場と同様に義務付けています。

平成28年度は28件（設置24件、変更4件）の届出があり、平成29年3月末の指定作業場数は1,387となりました。直近10年間の指定作業場数の推移は下図のとおりです。



* 平成20年度からは、1事業所に複数の指定作業場が設置されていても、1指定作業場として計上しています。

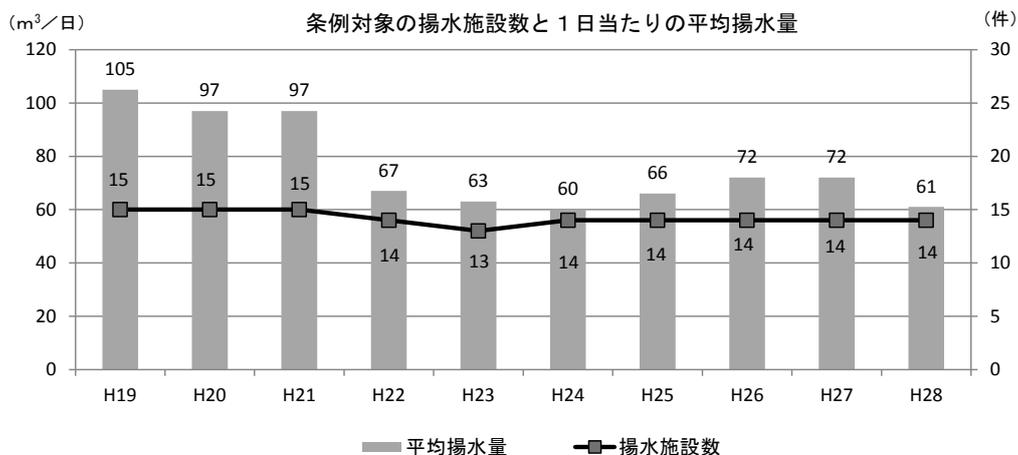
5 地下水揚水に関する規制指導

区内では、地盤沈下を防止するため、「東京都環境確保条例」、「工業用水法」及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」、に基づき地下水の汲み上げが規制されており、動力を用いて揚水する井戸の設置には区へ届出が必要です。平成 28 年 3 月の東京都環境確保条例施行規則の改正により、小出力ポンプ（出力 300 ワット以下の揚水機）が新たに規制対象になりました。設置届が必要な井戸については、下表のとおり揚水機の吐出口の断面積、井戸の深さなど規制があります。

また、設置届出を行っている事業所などは、水量測定器を設置し揚水量を記録し、毎年 1 回、区へ報告する必要があります。

揚水施設の構造基準

適用範囲	吐出口の断面積	ストレーナーの位置	揚水機出力	揚水量上限
条例のみ	6 c m ² 以下のもの	制限なし	2.2kW 以下	平均 10 m ³ /日
				最大 20 m ³ /日
法律・条例共通	6 c m ² を超え 21 c m ² 以下のもの	550m以深とすること	制限なし	制限なし
	21c m ² を超えるもの		設置禁止	



江東区
環境学習情報館キャラクター
「ケロぞうくん」

6 区内における空間放射線量及び土壌中の放射能の測定結果

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故を受けて、区民の不安を解消し健康と安全を確保するため、平成 23 年度から、空間放射線量と土壌中の放射能の測定を実施しています。

● 区内における空間放射線量の測定

区内の保育園・幼稚園・小中学校・公園等において、職員が測定機器（シンチレーションサーベイメータ）により空間放射線量の測定を実施しています。

平成 28 年度は、区を5つのブロックに分け、各ブロック2施設ずつの計 10 施設（各施設3地点、計 30 地点）において、3か月に1回（年4回）、地表から1m、50cm、5cmの高さで測定しました。

いずれの施設でも、国の対応方針「地表から1m高さの空間線量率が周辺より毎時1マイクロシーベルト以上高い数値が測定された箇所」に該当する地点はありませんでした。

平成 28 年度空間放射線量測定結果
(各施設3地点、年4回平均値)

No.	施設名	空間線量率 ($\mu\text{Sv/h}$)		
		地上 1m	地上 50cm	地上 5cm
①	大島第五保育園	0.06	0.06	0.06
	小名木川水辺の散歩道	0.07	0.07	0.08
②	荒川・砂町水辺公園	0.06	0.06	0.07
	亀高小学校	0.06	0.07	0.08
③	清澄二丁目公園	0.05	0.06	0.06
	扇橋三丁目公園	0.06	0.06	0.07
④	枝川幼稚園	0.05	0.05	0.06
	塩浜二丁目第二公園	0.06	0.05	0.06
⑤	東雲緑道公園	0.06	0.06	0.07
	辰巳中学校	0.05	0.05	0.06
平均値		0.06	0.06	0.07

測定地点図



空間放射線量測定結果

	測定 施設数	測定 地点数	測定 回数	空間線量率 ($\mu\text{Sv/h}$)		
				地上1m	地上 50cm	地上5cm
平成 23 年度 第1回 (6/24~7/27)	516	1,093	1	0.10	0.09	0.11
平成 23 年度 第2回 (11/14~1/23)	537	3,318	1	0.09	0.10	0.11
平成 24 年度 第1回 (5/23~7/26)	475	3,069	1	0.08	0.09	0.09
平成 24 年度 第2回 (11/16~2/7)	468	3,020	1	0.08	0.08	0.09
平成 25 年度	10	30	6	0.07	0.08	0.09
平成 26 年度	10	30	4	0.06	0.07	0.08
平成 27 年度	10	30	4	0.06	0.07	0.07

● 区内における土壤中の放射能の測定

区内の小中学校の校庭において、土壤中の放射能（放射性ヨウ素 131、セシウム 134 及びセシウム 137）の測定を実施しています。

平成 28 年度は、区を5つのブロックに分け、各ブロック1校の校庭で1回測定を実施しました。測定及び分析を近畿大学山崎研究室に委託しており、その結果、測定した全ての学校校庭において、生徒や周辺住民が健康影響を受けるレベルを十分に下回っていました。

平成 28 年度土壤中の放射能測定結果

No. 施設名	測定値 *1 (Bq/kg)	線量当量 *2 (μ Sv/h)
① 亀戸中学校	155	0.026
② 第三砂町小学校	29	0.005
③ 深川第六中学校	43	0.007
④ 数矢小学校	3	0.000
⑤ 深川第五中学校	31	0.005
平均値	52	0.009

測定日:平成 28 年 11 月 26 日

*1 放射性ヨウ素 131、セシウム 134、セシウム 137 の合計値

*2 測定値から地上高さ1m に換算した値



土壤中の放射能測定結果(平成 23 年度、平成 24 年度は平均値)

No. 施設名	平成 23 年度*1		平成 24 年度*2		平成 25 年度 測定日 11 月 16 日		平成 26 年度 測定日 12 月 6 日		平成 27 年度 測定日 11 月 28 日		
	測定値 (Bq/kg)	線量当量 (μ Sv/h)	測定値 (Bq/kg)	線量当量 (μ Sv/h)	測定値 (Bq/kg)	線量当量 (μ Sv/h)	測定値 (Bq/kg)	線量当量 (μ Sv/h)	測定値 (Bq/kg)	線量当量 (μ Sv/h)	
①	第二亀戸小学校	230	0.052	138	0.029	55	0.011	-	-	-	-
	亀戸中学校	-	-	-	-	216	0.042	180	0.033	186	0.033
	浅間堅川小学校	346	0.077	172	0.036	-	-	-	-	-	-
	第五大島小学校	149	0.033	82	0.017	19	0.003	-	-	-	-
②	砂町小学校*3	110	0.024	48	0.011	-	-	-	-	-	-
	北砂小学校*3	-	-	108	0.022	87	0.018	7	0.001	-	-
	第七砂町小学校	193	0.044	48	0.010	10	0.002	-	-	-	-
	第二砂町中学校	316	0.070	158	0.033	-	-	-	-	-	-
	第三砂町小学校	-	-	-	-	23	0.004	-	-	50	0.009
③	扇橋小学校	49	0.011	11	0.002	-	-	-	-	-	-
	元加賀小学校	-	-	-	-	6	0.001	52	0.010	-	-
	深川第六中学校	-	-	-	-	-	-	-	-	45	0.007
④	平久小学校*3	92	0.021	63	0.013	-	-	-	-	-	-
	数矢小学校*3	-	-	36	0.008	27	0.005	12	0.002	22	0.003
⑤	豊洲北小学校	30	0.007	13	0.003	8	0.002	30	0.006	-	-
	深川第五中学校	-	-	-	-	-	-	-	-	46	0.008
平均値		168	0.038	84	0.018	50	0.010	56	0.010	70	0.012

*1 平成 23 年度は6月から2か月に1回(年5回)測定

*2 平成 24 年度は2か月に1回(年6回)測定

*3 校庭改修のため、平成 24 年度の測定施設について、第3回以降砂町小を北砂小に、平久小を数矢小に変更

7 東京都環境影響評価制度（環境アセスメント）

環境影響評価とは、1969年（昭和44年）に米国で初めて制度化された環境保全の制度で、道路、鉄道、高層ビル建設などの大規模な開発事業により環境に重大な影響を及ぼすおそれのあるものについて、その影響を事前に調査・予測・評価し、環境保全の視点を開発事業へ反映させていく制度です。

東京都は昭和55年に「東京都環境影響評価条例」を制定し、翌年から同制度を開始、平成28年度末までに合計332件の環境影響評価を実施しています。

また、平成14年に条例改正し、開発計画が固まる前段階で環境への影響を予測・評価し、計画の見直しを容易に行えるよう、計画段階環境影響評価制度を導入しました。（東京都の策定計画のみが対象）

● 予測・評価項目の選定

環境影響評価を行うにあたり、影響を与えるおそれのある項目を事前に選定し、項目ごとに予測・評価を行います。事業者は、その項目を選定した理由及び選定しなかった理由を具体的に示す必要があります。

予測・評価項目（17項目）

1 大気汚染	5 土壌汚染	9 生物・生態系	13 景観
2 悪臭	6 地盤	10 日影	14 史跡・文化財
3 騒音・振動	7 地形・地質	11 電波障害	15 自然との触れ合い活動の場
4 水質汚濁	8 水循環	12 風環境	16 廃棄物
			17 温室効果ガス

● 対象となる事業

同条例により、26の開発事業が対象となっています。

対象事業 (抜粋)	対象事業の要件 (事業段階環境影響評価)	個別計画の要件 (計画段階環境影響評価)
道路の新設 及び改築	新設する全ての高速自動車国道・自動車専用道路 その他の道路(4車線以上)の新設は1km以上 (※ 改築はいずれの道路も1km以上)	その他の道路(4車線以上)で 新設、改築ともに2km以上
ふ頭の新設	係船岸の水深12m以上かつ長さ240m以上	水深15m以上かつ長さ480m以上
住宅団地の新設	住宅戸数1,500戸以上	住宅戸数3,000戸以上
高層建築物の新築	高さ100m超かつ延べ面積10万㎡超(駐車場面積を含む) (※特定地域は高さ180m超かつ延べ面積15万㎡超)	
自動車駐車場の 設置及び変更	[設置] 同時駐車能力1,000台以上(住宅居住者用を除く) [増設] 増加500台以上かつ増設後1,000台以上(同上)	
【その他の対象事業】	鉄道、飛行場、発電所(送電線路)、石油パイプライン(石油貯蔵所)、廃棄物処理施設、住宅団地、卸売市場などの設置または変更、埋め立て(干拓)、市街地再開発、新都市基盤整備事業など	

● 区長意見の提出

予測・評価を行った項目は、広く都民や関係自治体に意見を聴くよう条例で定められています。

江東区が関係自治体として都知事から意見を求められた場合には、江東区長は環境審議会に諮問し、審議会は専門委員会により専門の見地から内容を審議し、審議結果を江東区長へ答申します。その答申内容を基に区長意見として都知事に意見書を提出します。

区長意見提出数一覧

※法によるアセスメント数を除く

年度	S56～H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	計
配慮書	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
調査計画書	8	0	1	2	0	1	0	1	2	1	0	16
評価書案	50	1	2	0	2	1	0	1	2	3	0	62

第6章 参考資料

1 用語解説

あ行

アスベスト

石綿のこと。天然に産する唯一の繊維状鉱物で、耐熱性、耐摩耗性、耐薬品性、電気絶縁性に優れているため、建築材料や自動車のブレーキライニング、クラッチ板等に幅広く使用されていた。しかし、アスベスト繊維が肺の奥まで達すると様々な疾患の原因となること等が明らかになり、平成18年9月からは、アスベストを質量の0.1%を超えて含有する物の製造等が、代替の困難な一部の製品等を除き禁止された。既設箇所での撤去の際は特定のアスベスト除去工事について大気汚染防止法で事前の届出を義務付けている。更に、一定規模以上の工事については、東京都環境確保条例により飛散防止計画届の提出を義務付けている。

インゴット

一般的には、金等を製錬後に型に流し込んで固めたものをいう。プラスチックでは、リサイクルするために、発泡スチロール等の使用済みプラスチックを溶かして、立方形の型に流し込み、固めたものをいう。

温室効果ガス

太陽からの日射エネルギーを通過させ、反対に熱が地球の外に出て行くのを防ぐ働きのある大気中のガス。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン等6種類のガスを削減対象としている。温室効果ガス排出量はCO₂換算により算出。

か行

化学的酸素要求量（COD）

水中の有機物・無機物を化学的に分解する際に必要とされる酸素量のこと。水質指標の1つ。水質汚濁防止法による工場・事業所からの排水基準や海域・湖沼の環境基準に用いられる。COD値が高いと水質が悪い。

カレット

破砕された状態のガラスをいう。びん原料の約90%がカレットである。

環境基準

環境基本法第16条の規定に基づき、「人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準」として国が大気、水、土壌、騒音等において定めている。

京都議定書

1997年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締結国会議において採択された議定書。先進国の温室効果ガス（二酸化炭素、メタン等）排出量について、法的拘束力のある数値目標が各国毎に決定されるとともに、国際的に協調して目標を達成するためのしくみ「京都メカニズム（排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズム）」の導入が合意された。

光化学オキシダント（O_x）

自動車や工場から排出された窒素酸化物や揮発性有機化合物が、太陽光線（紫外線）を受けて光化学反応を起こし、二次的に生成される大気中の酸化性物質のうち二酸化窒素を除いたものの総称。オゾンを主成分とし、アルデヒドやパーオキシアセチルナイトレート（PAN）等を含み光化学スモッグの原因となる。

国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）

1992年、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「国連気候変動枠組条約」が採択され、世界は地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことに合意した。同条約に基づき、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）が1995年から毎年開催されている。平成27年11月には、パリでCOP21が開催され、新たな法的枠組みとなる「パリ協定」を含むCOP決定が採択された。

さ行

サーマルリサイクル

廃棄物を単に焼却処分するのではなく、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用すること。

再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）

再生可能エネルギー源（同制度の対象は太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスのみ）を用いて発電された電気を、国が定める固定価格で一定の期間電気事業者調達を義務付け、再生可能エネルギーの普及促進を図る制度。平成24年7月から開始された。

森林認証木材

持続可能な管理を行っている森林を対象とした認証を受けた木材。世界自然保護基金（WWF）が中心となって設立した森林管理協議会（FSC）や、日本林業協会等が作る緑の循環認証会議（SGEC）等の認証がある。

使用済み小型家電

家庭内で使用する家電のうち、不要となった「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」の対象となる28種類。家電リサイクル法の対象となっている、エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機以外のほぼ全ての家電が対象となっている。

スラグ

燃やすごみ（可燃ごみ）の焼却灰等を高温（1,200℃以上）に加熱し、熔融・固化してできる物質。性状が砂に似ているため、アスファルト舗装や埋め戻し材等、土木・建設資材等として広く利用することができる。

生物化学的酸素要求量（BOD）

微生物が水中の有機物を分解する際に、必要とする酸素量のこと。水質指標の1つ。排水基準や河川の環境基準に用いられる。BOD値が大きいと水質が悪い。

生物指標

限られた環境のみしか生息できず、環境の変化に敏感な、サワガニ、ゲンジボタル、タニシ、アメリカザリガニ等の生息状況を調べ、その地点の環境を推定すること。

た行**ダイオキシン類**

ダイオキシン類対策特別措置法においては、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）及びポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）にコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）を含めて定義する。その発生源は廃棄物焼却のほか、燃焼工程を持つ製造業、農薬の不純物、PCB製品等が指摘されている。また、発がん性があるといわれている。

特定施設

騒音規制法では「工場または事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設」のことであり、振動規制法では「工場または事業場に設置されている施設のうち、著しい振動を発生する施設」のことである。大気汚染防止法では特定施設に相当するものとして、ばい煙発生施設と粉じん発生施設をあげている。

な行**二酸化硫黄（SO₂）**

無色・刺激性のある気体。俗に亜硫酸ガスという。硫酸化合物の代表的なものである。主に重油、石炭等の燃料中の硫黄分が燃焼して発生する。昭和30年代後半から40年代前半においては大気汚染の主要な原因物質であったが、燃料規制や総量規制等各種の防止対策によって改善された。

二酸化窒素（NO₂）

物の燃焼により発生した一酸化炭素が大気中で酸化されて変化したもので、自動車の排出ガス等による大気汚染状況を示す項目として用いられる。

は行**バイオマス(エネルギー)**

家畜排せつ物や生ごみ、木くず等の動植物から生まれた再生可能な有機性資源。

ばい煙

物の燃焼等に伴い発生する硫酸化合物、ばいじん、有害物質（カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化珪素、鉛及びその化合物、窒素化合物）をいう。

ばいじん

燃焼、加熱、及び化学反応等により発生する排ガス中に含まれる固体の粒子状物質。

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾル等）のうち粒径が10μm以下のものをいう。

粉じん

空気またはガス等に含まれている固体の粒子。大気汚染防止法では、物の破碎、選別その他の機械的処理またはたい積に伴い発生し、または飛散する物質をいう。

ペレット

破碎したプラスチックを加熱して粒状にしたもので、プラスチック製品等の原料として使われる。

ま行

マテリアルリサイクル

廃棄物等を回収し、利用しやすいように処理して、新しい製品の材料や原料として利用すること。

や行

有害廃棄物

産業廃棄物のうち、水質汚濁防止法等で定められた水銀・カドミウム・鉛・六価クロム・ヒ素とこれらの化合物、有機リン化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを基準値以上含む廃棄物。有害廃棄物に指定されているものの中には、水銀を含む乾電池や蛍光灯、体温計等のように家庭から排出されるものもあるが、産業廃棄物ではない限り特別の処理基準はない。

有害ガス

人の健康に障害を及ぼす物質のうち気体状又は微粒子状物質(ばい煙を除く)のこと。東京都環境確保条例第2条第11号で定義され、別表第3でホルムアルデヒド、塩化水素等具体的な物質名が掲げられている。

容器包装リサイクル法

正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」。容器包装廃棄物について、消費者による「分別排出」、市町村による「分別収集」、そして事業者による「リサイクル（再商品化）」という役割分担を規定し、廃棄物を適正に処理し、資源を有効に利用することを目的とした法律である。

要請限度

自動車騒音または道路交通振動により、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると市町村長が認めるとき、道路管理者に対し自動車騒音・振動の防止のため舗装の改善、改修の措置をとるべきことを要請し、または都道府県公安委員会に対し道路交通法の規程による措置をとるべきことを要請する際の基準をいう。

溶存酸素量（DO）

水中に溶けている酸素の量で、水質指標の1つ。河川や海域ともその水域類型に応じた基準がある。数値が低いと、水質が悪く、生物が住みにくい。

ら行

リサイクル

再生利用・資源として再生利用すること。

リターナルびん

一升瓶やビール瓶等、中を洗浄して、繰り返し使えるびんのこと。

リデュース

発生抑制・ごみを発生させないこと。

リフューズ

断る・ごみになるものを断ること。

リペア

修理・ものを修理して使うこと。

リユース

再使用・ものを繰り返し使うこと。

アルファベット

5R： リデュース、リフューズ、リユース、リペア、リサイクル

CCS

Carbon dioxide Capture and Storage の略。工場や発電所などで発生するCO₂を、大気に放出する前に回収し貯蔵する一連のプロセス

CO₂排出係数

活動量1単位当たりどれだけのCO₂を排出しているかを示す数値。電気の場合、使用量1kWh当たりのCO₂排出量を示す。

2 環境・公害関係年表

年	江東区の動き	国・東京都の動き
1885 (明治 18)	・浅野セメント深川工場の降灰、問題化	
1947 (昭和 22)	・深川区 城東区を合併して江東区誕生	
1949 (昭和 24)		・都が全国初となる「工場公害防止条例」制定
1954 (昭和 29)		・都「騒音防止に関する条例」制定
1955 (昭和 30)		・都「ばい煙防止条例」制定 (主にビル暖房の煙害防止)
1958 (昭和 33)		・国「工場排水規制法 水質保全法」施行
1960 (昭和 35)		・都の首都整備局に都市公害部設置
1962 (昭和 37)		・東京にスモッグが連続発生し問題化 ・国「ばい煙の排出の規制等に関する法律」制定 ・国「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」施行
1967 (昭和 42)		・国「公害対策基本法」制定
1968 (昭和 43)		・国「騒音規制法」「大気汚染防止法」制定
1970 (昭和 45)		・都「東京都公害防止条例」施行 ・光化学スモッグ被害初めて発生(初の注意報発令)
1971 (昭和 46)	・白河大気汚染測定室(第一庁舎)測定開始 ・亀戸大気汚染測定室(亀戸青年館)測定開始	・東京都知事による「ごみ戦争」の宣言 ・東京都ごみ対策専門委員設置 ・国「水質汚濁防止法」施行 ・国「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」施行
1972 (昭和 47)	・東陽大気汚染測定室(東陽出張所)測定開始 ・砂町大気汚染測定室(砂町出張所)測定開始 ・杉並区のごみ搬入の実力阻止(1回目)	・都ごみ対策専門委が21項目のごみ問題の解決策を提言 ・国「悪臭防止法」施行
1973 (昭和 48)	・杉並区のごみ搬入の実力阻止(2回目) ・高濃度六価クロムを含む鉱さいを発見(大島) ・江東区公害防止協議会を設置	・自動車排出ガス減少装置取り付け義務化 ・「環境週間」全国的に実施(6/5より1週間)
1974 (昭和 49)	・「東京都江東清掃工場協定書」を都と締結	
1975 (昭和 50)	・豊洲大気汚染測定室(豊洲出張所)測定開始 ・江東区と江戸川区を中心に六価クロム鉱さいによる土壌汚染問題発生	・東京湾岸自治体公害対策会議発足 (湾岸27自治体参加)
1976 (昭和 51)	・「東京都江東区光化学スモッグ緊急時対策実施要綱」制定	・国「振動規制法」施行
1978 (昭和 53)	・隅田川水系浄化対策連絡協議会発足 (水系9区参加)	
1979 (昭和 54)	・日本化学工業㈱と「六価クロム鉱さい土壌の処理等に関する協定」締結	・国「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)」施行
1980 (昭和 55)		・都「東京都環境影響評価条例」制定 ・都が東京湾にかかる水質総量規制実施
1982 (昭和 57)		・都が窒素酸化物の総量規制実施

年	江東区の動き	国・東京都の動き
1985 (昭和 60)	・江東区内の放置自転車の撤去活動を開始	
1990 (平成 2)	・大気汚染防止対策の一つとして電気自動車を購入	
1991 (平成 3)	・東雲大気汚染測定室（東雲小学校）測定開始	・国「再生資源の利用の促進に関する法律」公布
1992 (平成 4)		・国「生物多様性条約」採択
1994 (平成 6)	・東京都有明清掃工場操業協定書を都と締結	・都「東京都環境基本条例」制定 ・国「第一次環境基本計画」閣議決定
1995 (平成 7)		・国「容器包装リサイクル法」公布
1997 (平成 9)	・「江東区環境基本計画」策定	・都が区内河川に対し、水質汚濁に係る環境基準の水 域類型指定施行 ・都「東京都環境基本計画」策定 ・国「環境影響評価法」公布 ・地球温暖化防止会議（COP3）「京都議定書」採択
1998 (平成 10)	・東京都新江東清掃工場操業協定書を都と締結	・「小型焼却炉に係るばいじん及びダイオキシン類排 出抑制指導要綱」を施行 ・国「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法） 制定 ・国「家電リサイクル法」制定
1999 (平成 11)	・「江東区環境基本条例」施行 ・「江東区環境審議会」の設置	・国「P R T R法」公布
2000 (平成 12)	・「江東区区内環境配慮推進計画」策定 ・都から区へ清掃事業の移管 ・有明清掃工場、新江東清掃工場の操業に関する協定 書を東京二十三区清掃一部事務組合と締結	・国「ダイオキシン類対策特別措置法」 ・都「東京都自然保護条例」公布
2001 (平成 13)	・「江東区一般廃棄物処理基本計画」を策定 ・区議会に「放置自転車対策特別委員会」を設置 ・ごみ出しサポート事業実施	・都「東京都公害防止条例」が「東京都環境確保条例」 に全面改正 ・国「食品リサイクル法」制定 ・国「P C B廃棄物処理特別措置法」制定
2002 (平成 14)		・国「土壌汚染対策法」制定
2003 (平成 15)		・国「エネルギー基本計画」策定
2004 (平成 16)	・「江東区環境基本計画」改定 ・若洲風力発電施設設置	
2005 (平成 17)	・「江東区環境行動計画」策定	・日本環境安全事業㈱と「東京ポリ塩化ビフェニール 廃棄物処理事業に係る安全性と環境保全の確保に 関する協定書」を締結 ・国「京都議定書」発効 ・国「環境配慮促進法」施行
2006 (平成 18)	・「江東区区内環境配慮推進計画」改定 ・白河測定局を廃止	・国「第三次環境基本計画」閣議決定
2007 (平成 19)	・環境学習情報館（えこっくる江東）開設 ・「江東区一般廃棄物処理基本計画」改定 ・バイオマス実証試験開始（～H22） ・「江東区みどりと自然の基本計画」策定 ・砂町測定局を廃止	・都「東京都気候変動対策方針」策定 ・国「環境配慮契約法」施行

年	江東区の動き	国・東京都の動き
2008 (平成 20)	<ul style="list-style-type: none"> ・東雲測定局を廃止し、一般環境大気測定局を亀戸・東陽・豊洲に整理統合 ・35年ぶりにごみの分別方法を変更 ・「江東区みどり・温暖化対策基金」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・国「生物多様性基本法」施行
2009 (平成 21)	<ul style="list-style-type: none"> ・歩きたばこ・ポイ捨て全面禁止の条例施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業」の実施
2010 (平成 22)	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境基本計画」「KOTO 低炭素プラン（江東区地球温暖化対策実行計画）」策定 ・リサイクル施設「エコミラ江東」開設 ・「江東エコライフ協議会」の設置 ・「チーム江東・環境配慮推進計画(第2次庁内環境配慮推進計画)」策定 ・「江東区内における街路樹充実計画」を都と策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・都「地球温暖化対策報告書制度」創設 ・生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)愛知県名古屋市で開催
2011 (平成 23)	<ul style="list-style-type: none"> ・「豊洲グリーン・エコアイランド構想」策定 ・「江東区節電行動計画」策定 ・環境測定事業（空間放射線量及び土壌放射能測定）開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災の発生 ・東京都電力対策緊急プログラムの策定 ・国「生物多様性地域連携促進法」施行
2012 (平成 24)	<ul style="list-style-type: none"> ・「江東区一般廃棄物処理基本計画」改定 ・「江東区エネルギー管理規定（管理標準）」策定 ・「江東区 CIG ビジョン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・都「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」策定 ・国「固定価格買い取り制度（FIT）」開始 ・国「生物多様性国家戦略 2012-2020」閣議決定 ・国「地球温暖化対策のための税」導入 ・国「都市の低炭素化の促進に関する法律」施行 ・国「第四次環境基本計画」閣議決定
2013 (平成 25)	<ul style="list-style-type: none"> ・江東区エコポイント制度事業の試行実施（～H26） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会」開催決定 ・国 2020 年度の温室効果ガス削減目標設定 ・国「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」施行 ・国「第三次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 ・国「水銀に関する水俣条約」採択
2014 (平成 26)	<ul style="list-style-type: none"> ・「江東区公共建築物等における木材利用推進方針」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京都長期ビジョン」策定 ・気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が第五次評価報告書統合評価報告書を公表
2015 (平成 27)	<ul style="list-style-type: none"> ・「江東区環境基本計画」改定 ・マイクロ水力発電設備設置 ・豊洲駅地下自転車駐車場の開設 ・燃料電池自動車「MIRA」を庁有車として2台導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・国「持続可能な資源利用に向けた取組方針」策定 ・国「水銀による環境汚染の防止に関する法律」制定 ・国「大気汚染防止法の一部を改正する法律」制定 ・国「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」施行 ・国連総会「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択（「持続可能な開発目標」（SDGs）） ・気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）にて「パリ協定」を採択
2016 (平成 28)	<ul style="list-style-type: none"> ・「チーム江東・環境配慮推進計画(第2次庁内環境配慮推進計画)」改定 （「江東区エネルギー管理規定（管理標準）」を統合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・国「水銀に関する水俣条約」締結 ・電力の小売全面自由化が開始（4月～） ・国「地球温暖化対策計画」策定
2017 (平成 29)	<ul style="list-style-type: none"> ・「江東区一般廃棄物処理基本計画」改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスの小売全面自由化が開始（4月～） ・国「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を改正する法律」（改正 FIT 法）施行

江東区環境学習情報館キャラクター

...えこっくる江東のたすけくんには妹とお友達がいることをご存知でしょうか。
 そして、たすけくんとその仲間たちは、それぞれ性格が異なり、趣味や得意科目もあるのです。今回はそんなたすけくんと仲間たちのあまり知られていない一面をご紹介します。



たすけくん（ギンヤンマ）
 性格：しっかりもの、趣味：お祭り、得意科目：国語・社会



すみれさん（妹、ギンヤンマ）
 性格：おしゃま、趣味：ファッション
 得意科目：家庭科・音楽



あられさん（妹、ギンヤンマ）
 性格：おてんば、趣味：スポーツ
 得意科目：体育・図工



ケロそうくん（友人、ニホンアカガエル）
 性格：こだわり屋、趣味：昆虫採集
 得意科目：理科・算数



げったくん（友人、ヤマトオサガニ）
 性格：はにかみ屋、趣味：かくれんぼ
 得意科目：外国語・地図

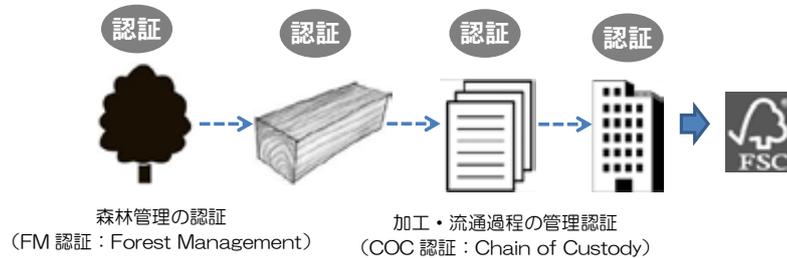
...ぜひ仲間たちの名前と特徴を覚えて、えこっくる江東のいろいろなところに隠れている仲間たちを探してみてください...

<本報告書について>

報告対象	江東区内全域及び庁内における「江東区環境基本計画」に基づく取り組み
対象期間	平成28年4月1日 ～ 平成29年3月31日
発行日	平成29年9月1日
発行部数（初版）	750部
次回発行予定	平成30年9月
直近の発行日	平成28年9月1日
参考にした指針	環境報告ガイドライン（2012版）
作成者	江東区環境清掃部温暖化対策課



国際的な森林保全活動を推進する Forest Stewardship Council®（森林管理協議会）により認証された森林からの原材料及び管理された原料を含む「FSC®認証紙」を使用しています。森林管理から加工・流通まで、製品に関わる全ての過程において認証を取得しています。



石油系溶剤の代わりに、植物由来の油を原料としたベジタブルインキを使用しています。紙との分離が容易なためリサイクルしやすく、土中での生分解性にも優れています。



「環境コミュニケーション大賞」は、優れた環境報告書等や環境活動レポートを表彰することにより、事業者等の環境コミュニケーションへの取り組みを促進するとともに、その質の向上を図ることを目的とする表彰制度です。昨年度の本紙「江東区の環境白書」は、この「環境コミュニケーション大賞」において優良賞を受賞しました。

江東区の環境白書

江東区環境基本計画 平成 28 年度実績報告

平成 29 年 9 月発行

印刷物規格表第1類

印刷番号 29 (38号)

編集発行 江東区環境清掃部温暖化対策課
東京都江東区東陽 4-11-28
電話 3647-9111 (大代表)

印刷所 タナカ印刷株式会社